

犬山市
一般廃棄物処理基本計画
(犬山市食品ロス削減推進計画を含む)
(素案)

令和7年3月

目 次

I.	計画策定の基本的事項	1
1.	計画の位置づけ	1
2.	計画の枠組み	2
3.	計画の期間	2
4.	計画人口	3
4.1	将来人口の推移予測	3
4.2	計画人口の設定	3
5.	犬山市の概要	4
5.1	地域の概要	4
5.2	人口動態	5
5.3	土地の利用状況	8
5.4	産業動向	9
5.5	本市の他の計画との関係	13
II.	ごみ処理基本計画	16
1.	ごみ処理の現状	16
1.1	ごみ処理の流れ	16
1.2	ごみ収集の状況	17
1.3	ごみ排出の状況	18
1.4	中間処理	24
1.5	最終処分	26
1.6	可燃ごみのごみ質分析結果	28
1.7	ごみ減量化・資源化施策の状況	29
1.8	他の自治体と比較した本市の状況	34
1.9	目標の達成状況及びその評価	36
2.	今後の課題	38
2.1	ごみの減量化・資源化に関する課題	38
2.2	収集運搬、中間処理及び最終処分に関する課題	40
3.	計画の方針	41
3.1	計画の基本方針	41
3.2	計画の目標値	42
4.	計画の施策	47
4.1	施策の体系	47
4.2	施策の内容	49
5.	計画の推進	54
5.1	計画推進体制の充実	54

III. 食品ロス削減推進計画	55
1. 食品ロス削減推進計画の策定と目的	55
2. 食品ロス発生の現況	56
2.1 食品ロスの発生要因	56
2.2 食品ロスの発生量	57
3. 達成すべき目標	59
3.1 食品ロス発生量の削減	59
3.2 市民意識の醸成	59
4. 食品ロス削減に向けた施策の推進	60
4.1 各主体に求められる役割と行動	60
4.2 推進施策	63
4.3 計画の推進	65
IV. 生活排水処理基本計画	66
1. 生活排水処理の現状	66
1.1 生活排水処理の概要	66
1.2 生活排水処理の流れ	66
1.3 生活排水処理形態別人口	67
1.4 生活排水処理施設の概況	69
1.5 収集・運搬の現状	72
1.6 し尿・汚泥処理施設	73
1.7 目標の達成状況及びその評価	73
2. 生活排水処理の将来予測	74
2.1 将来推計方法	74
2.2 将来推計結果	75
3. 計画の方針	76
3.1 計画の基本方針	76
3.2 計画の目標値	76
4. 計画の施策	77

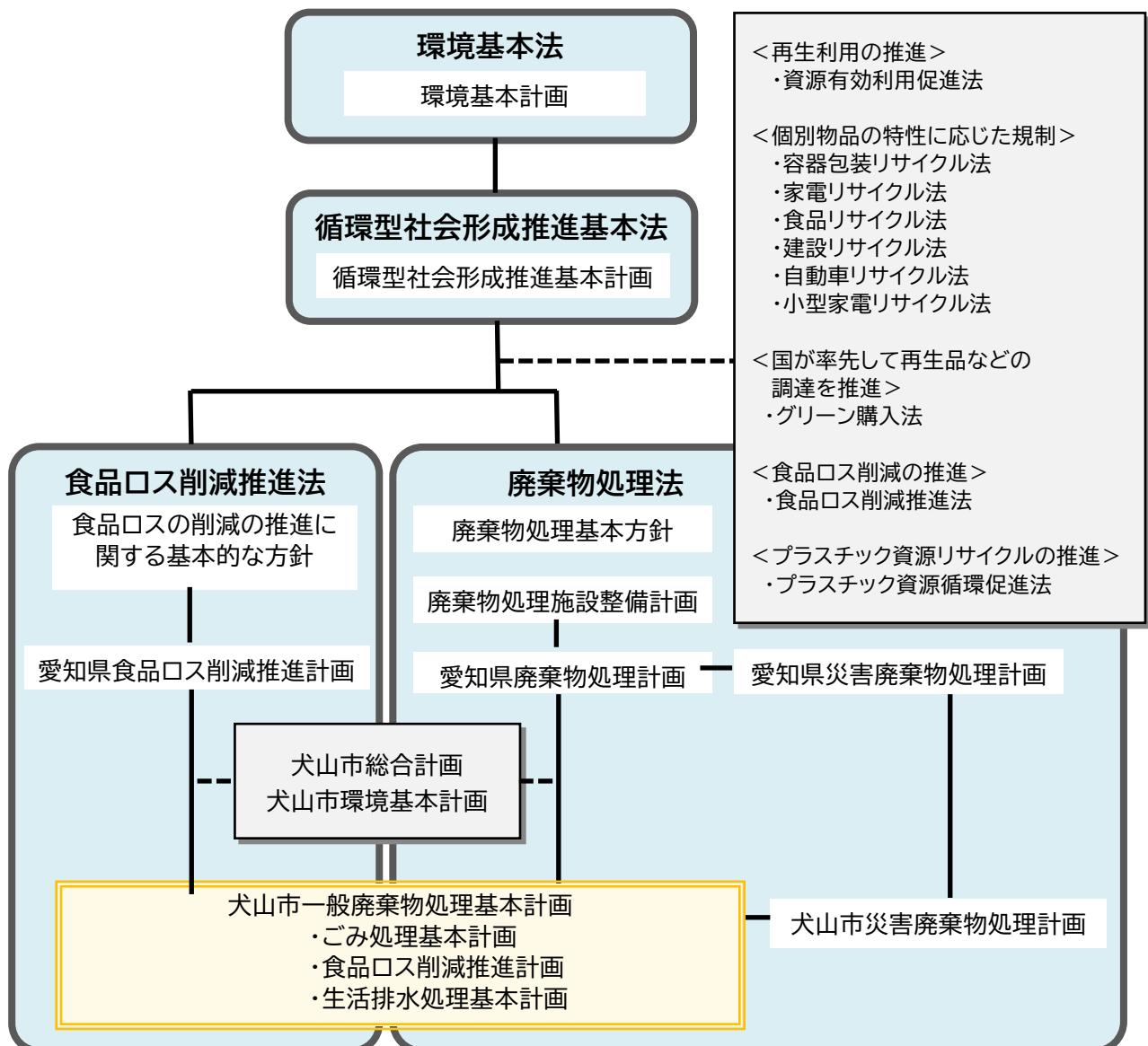
<注意事項> 本書中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

I. 計画策定の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。第6次犬山市総合計画や犬山市環境基本計画等の関連計画と連携・整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもので、ごみに関する部分を定める「ごみ処理基本計画」と、生活排水に関する部分を定める「生活排水処理基本計画」、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を合わせて策定するものです。

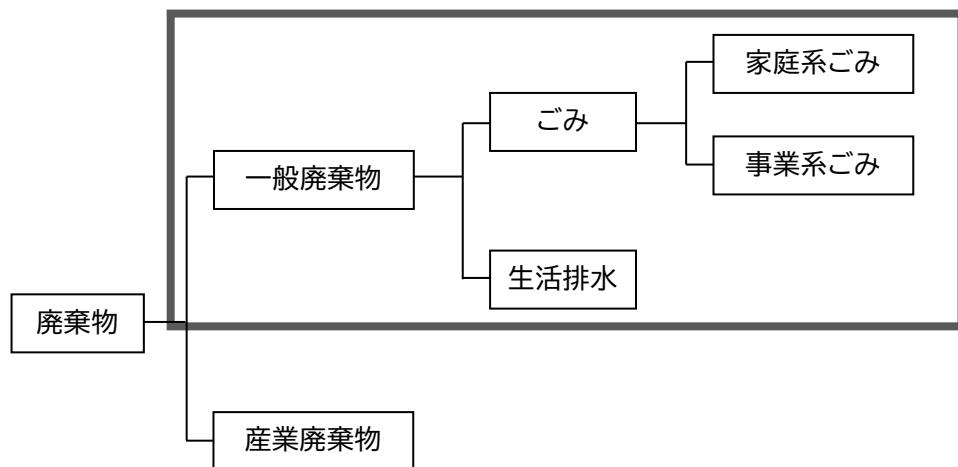
図 I.1-1 本計画の位置づけ



2. 計画の枠組み

本計画の対象は、一般廃棄物(ごみ及び生活排水)とします(図 I .2-1 の太枠の範囲内)。

図 I .2-1 本計画の対象とするごみの範囲



3. 計画の期間

計画期間は、令和 7 年度～令和 16 年度とし、令和 11 年度を中間目標年度とします。なお、令和 9 年度にごみ処理広域化に合わせて計画を見直します。

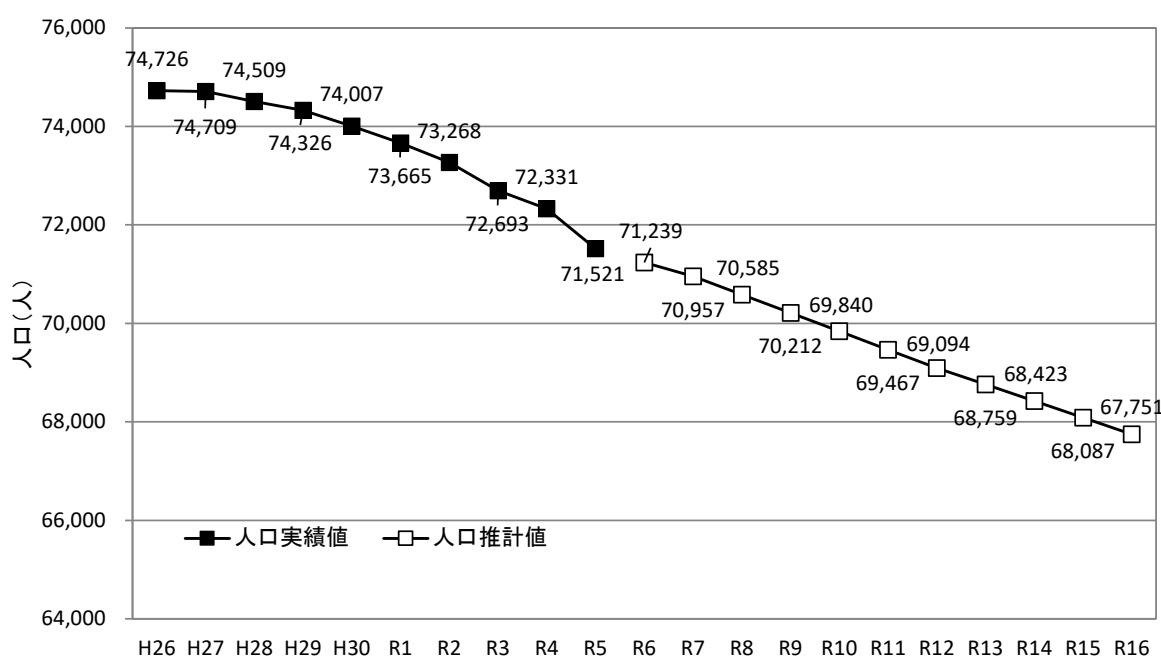
4. 計画人口

4.1 将来人口の推移予測

将来人口を図 I.4-1 に示します。

本市の人口は、令和元年度から令和 5 年度にかけて平均年 0.7%程度減少しており、今後も減少傾向が継続すると見込まれます。

図 I.4-1 将来人口の推移



注 1) 人口実績値は、各年度 3 月 31 日の住民基本台帳人口としています。

注 2) 人口推計値は、第 6 次犬山市総合計画で策定した将来推計人口を、住民基本台帳人口の実績値で補正したものです。補正值は、将来推計人口の 5 年ごとの値を直線補間して各年の値にしたものと、令和 5 年度の住民基本台帳人口との差を補正值として、将来推計人口に加えたものです。

4.2 計画人口の設定

本計画の策定にあたって想定する計画人口は、表 I.4-1 のとおりとします。

表 I.4-1 計画人口

年 度	計画人口(人)	
中間目標年度推計値	令和 11 年度	69,467
目標年度推計値	令和 16 年度	67,751

5. 犬山市の概要

5.1 地域の概要

(1)立地・地勢・交通

本市は名古屋市の中心から北へ約 25km に位置し、岐阜県との県境に位置しています。南は小牧市・春日井市、西は大口町・扶桑町、東は岐阜県可児市・多治見市に接し、北は木曽川を隔てて岐阜県各務原市、坂祝町にそれぞれ接しています。

本市の市域は総面積 74.90km²で、北側を清流木曽川が流れ、木曽川扇状地の頂上部にあたります。名鉄犬山線、小牧線、広見線の3鉄道路線が犬山駅で結節し、合わせて7駅が設置されています。また、主要幹線道路である国道 41 号が東西に横断しています。

(2)文化・歴史

犬山城天守と茶室如庵の2つの国宝をはじめ、江戸時代の町割りを残す犬山城下町、国指定名勝の木曽川、国指定史跡の東之宮古墳や青塚古墳、古典的漁法が受け継がれる木曽川うかい、本殿等が国の重要文化財に指定されている大縣神社など豊富な歴史文化資源があり、まちの中に豊かな歴史や伝統文化が息づいています。

(3)自然

昭和の名水百選に選定された木曽川(中流域)は、チャート(角岩)の懸崖や奇岩・巨岩を望むことができるほか、春の桜や新緑をはじめ、季節ごとに景色が彩られます。また、木曽川や東部丘陵地の一帯は、飛騨木曽川国定公園に指定され、国の天然記念物であるヒツバタゴ自生地のほか、絶滅危惧種の評価を受ける希少な動植物も生息し、豊かな自然が残されています。

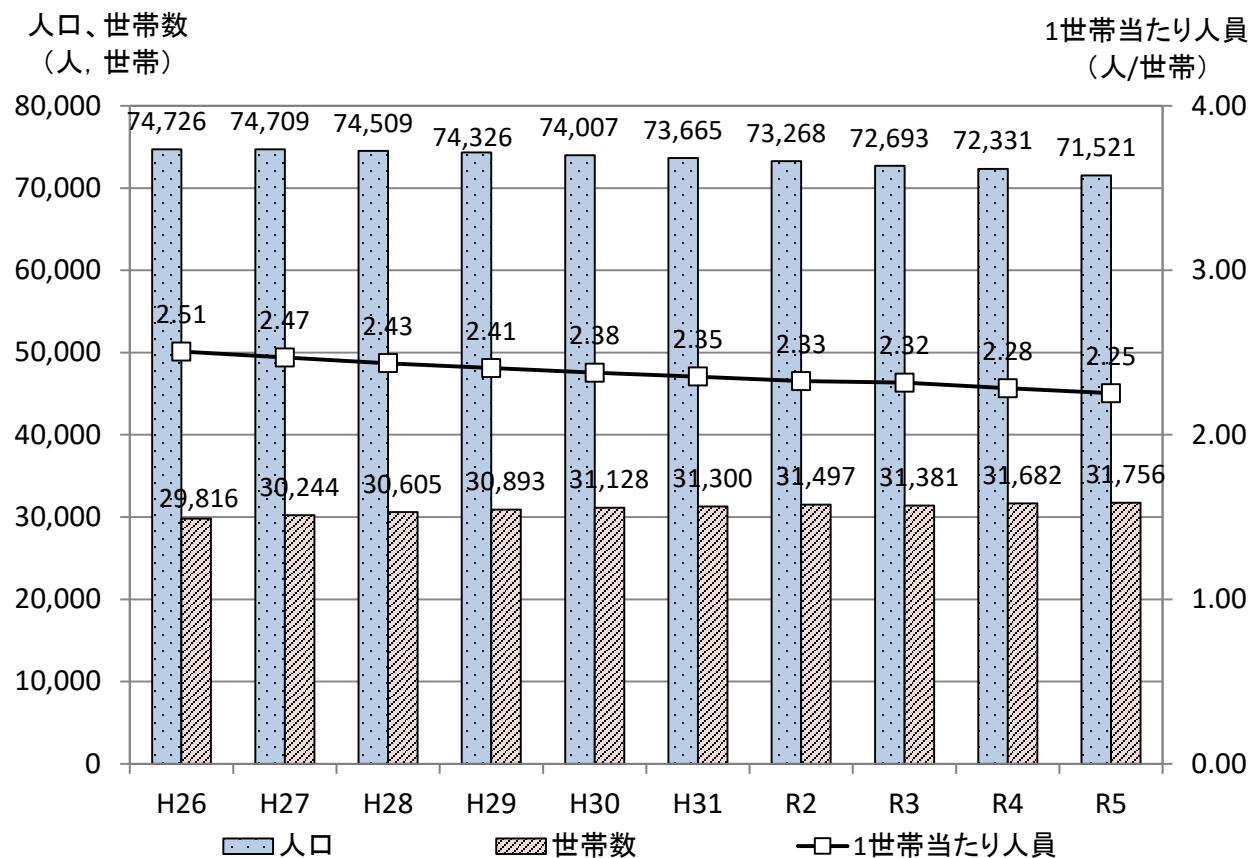
5.2 人口動態

(1) 人口、世帯数の概要

平成 26 年度以降の住民基本台帳に基づく本市の人口、世帯数の推移を図 I.5-1 に示します。

平成 26 年度以降、本市の人口は概ね減少する傾向にあり、一方で世帯数は増加する傾向にあります。そのため、1 世帯当たりの人員は、令和 5 年度では 2.25 人／世帯となり、平成 26 年度の 2.51 人／世帯から一貫して減少しています。

図 I.5-1 本市の人口及び世帯数の推移



出典:住民基本台帳

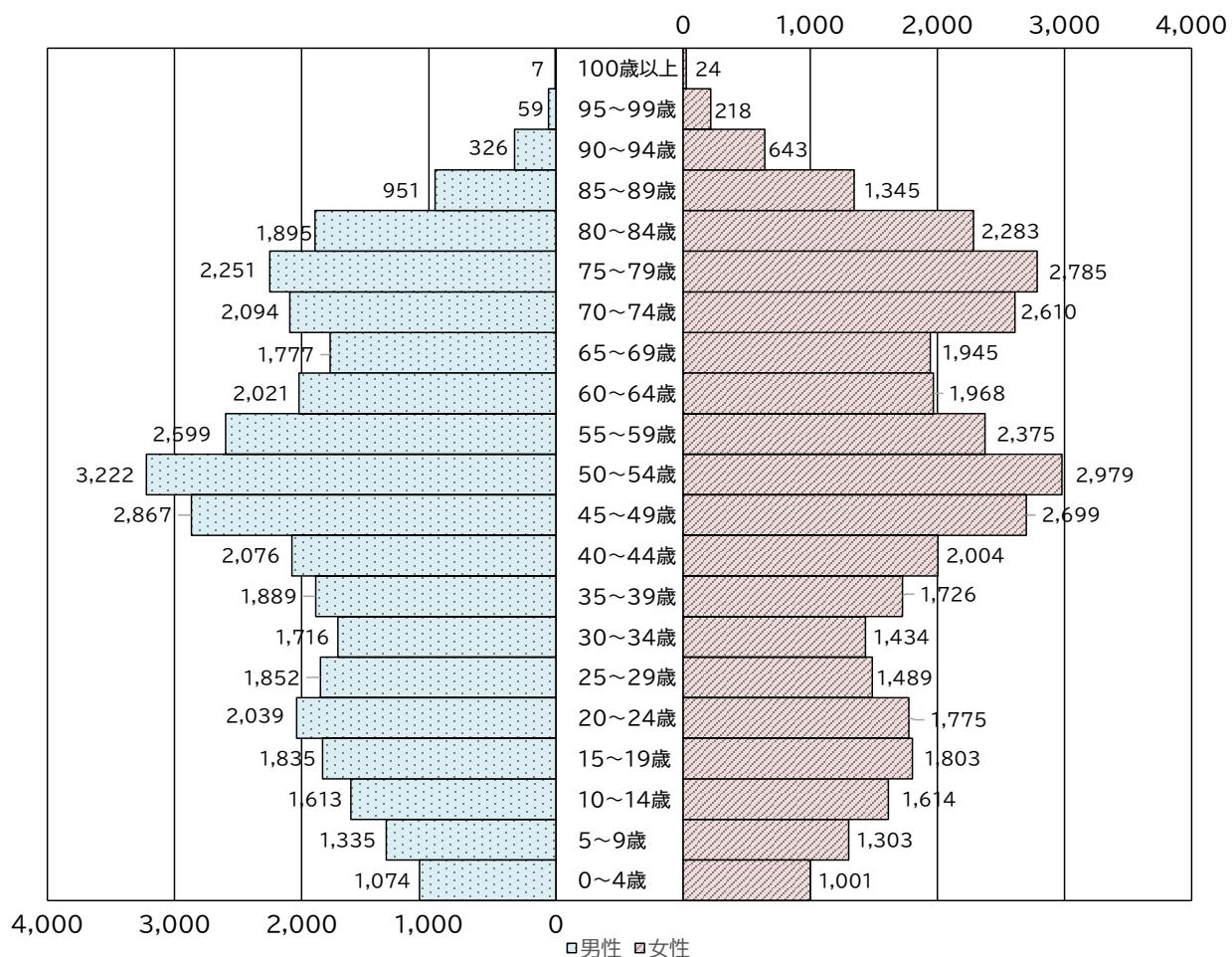
注)人口及び世帯数は、各年度 3 月 31 日の数値としています。

(2)年齢別人口分布

住民基本台帳に基づく本市の男女別5歳階級別人口分布を図I.5-2に示します。

本市の令和5年度の5歳階級別人口分布は、男女とも50～54歳の団塊ジュニア世代と75～79歳の団塊の世代がピークとなっています。

図I.5-2 本市の男女別5歳階級別人口分布(令和5年度)



出典:住民基本台帳

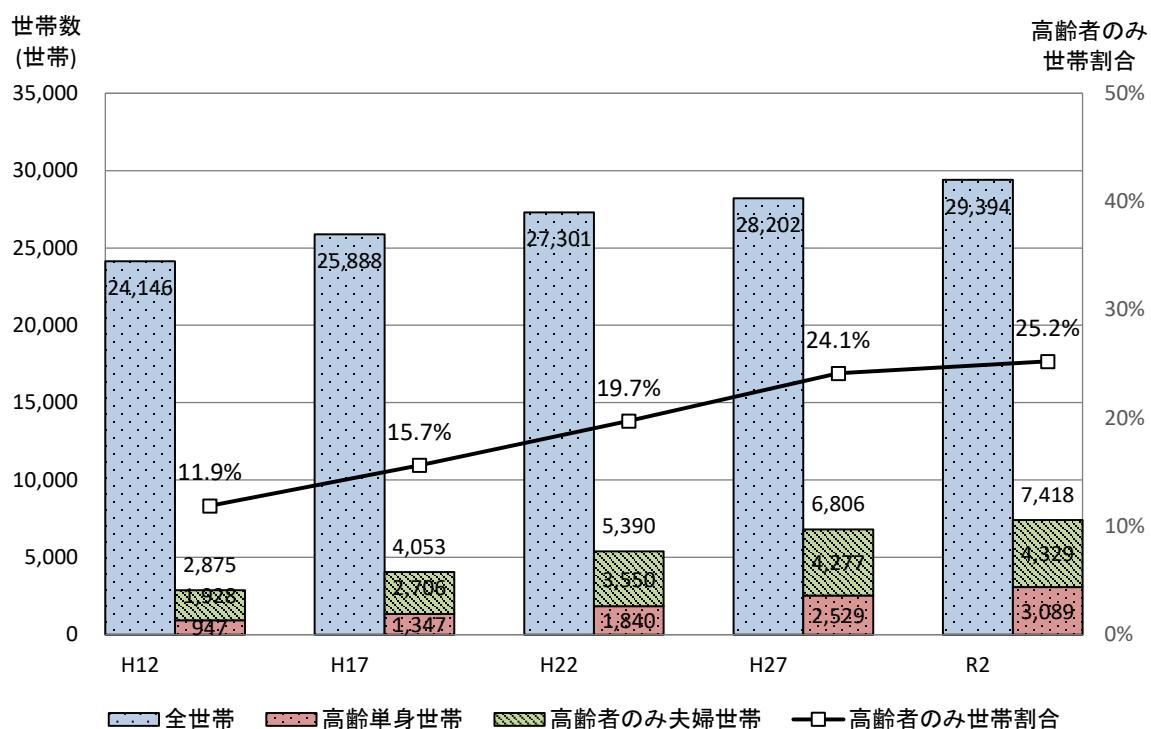
注)男女別5歳階級別人口は、令和6年3月31日の数値としています。

(3)高齢者のみ世帯の推移

本市の高齢者のみ世帯数(65歳以上の単身者の世帯数と夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみ世帯数の合計)及び全世帯(一般世帯)に占める割合を、図I.5-3に示します。

高齢者のみ世帯は数、割合ともに年々増加しており、令和2年度は全世帯の約1/4が高齢者のみ世帯となっています。今後も高齢者のみ世帯は、数、割合共に引き続き増加するものと考えられます。

図I.5-3 本市の高齢者のみ世帯数及び割合



出典:国勢調査

注) 高齢者のみ世帯数は、各年度10月の数値としています。

5.3 土地の利用状況

本市の地目別土地利用面積の推移を表 I.5-1 に、令和 4 年の土地利用面積の構成を図 I.5-4 に示します。

本市の土地利用は、宅地の面積が徐々に増加し、農地の面積が減少しています。また、森林・原野等については、平成 29 年から平成 30 年に減少し、それ以降大きな変化はありません。

令和 4 年における本市の土地利用面積の構成は、森林・原野等が最も多く(45%)、次いで宅地(16%)、農地(12%)となっています。

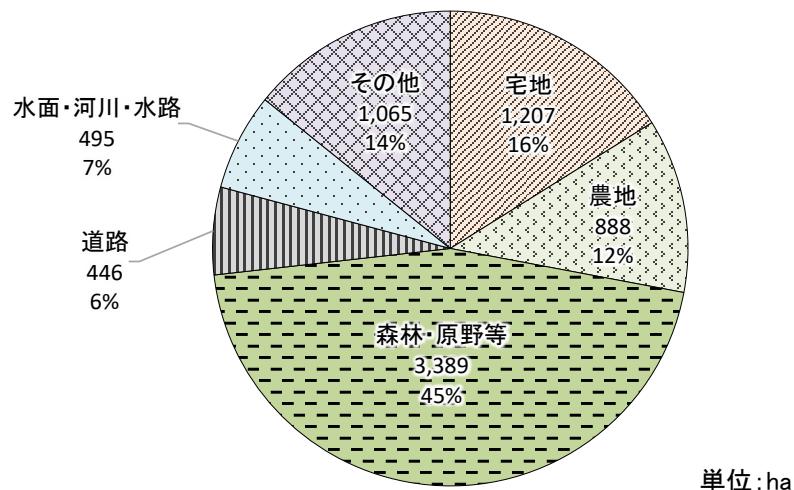
表 I.5-1 地目別土地利用面積

	行政面積	宅地	農地	森林・原野等	道路	水面・河川・水路	その他	単位:ha
H26	7,490	1,167	918	3,437	442	496	1,030	
H27	7,490	1,174	915	3,437	444	496	1,024	
H28	7,490	1,180	908	3,437	444	496	1,025	
H29	7,490	1,184	904	3,435	444	497	1,025	
H30	7,490	1,189	901	3,382	445	497	1,077	
R1	7,490	1,192	896	3,382	446	497	1,078	
R2	7,490	1,198	892	3,382	445	496	891	
R3	7,490	1,202	889	3,382	445	495	1,077	
R4	7,490	1,207	888	3,389	446	495	1,065	

出典:愛知県統計年鑑

注) 地目別土地利用面積は、各年度 10 月 1 日の数値としています。

図 I.5-4 土地利用面積の構成(令和 4 年)



出典:愛知県統計年鑑

注) 地目別土地利用面積は、各年度 10 月 1 日の数値としています。

5.4 産業動向

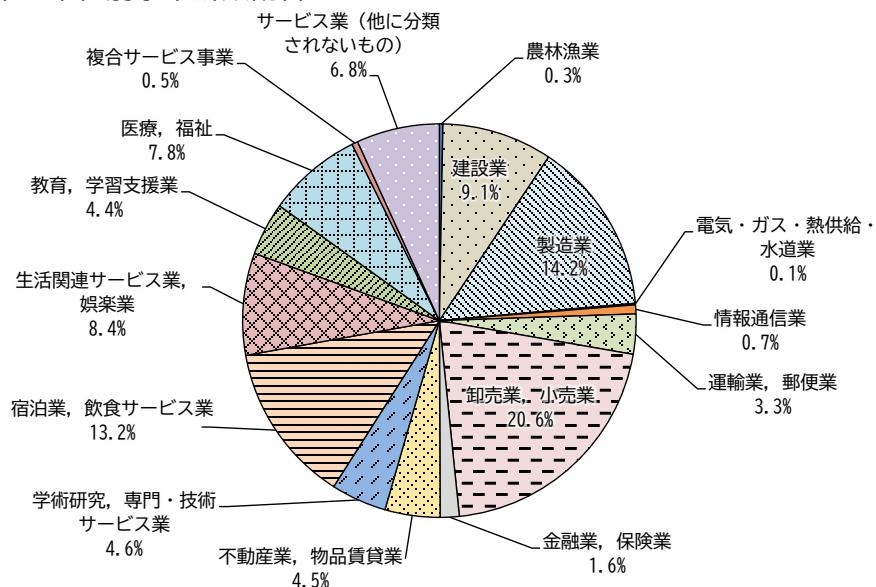
(1)本市の産業構造

本市の事業所数を図 I.5-5、従業者数を図 I.5-6 に示します(令和 2 年)。

本市において、事業所数が最も多い業種は「卸売業、小売業」(20.6%)であり、次いで「製造業」(14.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」(13.2%)でした。

また、従業者数が最も多い業種は「製造業」(36.3%)であり、次いで「卸売業、小売業」(13.2%)、「医療、福祉」(11.9%)でした。

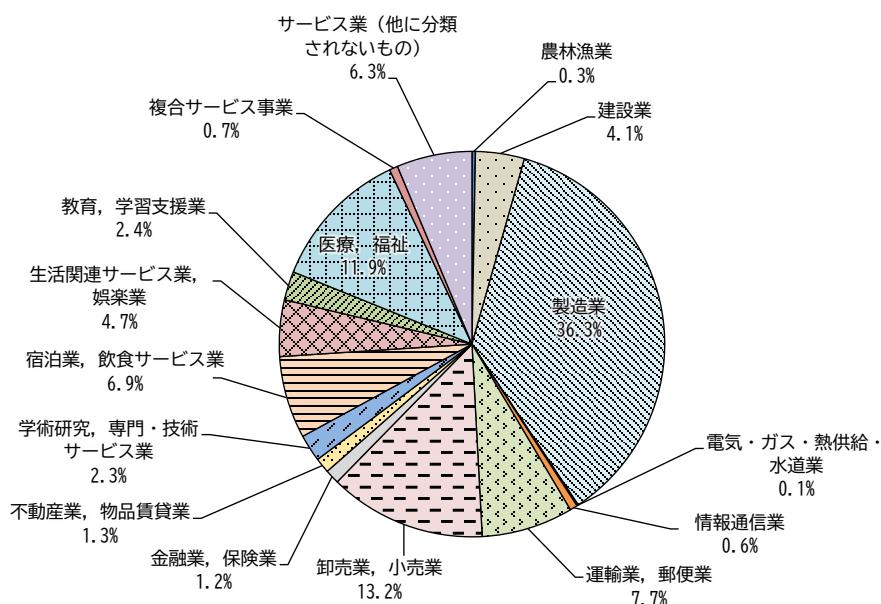
図 I.5-5 本市の業種別事業所数割合



出典:令和 3 年経済センサス-活動調査

注) 業種別事業所割合は、令和 3 年 6 月の数値としています。

図 I.5-6 本市の業種別従業者数割合



出典:令和 3 年経済センサス-活動調査

注) 業種別従業者割合は、令和 3 年 6 月の数値としています。

(2)農業

本市の販売農家数、自給的農家数、農業就業人口を、表 I.5-2 及び図 I.5-7 に示します。

農家の総数は、平成 12 年から令和 2 年の間に農家戸数は約 6 割に減少し、そのうち販売農家数は約 4 割に減少しています。自給的農家数は平成 12 年から平成 17 年にかけては増加しましたが、平成 17 年以降は減少傾向にあります。農業就業人口は 1,592 人から 355 人と、約 2 割に減少しています。

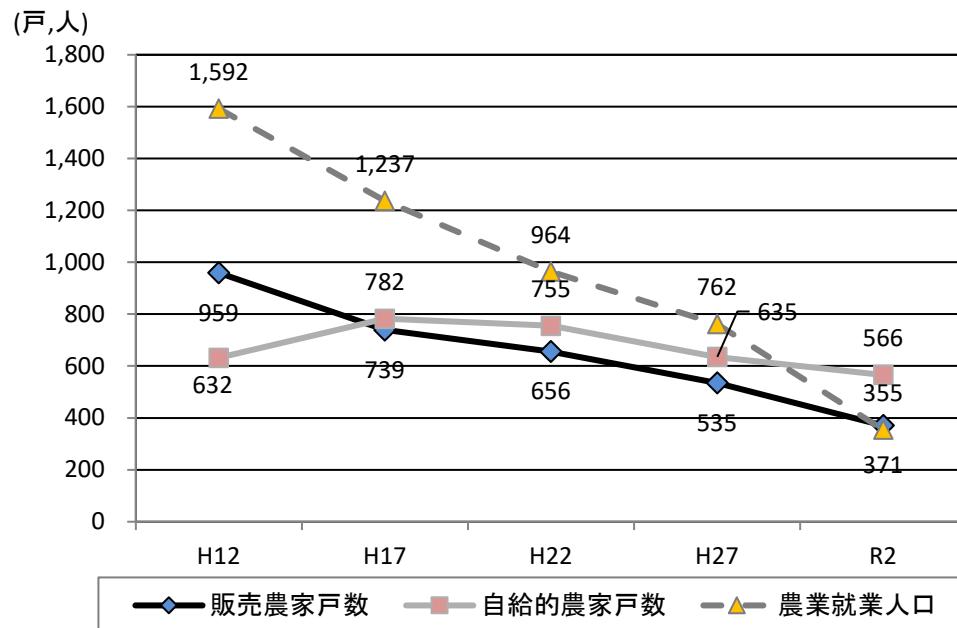
表 I.5-2 販売農家数、自給的農家数、農業就業人口の推移

	総 数 (戸)	販売 農家 (戸)	主 副 業 別 (戸)			自給的 農家 (戸)	農業就業 人口 (人)
			主 業	準主業	副業		
H12	1,591	959	64	259	636	632	1,592
H17	1,521	739	42	160	537	782	1,237
H22	1,411	656	37	152	467	755	964
H27	1,170	535	28	99	408	635	762
R2	937	371	18	46	306	566	355

出典:農林業センサス

注)販売農家数、自給的農家数、農業就業人口の推移は、各年 2 月 1 日の数値としています。

図 I.5-7 販売農家数、自給的農家数、農業就業人口の推移



出典:農林業センサス

注)販売農家数、自給的農家数、農業就業人口の推移は、各年 2 月 1 日の数値としています。

(3)工業

本市の製造業関連の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移を表 I.5-3 及び図 I.5-8 に示します。

本市の製造業の事業所数は平成 26 年度以降 200 事業所前後、従業者数は 12,000 人前後で推移しており、大きな変化は見られません。製造品出荷額等は緩やかに増加する傾向にあります。

表 I.5-3 事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数（事業所）	常用従業者数（人）	製造品出荷額等（百万円）
H26	203	10,879	440,434
H27	214	12,059	428,070
H28	201	11,938	445,363
H29	200	11,570	463,360
H30	193	12,664	478,121
R1	192	12,296	487,776
R2	190	11,680	436,793
R3	235	12,100	538,738
R4	237	12,559	592,049

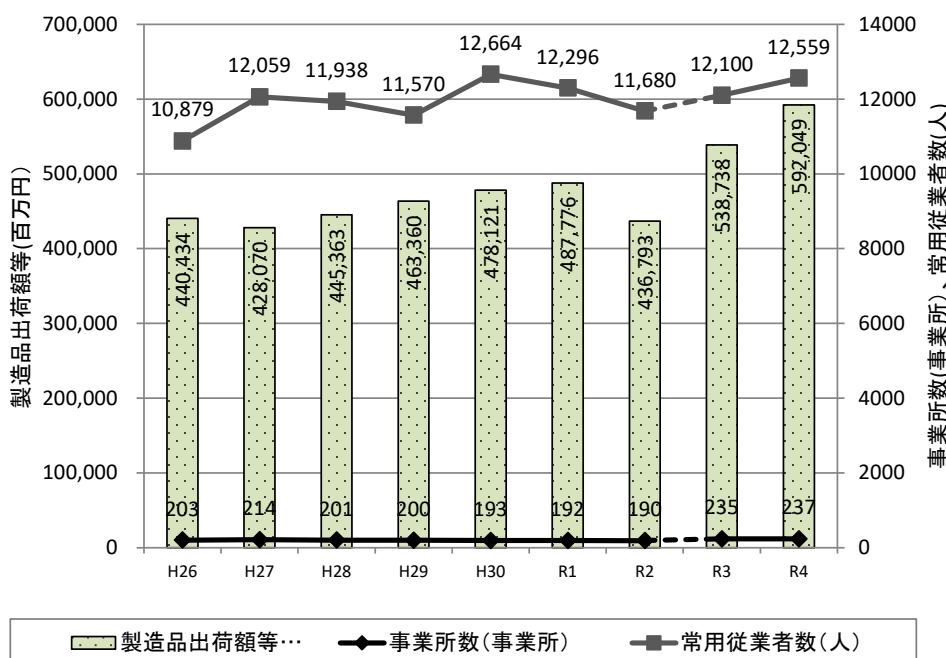
H26～R2 は RESAS を引用、R3, R4 は経済構造実態調査(製造業事業所調査)

注 1) 対象とする事業所は、H26～R2 は従業員 4 人以上の事業所、R3, R4 は全事業所

注 2) 事業所及び常用従業者数は、H26 は 12 月 31 日現在、H27～R4 は翌年の 6 月 1 日現在の数値

注 3) 製造品出荷額は、H26 は 12 月 31 日現在、H27～R2 は翌年の 6 月 1 日現在の数値、R3, R4 は当年度 1 年間の数値

図 I.5-8 事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移



H26～R2 は RESAS を引用、R3, R4 は経済構造実態調査(製造業事業所調査)

注 1) 対象とする事業所は、H26～R2 は従業員 4 人以上の事業所、R3, R4 は全事業所

注 2) 事業所及び常用従業者数は、H26 は 12 月 31 日現在、H27～R4 は翌年の 6 月 1 日現在の数値

注 3) 製造品出荷額は、H26 は 12 月 31 日現在、H27～R2 は翌年の 6 月 1 日現在の数値、R3, R4 は当年度 1 年間の数値

(4)商業

本市の商店数、従業員数、年間販売額の推移を表 I.5-4 及び図 I.5-9 に示します。

商店数は 430 店前後で推移しており、従業員数と年間商品販売額は増加しています。なお、商店数、従業員数、年間商品販売額は、いずれも卸売業と小売業の合計です。

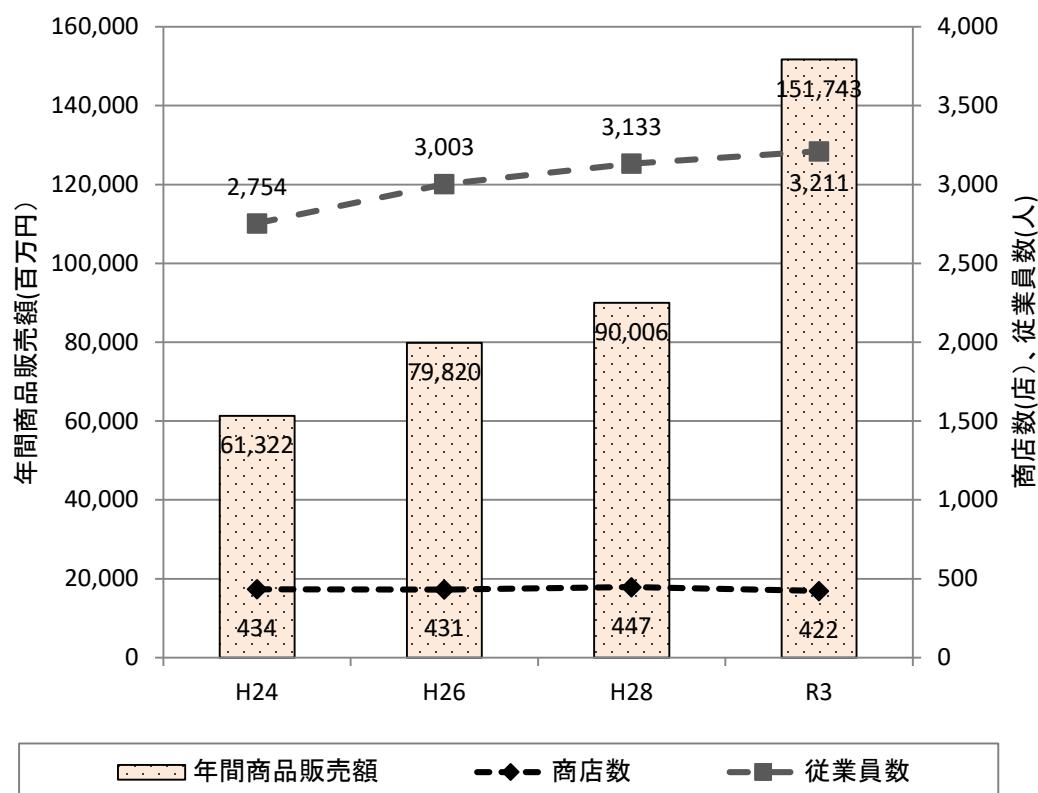
表 I.5-4 商店数、従業員数、年間販売額

	商店数(店)	従業員数(人)	年間商品販売額(百万円)
H24	434	2,754	61,322
H26	431	3,003	79,820
H28	447	3,133	90,006
R3	422	3,211	151,743

出典:経済センサス(活動調査)(H24,H28,R3)、商業統計調査(H26)

注)商店数、従業員数、年間販売額は、H24 は平成 24 年 2 月、H26 は平成 26 年 7 月、H28 は平成 28 年 6 月、R3 は令和 3 年 6 月の数値としています。

図 I.5-9 商店数、従業員数、年間販売額の推移



出典:経済センサス(活動調査)(H24,H28,R3)、商業統計調査(H26)

注)商店数、従業員数、年間販売額は、H24 は平成 24 年 2 月、H26 は平成 26 年 7 月、H28 は平成 28 年 6 月、R3 は令和 3 年 6 月の数値としています。

5.5 本市の他の計画との関係

(1)第6次犬山市総合計画(令和5年度～令和12年度)

第6次犬山市総合計画では、「基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ」の「施策3-3 低炭素・循環型・自然共生」の中で、目指す姿として「地球環境に配慮しているまち」とし、「取組みの方向性」として「3Rの推進」と「適正なごみ処理体制の確保」を掲げています。

■ 取組みの方向性 ■

3Rの推進

さらなるごみ減量を図るため、食品ロス削減やプラスチック製品のリサイクルといった取組みを強化し、今後も3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

適正なごみ処理体制の確保

新ごみ処理施設の建設等、適正なごみ処理体制を確保します。また、ごみの収集運搬作業の効率を高めるとともに、環境に与える影響を低減するために、収集運搬方法の合理化についての研究を進めます。

また、これに関連する達成指標としては、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」と「リサイクル率」を掲げ、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は現状より減少、「リサイクル率」は現状より増加する方向を、2026年度に向けての方向性としています。また、計画期間における重点事業として「広域ごみ処理施設整備」を掲げています。

■ 達成指標 ■

番号	指標	説明	単位	現状値 (時点)	2026目標値 [目指す方向]
43	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	$(\text{「ごみの総排出量」} - \text{「事業系ごみ収集量」} - \text{「生活系資源ごみ量」} - \text{「集団回収量」}) \div (\text{「人口」} \times 365)$	g/人・日	478 (R2(2020))	▼
44	リサイクル率	$\text{「総資源化量」} \div (\text{「収集ごみ量」} + \text{「直接搬入ごみ量」} + \text{「集団回収量」})$	%	19.5 (R2(2020))	▲

(2) 第2次犬山市環境基本計画(令和3年3月)

第2次犬山市環境基本計画では、目標とする環境像である「里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち 犬山」の実現に向けた5つの基本目標の1つである「限りある資源を有効に利用するまち」の中で、個別目標として「3Rの推進」を掲げ、食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発、再資源化の推進と脱プラスチック、適正なごみ処理体制の確保を実現するために、以下の成果指標を掲げています。

成果指標		
項目	2019年	2030年
ごみの年間総排出量	22,120.8 t	21,361.0 t
家庭系一般廃棄物の可燃ごみ年間総排出量	11,846.6 t	11,265.0 t
市民1人1日当たりの排出量 (家庭系一般廃棄物の可燃ごみ及び不燃ごみ)	440 g	436 g
リサイクル率	17.2%	17.5%
「ごみの収集・処理の方法」の満足度(アンケート調査)	76.2%	82.0%

また、施策ごとに市の取組みを掲げ、それぞれに関連する施策指標と目標達成に向けた取組みを示しています。

施策⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生抑制、再使用、再資源化による3R推進のための情報を継続して提供します。

フードドライブやシェア活動等により食品ロスを削減するとともに、食品廃棄物の発生抑制の取り組みを推進するために、市民や事業者と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

施策⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック

再資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底するための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

施策⑩ 適正なごみ処理体制の確保

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集方法や収集ルートなど収集運搬方法の合理化について研究します。

また、新ごみ処理施設の建設をはじめ、適正なごみ処理体制を確保していきます。

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
⑧⑨	ごみアプリの閲覧数	82,003回／年	100,000回／年	126,000回／年
⑧⑨	臨時エコステーション開設数	3回／月	4回／月	6回／月

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
2-1	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進します。	環境課
2-2	レジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進します。	環境課
2-3	生ごみの発生と排出量を減らすため、生ごみの水切りについての周知や、生ごみ処理機の普及に努めます。	環境課
2-4	家庭や飲食店等に対し、ごみを出さない買い物の仕方や調理方法、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-5	県や事業者と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進を図ります。	環境課
2-6	ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進します。	環境課
2-7	フードドライブやシェア活動等により食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-8	ごみ減量説明会や施設見学会を実施し、より多くの人が廃棄物の削減に対する理解を深める機会を提供します。	環境課
2-9	安全で安定したごみ処理を行います。	環境課
2-10	分別品目、最適な収集区割や収集ルートの検討を行い、安定したごみ収集を行います。	環境課
2-11	高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、収集方法についての検討を継続的に行います。	環境課
2-12	新ごみ処理施設の建設に向け、2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）で構成する尾張北部環境組合が事業推進に取り組みます。	環境課

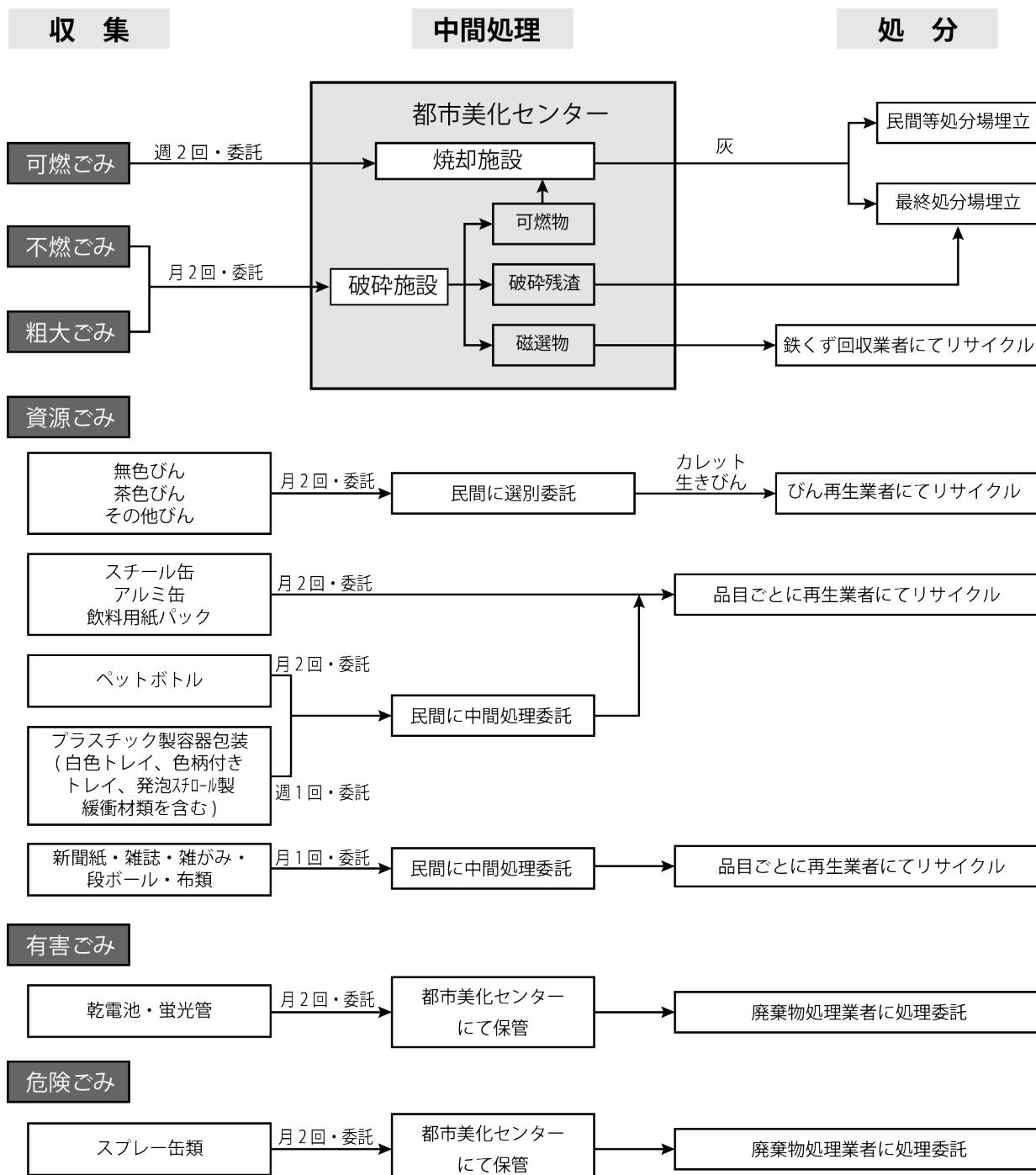
II. ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

1.1 ごみ処理の流れ

図 II.1-1 に本市におけるごみ処理の流れを示します。

図 II.1-1 ごみ処理の流れ



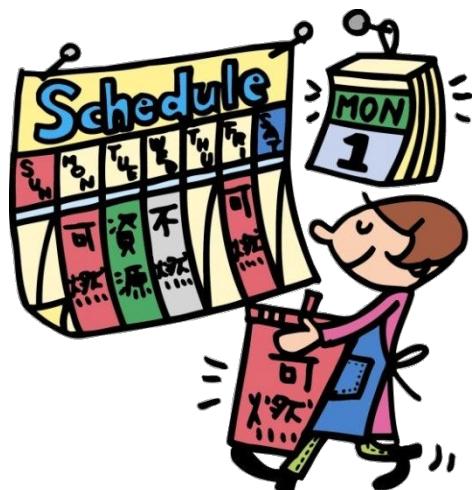
注) 図内の処理・処分は令和5年度実績

1.2 ごみ収集の状況

本市における収集の状況は表 II.1-1 のとおりです。

表 II.1-1 収集の状況

分別	種類	集積場所	集積場所設置単位	容器	収集頻度	収集方法	
可燃ごみ	焼却が可能なごみ (台所生ごみ・紙くず・木くず・布皮製品など)		15~20世帯に1か所	犬山市指定ごみ袋(有料)	週2回		
不燃ごみ	焼却が不可能なごみ (金属類・陶器類・割れびん・ガラスなど)						
危険ごみ	スプレー缶類 (カセットボンベ・ヘアスプレー・殺虫剤など)			プラスチックコンテナ			
有害ごみ	乾電池 蛍光管						
資源物	飲料水等の空きびん (無色・茶色・その他)	ステーション方式	1町内に1~2か所			委託	
	アルミ缶 スチール缶 ペットボトル 飲料用紙パック			ネット式ステーションバッケ	週1回		
	プラスチック製容器包装 (食品用トレイ、発泡スチロール類を含む)			エコバッグ	月1回		
	新聞紙 雑誌・雑がみ			容器なし			
	段ボール			エコバッグ			
	布類						
	大型(50cm以上)の可燃ごみ、不燃ごみ	戸別収集(有料)	—	—	月2回		



1.3 ごみ排出の状況

(1)ごみ排出量の推移

表 II.1-2 及び図 II.1-2 に、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の本市のごみ排出量の推移を示します。

ごみの総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収の合計)は減少傾向にあり、平成 26 年度から令和 5 年度の間で約 15% 減少しています。

家庭系ごみは、令和 2 年度は前の年に比べて約 2% 増加していますが、それ以外の年度は前の年度に比べて減少する傾向にあります。令和 2 年度の増加は、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う自宅滞在時間の増加の影響であると考えられ、それ以降の減少は、物価上昇による個人消費の低迷の影響であると考えられます。

家庭系ごみの内訳を見ると、可燃ごみは 12,000t 弱でほぼ横ばいに推移していましたが、令和 3 年度以降減少し、令和 5 年度は 11,017t となっています。不燃ごみと粗大ごみは、令和 2 年度にかけて増加し、不燃ごみは令和 2 年度、粗大ごみは令和 2~4 年度をピークとしてその後は減少する傾向にあります。不燃ごみと粗大ごみが増加した原因としては、新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う自宅滞在時間の増加の影響が大きいと考えられます。

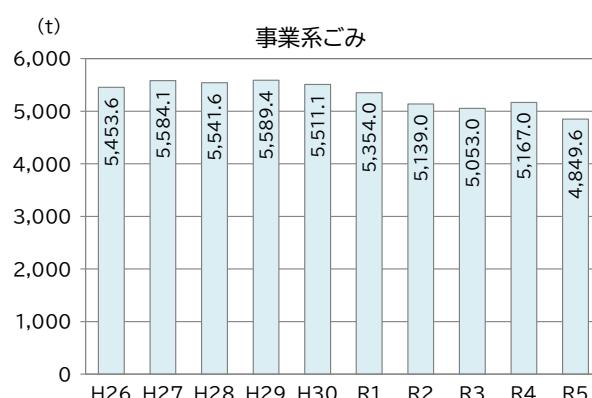
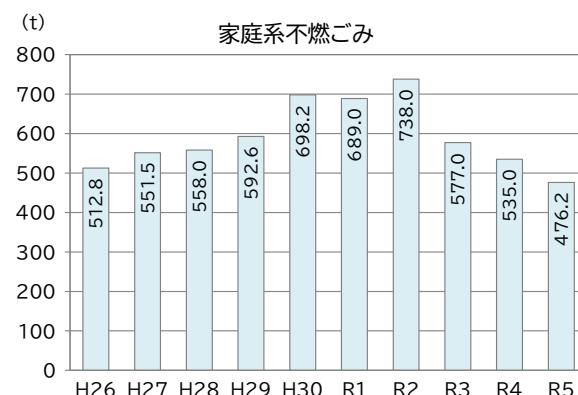
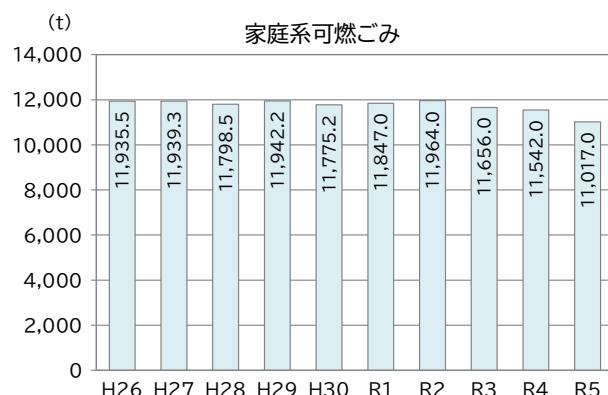
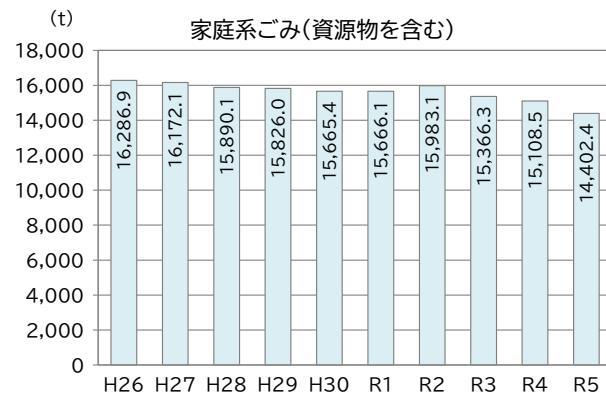
事業系ごみは、令和元年度以前は 5,500t 前後で横ばいに推移していましたが、令和 2 年度に新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い外出自粛が要請されたことの影響で減少したと考えられます。令和 2 年度以降は、令和 3 年度は減少、令和 4 年度は増加したものの、令和 5 年度は再び減少して 4,850t となり、平成 26 年度と比較すると約 1 割減少しています。

表 II.1-2 ごみ排出量の推移

項目	ごみ排出量の推移										単位:t
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
人口(人)	74,726	74,709	74,509	74,326	74,007	73,665	73,268	72,693	72,331	71,521	
家庭系	可燃ごみ	11,935.5	11,939.3	11,798.5	11,942.2	11,775.2	11,847.0	11,964.0	11,656.0	11,542.0	11,017.0
	不燃ごみ	512.8	551.5	558.0	592.6	698.2	689.0	738.0	577.0	535.0	476.2
	粗大ごみ	54.7	56.8	58.5	56.8	62.3	69.0	75.0	73.0	75.0	66.3
	資源物	3,737.0	3,572.1	3,425.6	3,184.8	3,078.0	3,011.5	3,157.3	3,003.1	2,906.2	2,790.3
	危険ごみ	19.2	20.2	20.1	20.7	21.0	22.7	24.8	23.8	23.9	22.3
	有害ごみ	27.7	32.2	29.4	29.1	30.7	26.9	24.0	33.4	26.5	30.3
	家庭系合計	16,286.9	16,172.1	15,890.1	15,826.0	15,665.4	15,666.1	15,983.1	15,366.3	15,108.5	14,402.4
事業系	可燃ごみ	4,822.5	4,969.4	4,940.1	4,979.2	4,896.0	4,804.0	4,368.0	4,365.0	4,515.0	4,208.6
	不燃ごみ	631.1	614.7	601.5	610.1	615.0	550.0	771.0	688.0	652.0	641.0
	事業系合計	5,453.6	5,584.1	5,541.6	5,589.4	5,511.1	5,354.0	5,139.0	5,053.0	5,167.0	4,849.6
集団回収	1,550.1	1,518.3	1,390.5	1,252.7	1,181.1	1,117.8	712.6	705.7	769.5	654.8	
総合計	23,290.6	23,274.5	22,822.1	22,668.1	22,357.6	22,137.9	21,834.7	21,125.0	21,045.1	19,906.7	

注)資源回収量は、市内の地域資源回収団体が資源回収活動を行い回収した量となります。

図 II.1-2 ごみ排出量の推移



(2)1人1日当たりごみ排出量の推移

表 II.1-3 及び図 II.1-3 に、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の市民 1 人が 1 日当たりに排出するごみの量の推移を示します。資源物・集団回収を含む 1 人 1 日当たりの総排出量は徐々に減少する傾向にあり、令和 5 年度は 761g/人・日で、平成 26 年度と比較すると 93g/人・日、約 1 割減少しています。

家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの総排出量についても、令和 2 年度に増加した以外は徐々に減少する傾向にあり、令和 5 年度は 550g/人・日となっています。

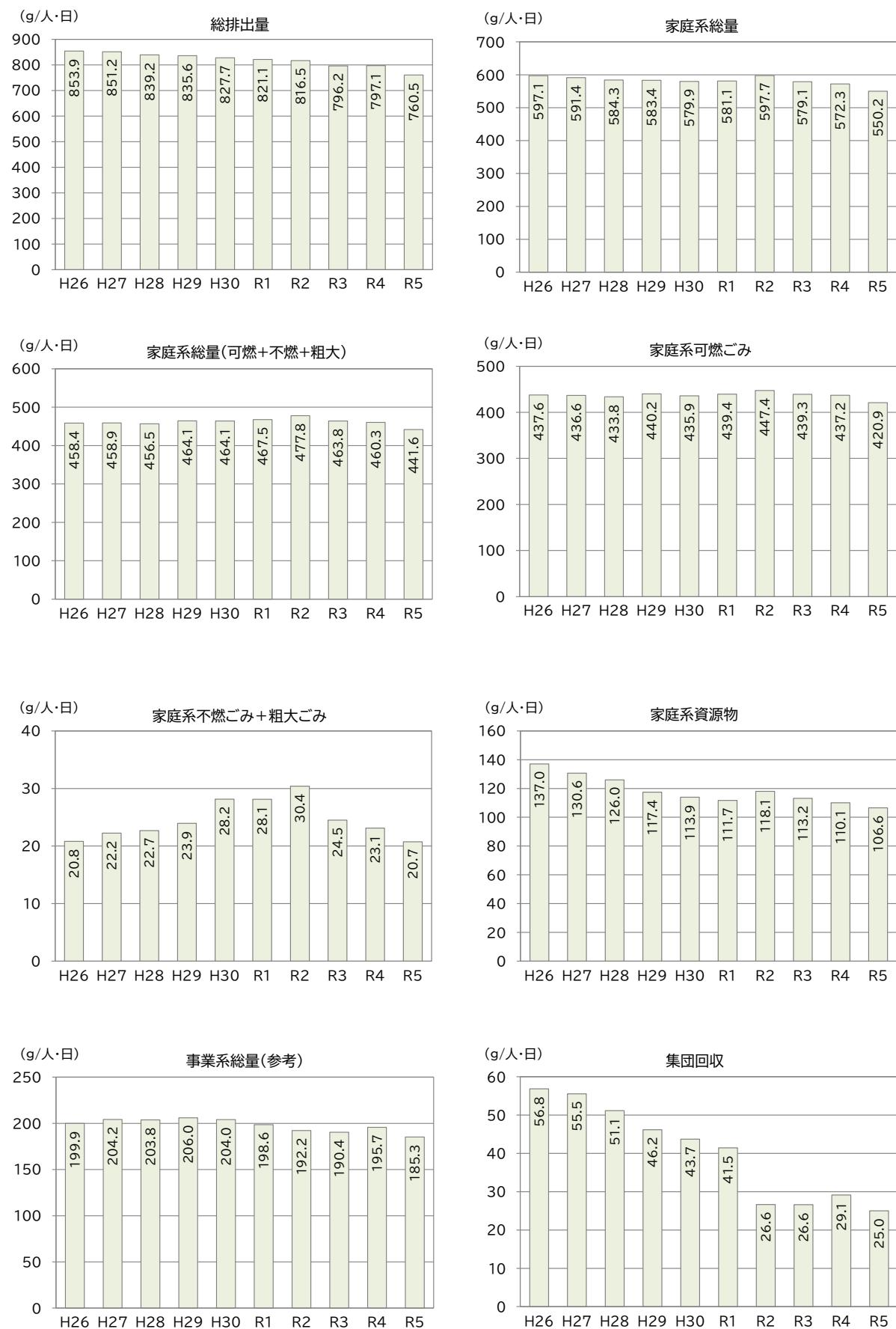
家庭系ごみの最も大きな割合を占める可燃ごみは平成 26 年度から令和元年度にかけて 430 ~440g/人・日前後でほぼ横ばいに推移していましたが、令和 2 年度に 447g/人・日となったあと徐々に減少し、令和 5 年度は 421g/人・日となっています。

表 II.1-3 1人1日当たり排出量の推移

単位:g/人・日

項目	1人1日当たり排出量の推移										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
総排出量(集団回収量含む)	853.9	851.2	839.2	835.6	827.7	821.1	816.5	796.2	797.1	760.5	
家庭系	家庭系総量	597.1	591.4	584.3	583.4	579.9	581.1	597.7	579.1	572.3	550.2
	家庭系総量(資源物を含まない)	458.4	458.9	456.5	464.1	464.1	467.5	477.8	463.8	460.3	441.6
	可燃ごみ	437.6	436.6	433.8	440.2	435.9	439.4	447.4	439.3	437.2	420.9
	不燃ごみ	18.8	20.2	20.5	21.8	25.8	25.6	27.6	21.7	20.3	18.2
	粗大ごみ	2.0	2.1	2.2	2.1	2.3	2.6	2.8	2.8	2.8	2.5
	資源物	137.0	130.6	126.0	117.4	113.9	111.7	118.1	113.2	110.1	106.6
	危険ごみ	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
事業系総量(参考)	199.9	204.2	203.8	206.0	204.0	198.6	192.2	190.4	195.7	185.3	
集団回収	56.8	55.5	51.1	46.2	43.7	41.5	26.6	26.6	29.1	25.0	

図 II.1-3 1人1日当たり排出量の推移



(3)資源物排出量と内訳の推移

表 II.1-4、図 II.1-4 及び図 II.1-5 に、資源物排出量と内訳の推移を示します。資源物の排出量は、平成 26 年度の 3,737t から令和 5 年度の 2,790t へと、令和 2 年度に増加した以外は、減少する傾向にあります。剪定枝及び草を除く各項目は年々減少もしくは横ばいで推移しており、資源物の内訳をみると紙類の減少の幅が大きく、平成 26 年度と比較すると、新聞及び雑誌・雑がみは約 5 割、段ボールは約 4 割減少しています。剪定枝及び草は、増減しながら概ね増加して令和 5 年度は 562t となっており、平成 26 年度と比較すると約 3 割増加しています。

表 II.1-4 資源物排出量の推移

項目	資源物排出量の推移									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新聞	610.4	568.2	511.5	465.9	407.4	370.1	351.5	355.6	313.8	279.5
雑誌・雑がみ	803.4	702.6	614.9	566.7	529.7	490.7	489.6	450.9	415.0	383.3
段ボール	277.5	250.1	221.7	205.2	175.4	149.2	198.8	188.6	176.6	162.5
飲料用紙パック	40.6	37.9	39.2	39.0	37.7	37.3	39.6	38.7	36.6	34.8
布類	221.3	206.6	165.8	163.3	160.8	149.5	192.2	171.2	149.1	136.4
アルミ缶	62.5	62.6	63.3	61.7	57.8	58.2	64.9	64.5	59.0	59.1
スチール缶	73.9	70.3	64.6	63.3	60.8	57.2	58.3	52.0	48.9	44.3
空きびん類	471.1	444.8	500.3	440.3	419.3	394.6	407.0	394.2	358.8	369.0
ペットボトル	171.0	172.3	174.4	179.4	186.8	187.2	196.2	198.3	200.8	198.1
プラスチック製容器包装	561.5	569.7	565.6	564.2	561.1	571.6	590.2	589.2	585.5	561.5
剪定枝	79.6	97.2	79.2	60.2	78.4	74.0	92.0	78.0	85.0	96.6
草	364.2	390.0	425.2	375.6	402.9	472.0	477.0	422.0	477.0	465.2
合計	3,737.0	3,572.1	3,425.6	3,184.8	3,078.0	3,011.5	3,157.3	3,003.1	2,906.2	2,790.3

図 II.1-4 資源物排出量の推移

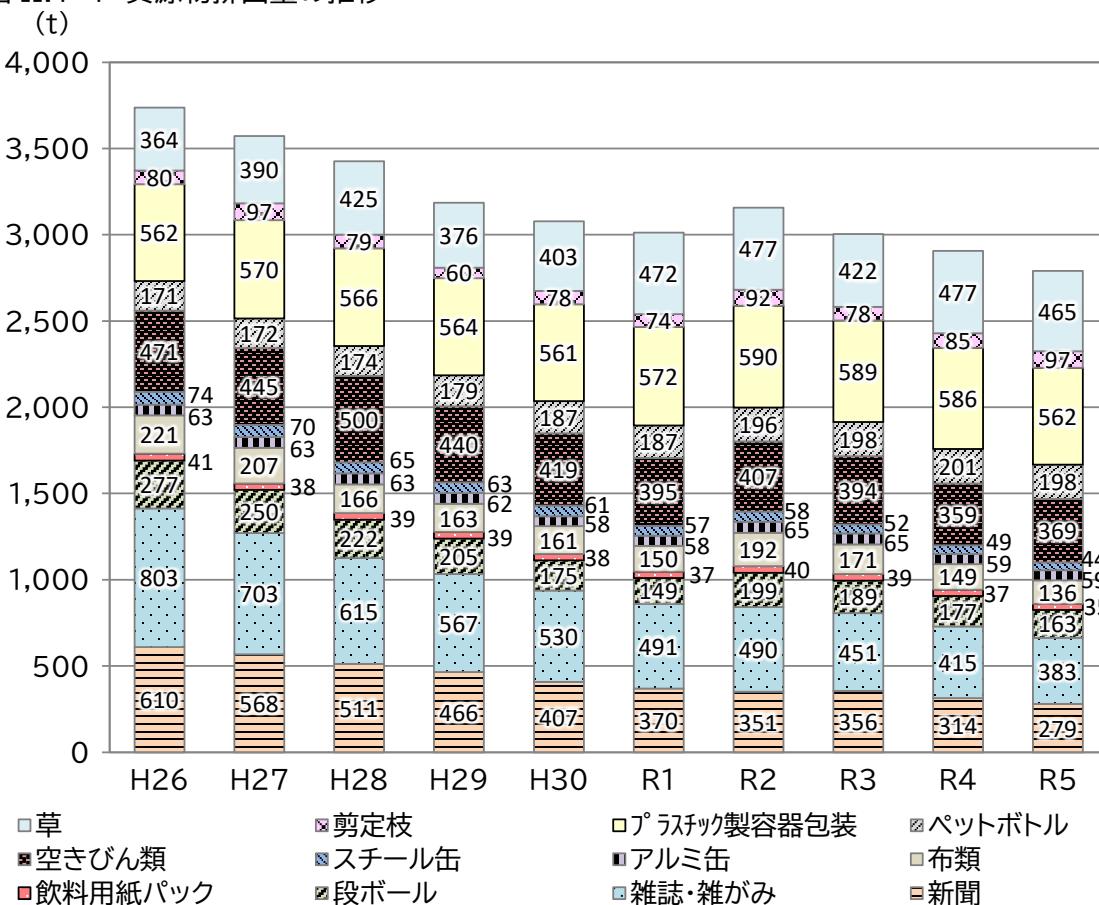
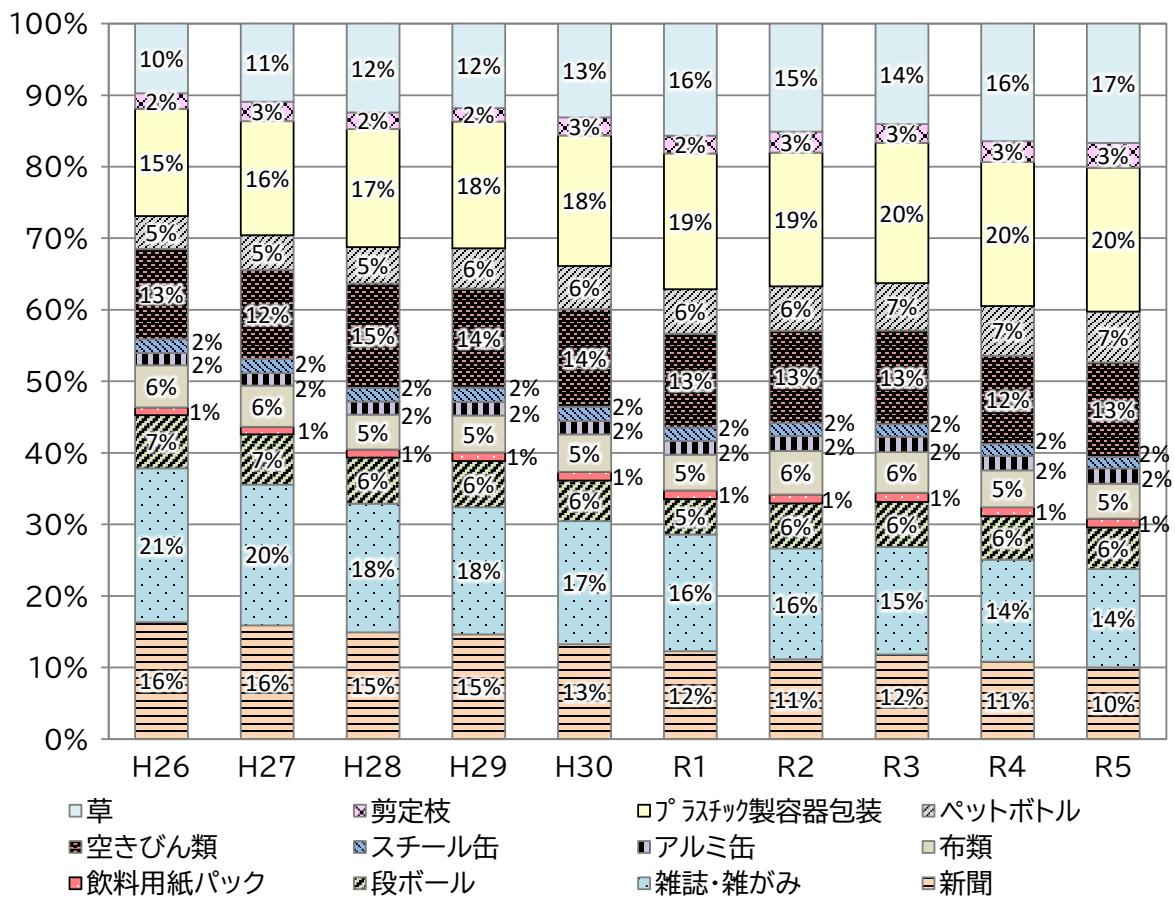


図 II.1-5 資源物排出量の割合の推移



1.4 中間処理

(1) 中間処理施設の概要

本市所管の中間処理施設である犬山市都市美化センターの概要は、表 II.1-5 のとおりです。現在、施設の老朽化に伴い、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町で構成される尾張北部環境組合により、江南市中般若町北浦地内で新ごみ処理施設の建設が進められています(表 II.1-6)。

表 II.1-5 中間処理施設(既存)の概要

施 設	概 要	
犬山市都市美化センター(全体)	所 在 地	犬山市大字塔野地字田口洞 39 番地 128
	敷地面積	20,044.40 m ²
焼却処理施設	床 面 積	工場棟 1,584.19 m ² 鉄筋造一部鉄筋コンクリート造 管理棟 200.20 m ²
	供 用 開 始	昭和 58 年 4 月 1 日
	総建設事業費	1,590,856,000 円(用地費含む)
	処 理 能 力	135t／24h(67.5t/24h×2 基)
	燃 燃 方 式	火格子燃焼式(ストーカ方式) 全連続
粗大ごみ処理施設	床 面 積	424.86 m ²
	供 用 開 始	昭和 59 年 12 月 1 日
	総 事 業 費	371,380,000 円
	処 理 能 力	30t／5h
	破砕機方式	縦型衝撃せん断回転式
	処理対象物	金属物、木製品、プラスチック類、がれき、ガラス類 その他(マット、畳等)

表 II.1-6 中間処理施設(新設)の計画概要

施 設	概 要	
尾張北部環境組合 ごみ処理施設(仮称)	所 在 地	江南市中般若町北浦地内
	敷 地 面 積	約 28,000 m ²
焼却処理施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	竣 工 予 定	令和 10 年 3 月
	処 理 能 力	194t／24h
	燃 燃 方 式	全連続燃焼式ストーカ方式
不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)	竣 工 予 定	令和 10 年 3 月
	処 理 能 力	14t／5h

(2)中間処理の実績

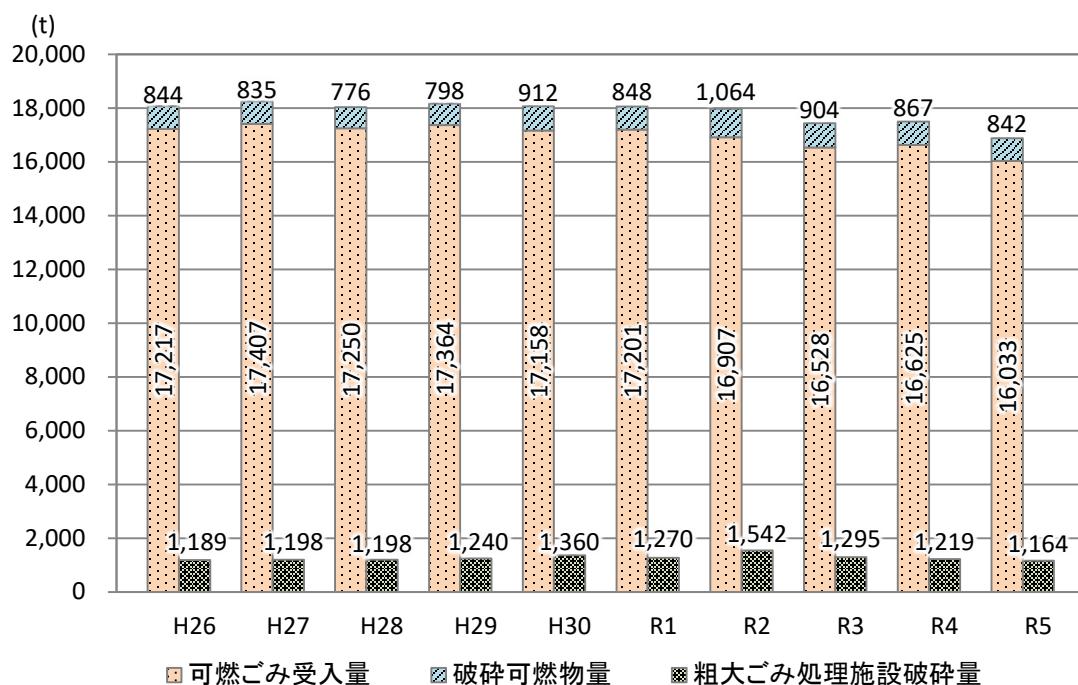
表 II.1-7 及び図 II.1-6 に焼却処理量及び粗大ごみ処理施設破碎量(不燃ごみと粗大ごみの合計)の推移を示します。

焼却処理量(可燃ごみ受入量と破碎可燃物量の合計)は横ばいに推移していましたが、令和3年度以降、ごみ排出量の減少に伴い、焼却処理量も減少する傾向にあります。粗大ごみ処理施設破碎量は、令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大の影響により増加しましたが、令和3年度以降は以前と同程度の水準で推移しています。

表 II.1-7 焼却処理量及び粗大ごみ処理施設破碎量の推移

	合計	焼却処理量		粗大ごみ 処理施設 破碎量	単位:t
		可燃ごみ 受入量	破碎可燃物量		
H26	18,061	17,217	844	1,189	
H27	18,242	17,407	835	1,198	
H28	18,026	17,250	776	1,198	
H29	18,162	17,364	798	1,240	
H30	18,070	17,158	912	1,360	
R1	18,049	17,201	848	1,270	
R2	17,971	16,907	1,064	1,542	
R3	17,432	16,528	904	1,295	
R4	17,492	16,625	867	1,219	
R5	16,875	16,033	842	1,164	

図 II.1-6 焼却処理量及び粗大ごみ処理施設破碎量の推移



1.5 最終処分

(1)最終処分場の概要

本市所管の最終処分場である犬山市八曾一般廃棄物最終処分場の概要は表 II.1-8 のとおりです。

表 II.1-8 最終処分場の概要

施 設 名	犬山市八曾一般廃棄物最終処分場
所 在 地	犬山市字八曾 1 番地 1
竣 工	昭和 63 年 2 月 29 日
総建設事業費	314,276,000 円
埋立使用期間	昭和 63 年から埋立て開始
施 設 規 模	総面積 15,233 m ² 埋立面積 8,583 m ² 埋立容量 72,158 m ³
埋 立 方 法	サンドイッチ工法(準好気性)
施 設 概 要	管理棟 施設用道路 延長 650m 幅 3m 遮水施設 合成ゴムシート 1.5 mm厚 10,139 m ² 雨水集排水施設 処分場外周 UD 字溝等 延長 841m 地下水集排水施設 有孔ヒューム管 延長 396m 浸出水集排水施設 有孔ヒューム管 延長 381m ガス抜き施設 延長 253m 飛散防止施設 ネットフェンス 高さ 3m、延長 594m 門、囲障施設 ネットフェンス 高さ 2m、延長 32.9m
浸出水処理施設	処理能力 平均 36 m ³ /日 最大 182 m ³ /日 処理方法 接触酸化方式(重金属処理システムを 加えた三次処理) 放流水質 pH 5.8~8.6 BOD 5 mg/l以下 COD 10 mg/l以下 SS 5 mg/l以下 T-N 5 mg/l以下 T-P 1 mg/l以下 大腸菌群数 3,000 個/ml

(2)最終処分の実績

本市の最終処分場には、中間処理施設(犬山市都市美化センター)から発生した焼却灰の一部及び不燃性破碎残渣を埋め立てており、それ以外の焼却残渣は、民間等への処分委託を行っています。

表 II.1-9 に最終処分量及び 1 人当たりの最終処分量の推移を示します。最終処分量の合計及び 1 人当たり最終処分量は、概ね横ばいとなっています。

表 II.1-9 最終処分量及び 1 人当たり最終処分量の推移

	不燃性 破碎残渣	焼却残渣		最終処分量 合計	1人当たり 最終処分量
	犬山市最終処分場	民間等 処分委託			
単位	t	t	t	t	kg/年
H26	109	1,020	1,582	2,711	36.3
H27	100	953	1,646	2,699	36.1
H28	112	923	1,695	2,730	36.6
H29	104	985	1,531	2,620	35.3
H30	111	1,802	856	2,769	37.4
R1	114	1,511	1,032	2,657	36.1
R2	133	1,365	1,198	2,696	36.8
R3	100	1,562	962	2,624	36.1
R4	95	224	2,256	2,575	35.6
R5	83	281	2,308	2,672	37.4

1.6 可燃ごみのごみ質分析結果

中間処理施設ではごみ質の分析を定期的に実施しており、令和 5 年度には 4 回実施しました。図 II.1-7 に令和 5 年度の年平均のごみ質分析結果を示します。ごみの内訳を見ると、「紙・布類」がもっとも多く 44.0%、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類(プラスチック)」が 23.4%となっています。

また、図 II.1-8 に、年平均のごみ質内訳の平成 26 年度から令和 5 年度までの推移を示します。平成 26 年度以降、年による変動はあるものの、紙・布類とビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類(プラスチック)、木・竹・わら類で概ね 8 割を占めています。

図 II.1-7 可燃ごみのごみ質分析結果(令和 5 年度平均値)

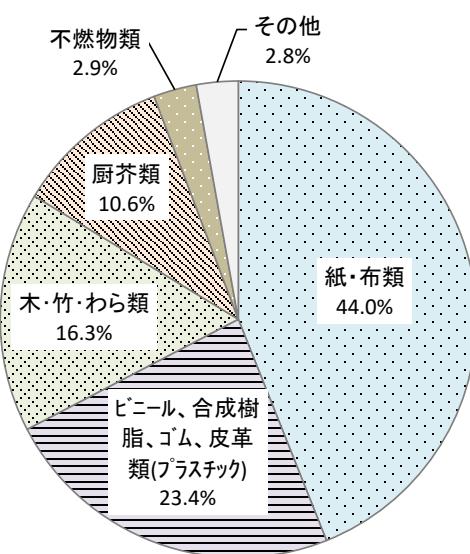
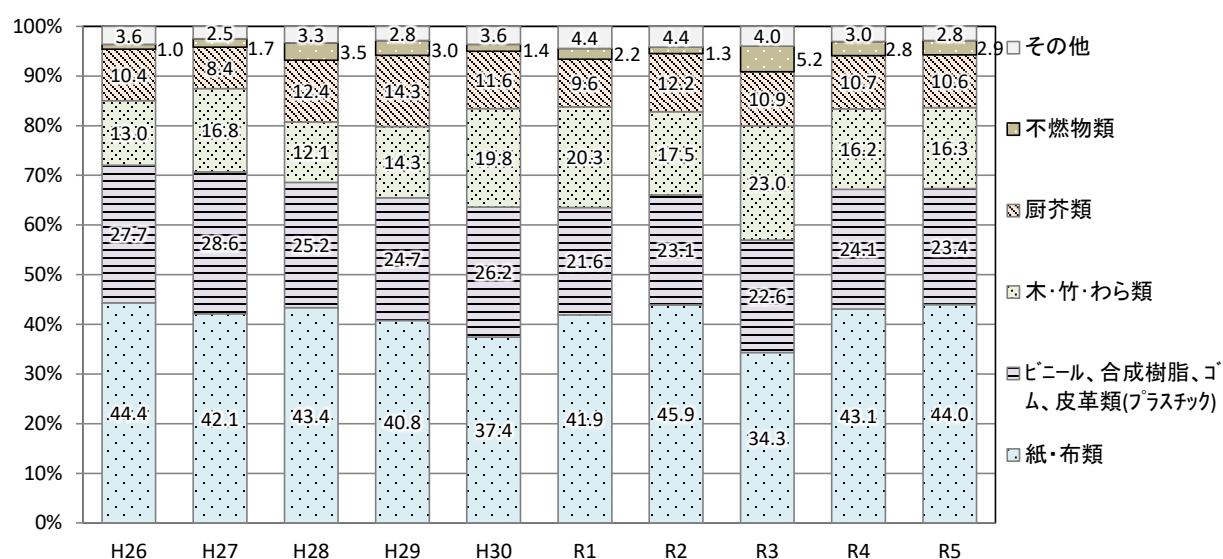


図 II.1-8 可燃ごみのごみ質分析結果(年平均の内訳)の推移



1.7 ごみ減量化・資源化施策の状況

(1)集団回収の状況

本市では、町内会、子供会等の各種団体が自主的に実施している集団回収活動に対して、犬山市地域資源回収団体奨励金を交付し、集団回収を推進しています。

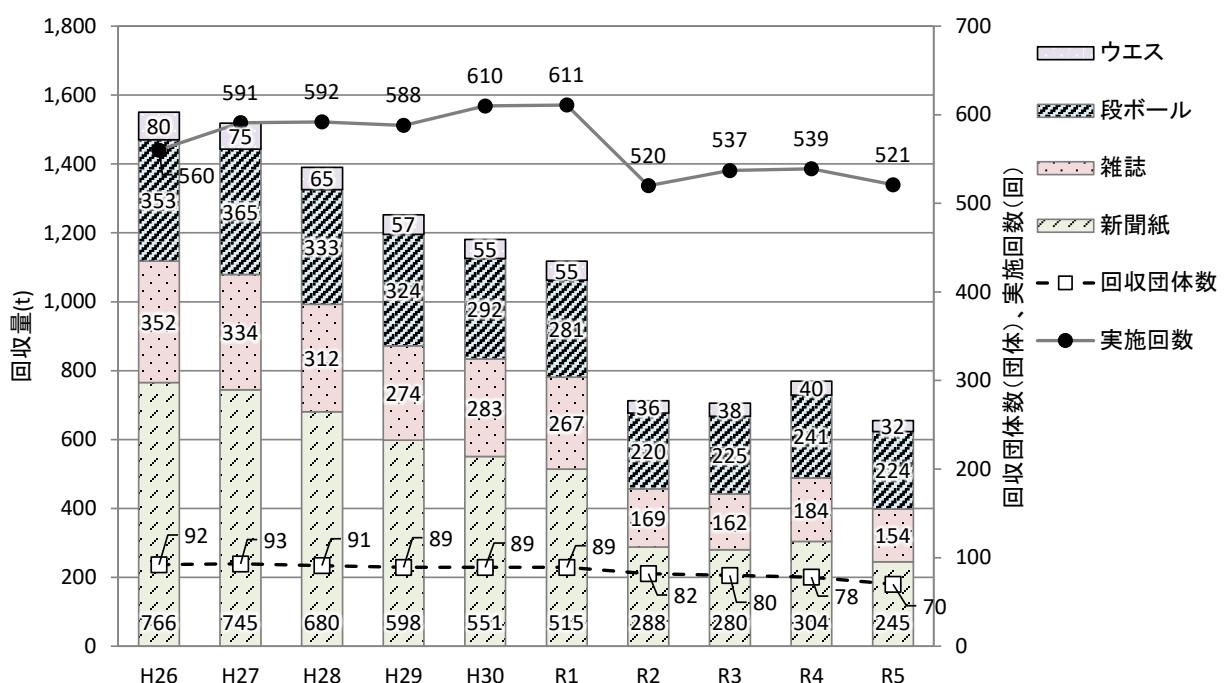
表 II.1-10 及び図 II.1-9 に集団回収の推移を示します。集団回収量は、平成 26 年度から令和元年度にかけてゆるやかに減少する傾向にあり、この間で約 3 割減少してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う集団回収の一時休止などの影響で、令和 2 年度は前年度比約 6 割に減少し、それに伴い奨励金交付額も減少しました。集団回収量の減少は、新聞紙及び雑誌の減少が大きく影響しています。

回収団体数及び実施回数については、令和元年度までは、回収団体数は横ばい、実施回数は増加する傾向にありました。令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う集団回収休止等の影響で、ともに減少する傾向にあります。

表 II.1-10 集団回収の推移

項目	資源回収量の状況										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
回収量	新聞紙	766	745	680	598	551	515	288	280	304	245
	雑誌	352	334	312	274	283	267	169	162	184	154
	段ボール	353	365	333	324	292	281	220	225	241	224
	ウエス	80	75	65	57	55	55	36	38	40	32
	計	1,550	1,518	1,391	1,253	1,181	1,118	713	706	770	655
回収団体数(団体)	92	93	91	89	89	89	89	82	80	78	70
実施回数(回)	560	591	592	588	610	611	520	537	539	521	
奨励金額(千円)	9,761	9,590	8,793	7,996	7,557	7,187	4,626	4,574	4,957	4,269	

図 II.1-9 集団回収の推移



(2)家庭用生ごみ処理機導入支援の状況

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することを目的として、「犬山市家庭用生ごみ処理機補助金交付要綱」を制定し、生ごみ処理機を購入した場合に補助金(購入金額の1/2とし、上限額は30,000円)を交付しています。

図II.1-10に、補助金の交付状況を示します。交付件数(基数)は年間10~20件程度で推移していましたが、令和5年度は27件となっています。

(3)その他の品目の資源化の状況

1)剪定枝・草チップ化事業

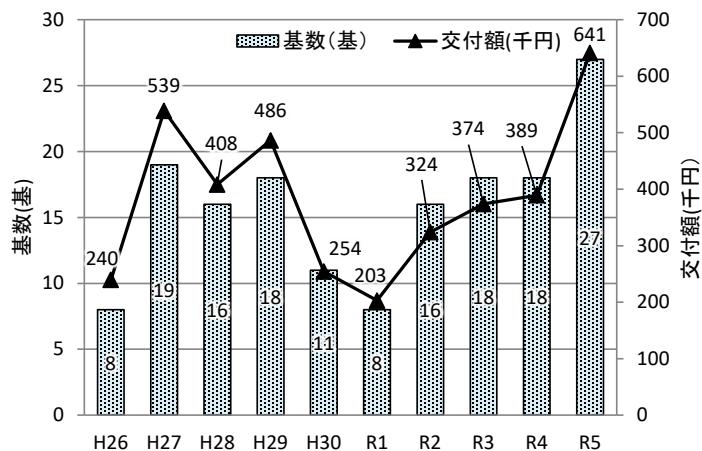
平成21年7月より、剪定枝の焼却量の減少及び循環型社会の構築を目的として、犬山市都市美化センターにおいて、(公社)シルバー人材センターによる剪定枝チップ化事業を開始し、平成26年度からは剪定枝に加え、草のチップ化処理も民間に委託して行っています。令和5年度は剪定枝搬入量が97t、草搬入量が465t、チップ量が460t(図II.1-11)、チップの売却益は29.3万円となっており、搬入量、チップ量はともに微増傾向にあります。

搬入量とチップ量の差は、チップ後は搬入時より水分含有量が減ることと、チップの需要が少ない場合、チップ化しない状態で年度をまたいで保管されたことによるものです。

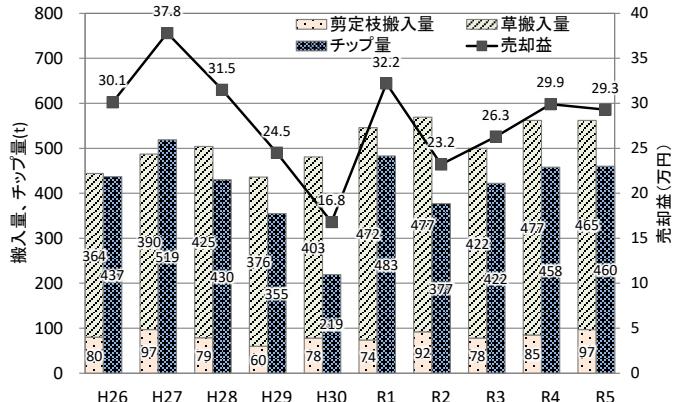
2)携帯電話リサイクル事業

平成21年4月より、貴金属やレアメタルのリサイクルを目的として、市役所及び各出張所の5か所で廃携帯電話の回収を開始し、平成26年2月からは、わん丸エコストーション、犬山国際観光センター、楽田ふれあいセンターを加え、市内8か所に回収場所を増やしました。令和5年度は回収量158kg、売却益272,866円となっており、回収量は年による変動はあるものの、徐々に増加する傾向にあります(図II.1-12)。

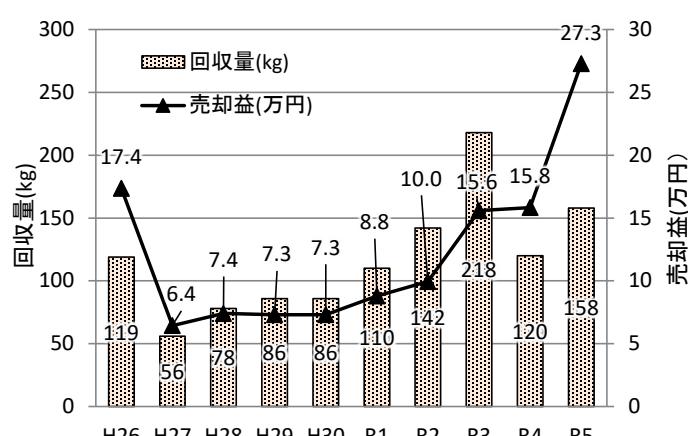
図II.1-10 家庭用生ごみ処理機導入支援の状況



図II.1-11 剪定枝・草チップ化の状況



図II.1-12 携帯電話リサイクルの状況



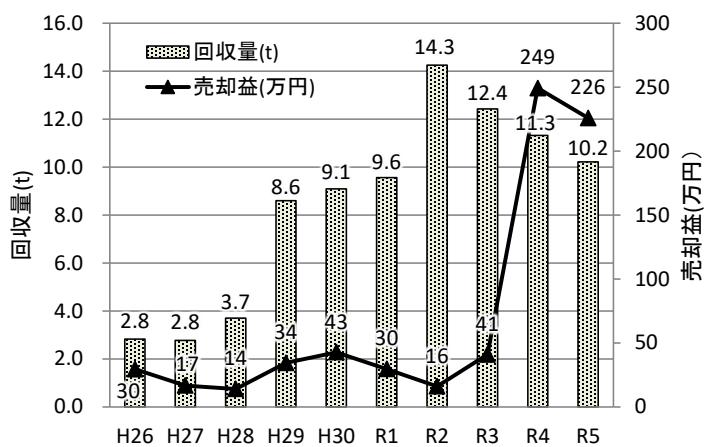
3)小型家電・パソコンリサイクル事業

平成 26 年 2 月より、貴金属やレアメタルのリサイクルを目的として、小型家電リサイクル事業を開始し、市役所、各出張所など市内 8 か所に専用ボックスを設置し、9 品目（携帯電話を除く）の回収を行っています。平成 26 年 4 月からは不燃ごみからのピックアップ回収と、わん丸エコステーションでのパソコン回収を開始しました。

令和 5 年度は回収量合計約 10t、売却益は 226 万円となっています（図 II.1-13）。

回収量は令和 2 年度をピークとしてやや減少傾向、売却益は令和 4 年度に増加しています。

図 II.1-13 小型家電・パソコンリサイクルの状況



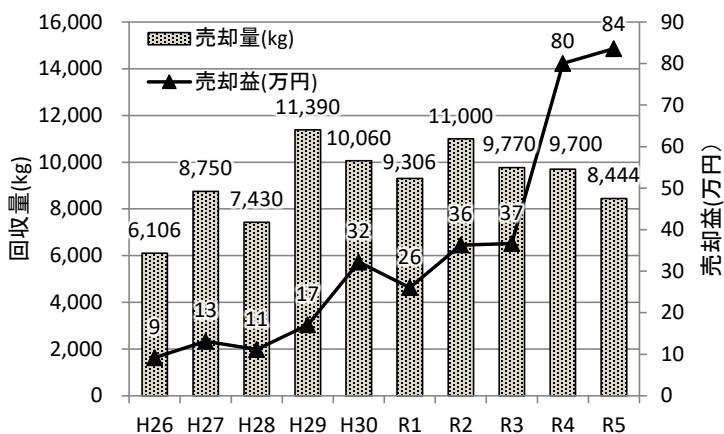
4)廃食用油回収事業

平成 26 年度より廃食用油回収事業を開始し、市役所及び各出張所、わん丸エコステーションで廃食用油の回収を行っています。これらに市内の学校等から回収した廃食用油を加えた令和 5 年度の回収量は 8,444kg で、売却益は 835,956 円となっています（図 II.1-14）。

売却量は増減しながらほぼ横ばいで推移しており、売却益は令和 4 年度に増加しています。

本市は令和 6 年 5 月に 3 社と協定を締結し、廃食用油を持続可能な航空燃料「SAF」にリサイクルする取組みに協力しています。

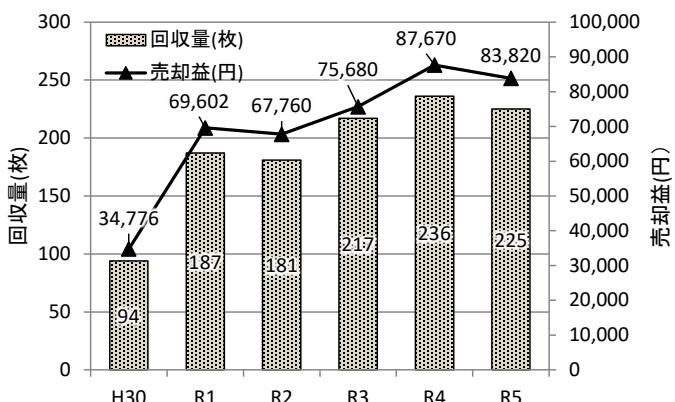
図 II.1-14 廃食用油回収事業の状況



5)羽毛ふとん回収事業

平成 30 年 8 月より、ダウン率 50% 以上の羽毛ふとんの回収を、市役所及び各出張所、わん丸エコステーションで行っています。令和 5 年度の回収量は 225 枚、売却益は 83,820 円となっており、回収量、売却益ともに増加傾向にあります（図 II.1-15）。

図 II.1-15 羽毛ふとん回収事業の状況



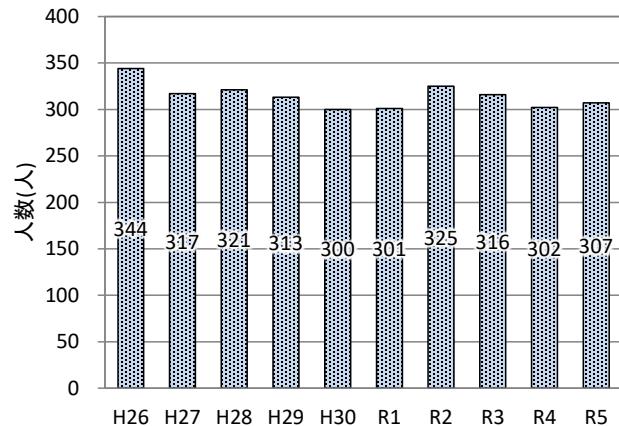
(4) 地域における取組みの状況

1)ごみ減量ボランティア(クリーンキーパー)

ごみの排出抑制、ごみ出しマナーの徹底等を行う中心的、指導的役割を果たす目的で、ごみ減量ボランティア(クリーンキーパー)を町内に依頼し、活動していただいている。

平成 26 年度以降、クリーンキーパーの数は 300~350 人程度で推移し、令和 5 年度は 307 人となっています(図 II.1-16)。

図 II.1-16 クリーンキーパーの状況



(5) その他のごみ減量化・資源化施策の状況

1)ごみ分別アプリ(さんあ～る)の導入

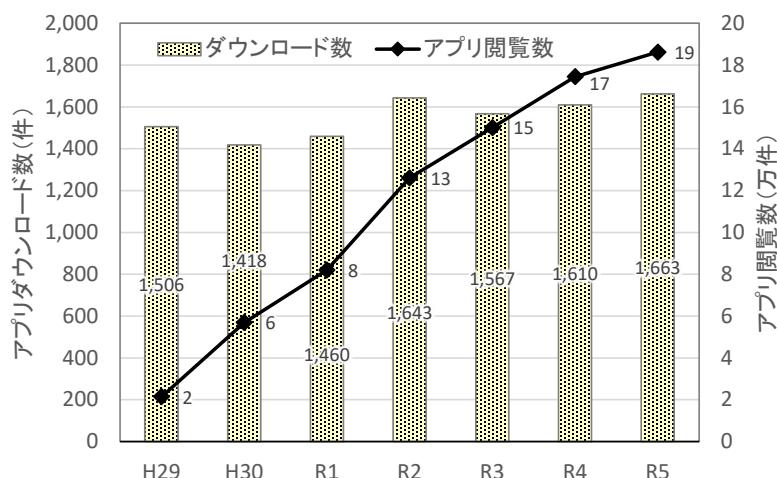
平成 29 年 9 月より、ごみ分別の更なる周知と利便性の向上のため、スマートフォンから閲覧できるごみ分別アプリ「さんあ～る」を導入しました。このアプリは多言語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語)にも対応するもので、ごみ出し日の通知、ごみ分別品目の検索等が可能です(図 II.1-17)。

「さんあ～る」のダウンロード数は平成 29 年度が約 1,500 件、令和 5 年度が約 1,700 件とほぼ横ばいに推移していますが、閲覧数は約 2 万件から約 19 万件へ増加しており、市民に日常的に使用されていることがうかがえます(図 II.1-18)。

図 II.1-17 ごみ分別アプリ「さんあ～る」



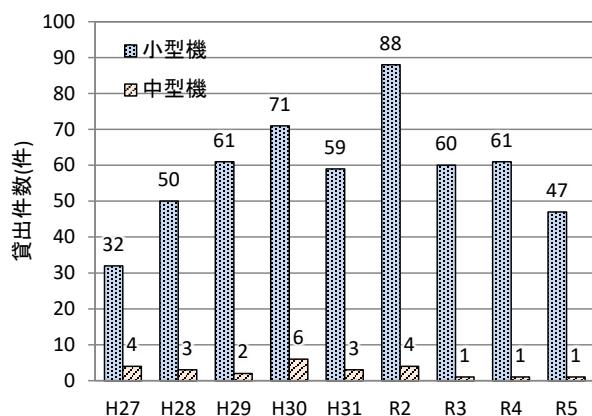
図 II.1-18 ごみ分別アプリ「さんあ～る」のダウンロード数及び閲覧数



2) 剪定枝粉碎機貸出事業

選定した樹木をチップ化して利用する方に、家庭用電源に接続して利用が可能な剪定枝粉碎機の貸し出しを行っています。家庭用の小型機と町内会用の中型機があり、平成 27 年度以降の貸出実績は、小型機が 30~70 件程度、中型機が 10 件以下で推移し、令和 5 年度は、小型機が 47 件、中型機が 1 件となっています(図 II.1-19)。

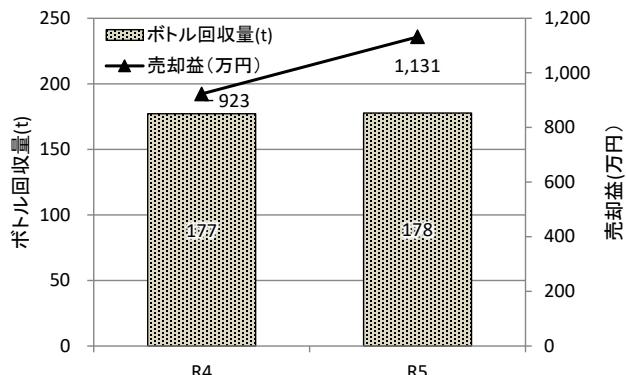
図 II.1-19 剪定枝粉碎機貸出件数



3) ボトルtoボトルリサイクル事業に関する協定締結

令和 4 年 2 月にサントリー食品インターナショナル株式会社、サントリーホールディングス株式会社とペットボトルの「ボトル to ボトルリサイクル」事業に関する協定を締結し、これに基づいて令和 4 年 4 月以降、市が資源物として収集したペットボトルの全量は、新たなペットボトルにリサイクルされています。ボトル回収量は、令和 4 年度、5 年度ともに 180t 程度、売却益は 1,000 万円程度となっています(図 II.1-20)。

図 II.1-20 ボトル to ボトルリサイクル実績



1.8 他の自治体と比較した本市の状況

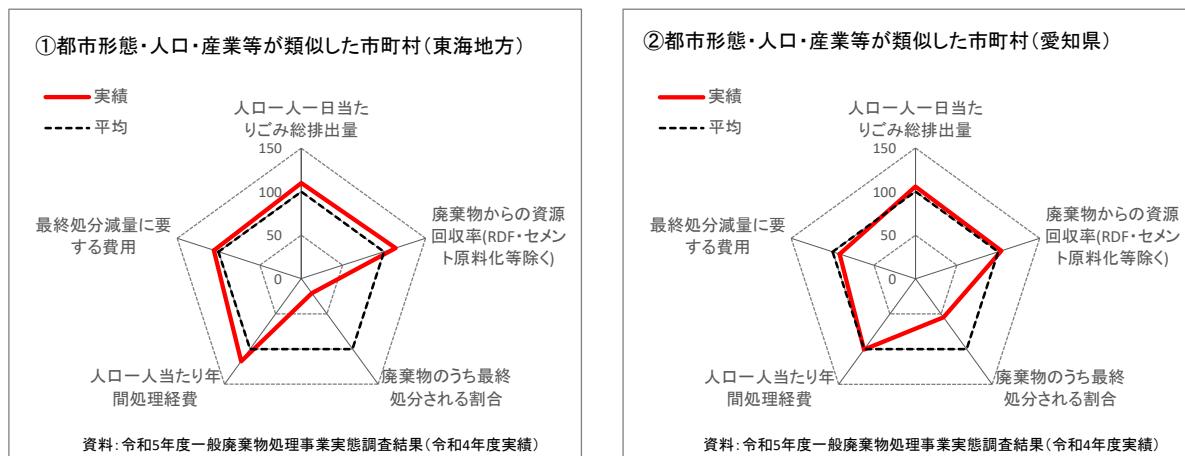
(1)市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール¹」により、本市の一般廃棄物処理の特徴を検証しました。なお、データは令和4年度の実績値を使用しました。

図II.1-21に、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価結果を示します。①は都市形態・人口・産業構造等が類似した市町村（東海地方のみ）、②は都市形態・人口・産業構造等が類似した市町村（愛知県内）との比較結果です。レーダーチャートの点線は平均値で、外側に行くほど「良い（ごみ排出量が少ない、リサイクル率が高いなど）」結果となります。

①東海地方の類似市町村との比較、②県内の類似市町村との比較結果はともに、「最終処分減量に要する費用」、「人口一人一日当たりごみ総排出量」はほぼ平均値となっています。また、「人口一人当たり年間処理経費」、「廃棄物からの資源回収率」は、東海地方の比較ではほぼ平均ですが、県内との比較では平均をやや上回っています。「廃棄物のうち最終処分される割合」は、市で焼却施設及び最終処分場を保有しているため資源化される割合が平均より低いと考えられること、溶融スラグや焼却灰のセメント原料化などの中間処理後の資源化を行っていないことなどにより、東海地方、県内ともに、平均を下回っていると考えられます。

図II.1-21 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価結果



(2)県内他市町村との比較

令和4年度の実績を基にして、県内の他市町村と、1人1日当たりのごみの量を比較した結果を示します（図II.1-22）。

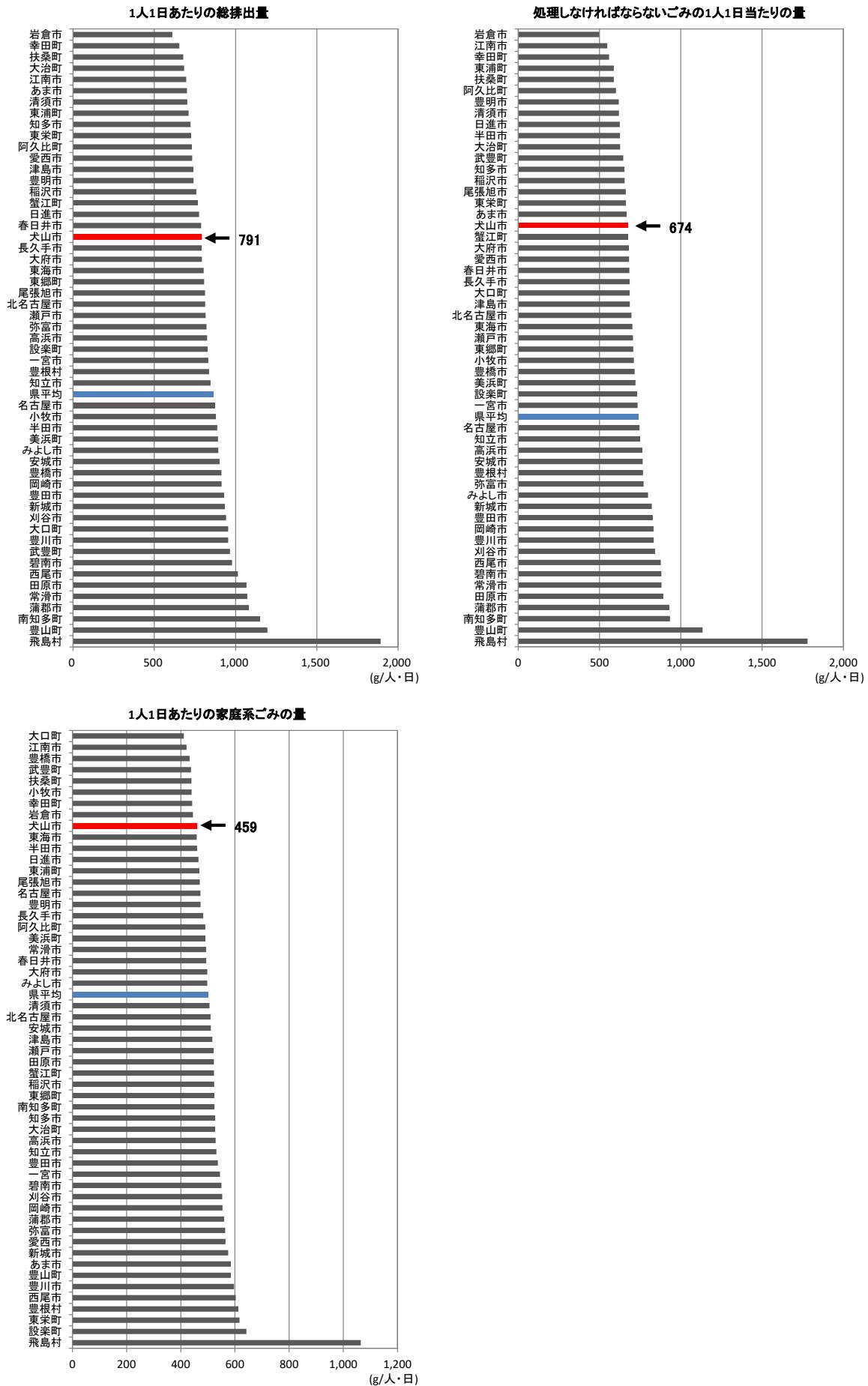
本市は、「1人1日当たりの家庭系ごみの量（資源ごみを除く家庭系ごみ）」では県内9位となっていますが、「処理しなければならないごみの1人1日当たりの量（資源ごみ以外の家庭系ごみ、事業系ごみの合計）」では県内18位、「1人1日当たりの総排出量（資源ごみ、集団回収等を含めた家庭系・事業系の総排出量）」では県内19位となっており、いずれの指標も県平均より上位となっています。

本市は県内の他市町村と比較すると、家庭系ごみは発生抑制が進んでいるものの、事業系ごみの量が多いいためであると考えられます。

¹ 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、環境省が提供する市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するツール

図 II.1-22 県内他市町村との比較結果



出典：令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より作成

1.9 目標の達成状況及びその評価

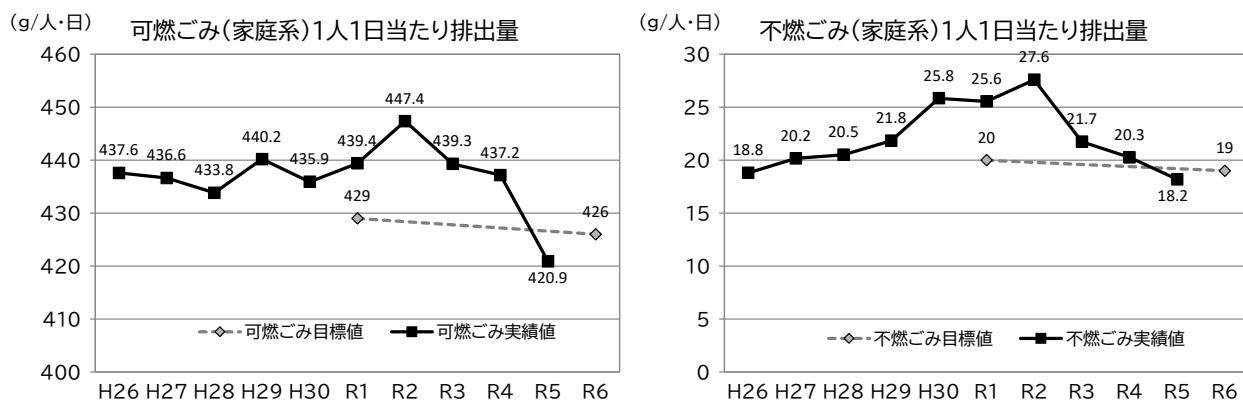
令和 2 年 3 月に見直しを行った一般廃棄物処理基本計画では、目標年度(令和 6 年度)における目標値を定めています。

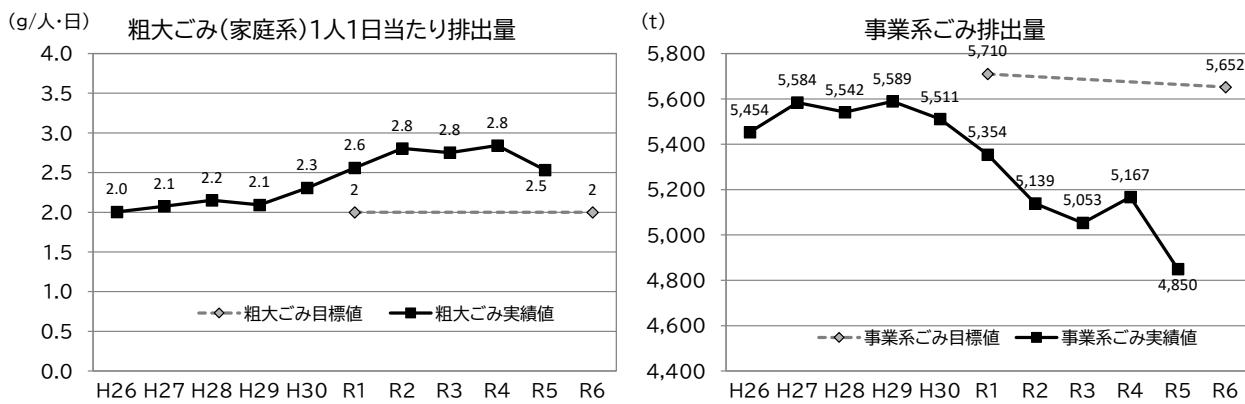
表 II.1-11 及び図 II.1-23 に、令和 5 年度における目標値(参考)及び実績値、その達成状況について示します。なお、令和 5 年度の目標値(参考)は、令和元年度における中間目標値と令和 6 年度の目標値の間が直線的に推移するとして算出しました。令和 5 年度の達成状況は、家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの量では可燃ごみと不燃ごみで達成、粗大ごみでは非達成となっています。また事業系ごみの総量では達成となっています。

表 II.1-11 目標値の達成状況

項目	平成30年度 中間目標 令和元年度			令和 5 年度			最終目標 令和6年度	
	実績値	目標値	実績値	達成状況	目標値 (参考)	実績値	達成状況	
家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量(g/人・日)								
可燃ごみ	436	429	439	非達成	428	421	達成	426
不燃ごみ	25.8	20	25.6	非達成	20	18.2	達成	19
粗大ごみ	2.3	2	2.6	非達成	2	2.5	非達成	2
合計	464	451	468	—	450	442	—	447
事業系ごみ 排出量 (t/年)	5,511	5,710	5,354	達成	5,671	4,850	達成	5,652

図 II.1-23 目標値の達成状況





令和 2 年度以降、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言がライフスタイル・ワークスタイルに影響を及ぼし、ごみの排出量もこれによる影響を受けました。緊急事態宣言を受けて、家庭に滞在する時間が長くなったことは、家庭系ごみの排出量が増加する一因となった一方で、社会経済活動が制約を受けたことにより、事業系ごみの減少の一因ともなったと考えられます。また、令和 4 年度以降は、物価上昇に伴う消費の低迷の影響により、ごみ量が減少していると考えられます。

これらの社会の動向を反映し、家庭系の可燃ごみ及び不燃ごみについては、令和 5 年度の実績値は目標値(参考)を達成していますが、令和 4 年度以前は達成できていないこともあります。減少傾向が今後も継続するかどうかについて、動向を注視していく必要があります。

粗大ごみについては、令和 5 年度は非達成となっているものの、1 人 1 日当たりの排出量は、令和 2 年度～4 年度をピークとして令和 5 年度は減少しています。粗大ごみについても、減少傾向が今後も継続するかどうかについて、動向を注視していく必要があります。

事業系ごみについては、緊急事態宣言の影響で令和 2 年度から 3 年度にかけて大きく減少し、現在も減少傾向が継続しています。今後も同様に推移するのかについて、動向を注視する必要があります。

2. 今後の課題

本市におけるごみ処理の現状及び目標の達成状況から導き出される課題を、以下のとおり取りまとめました。

2.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

●市民のごみに対する取組みについて

指定ごみ袋制度を始めとしたごみ減量化・資源化に向けた取組みにより、本市のごみ(資源物、集団回収を含む)の排出量、1人1日当たりの排出量は減少してきました。近年は、その減少傾向が下げる止まりの状況にありましたが、新型コロナウィルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されたことによる自宅滞在時間の増加、中食利用の増加、デジタル化の一層の進展など、ライフスタイルの変化により令和2年度にごみ排出量が増加した後は、物価上昇に伴う消費の低迷の影響により、ごみ排出量は減少する傾向にあります。

本市では、クリーンキーパーへの参加人数は一定レベルで推移していることから、市民のごみ減量化・資源化に取り組む意識や協力に対する意識は高い状態であることがうかがえます。

以上のことより、市民のごみ減量化・資源化への意識の高さを維持し、取組みへの参加を支えるために、情報提供や仕組みづくりを推進するとともに、ごみ減量化・資源化に向け、時代に即した新たなアプローチの手法について、継続的に検討する必要があります。

本市では、市民全体の約4%程度が外国人住民であり、ごみ出しによるトラブルが顕在化しています。トラブルの原因は、文化や生活様式の違いもありますが、単なる情報不足ということもあるから、外国人住民に対するごみ出しルールの周知徹底が必要です。

⇒市民のごみの減量化・資源化に向けた意識の高さの維持と取組みへの支援を推進する必要があります。

●家庭系ごみに含まれる「生ごみ」の発生抑制の促進について

前述したとおり、本市の家庭系ごみは、排出量、1人1日当たりの排出量ともに減少傾向にありますが、今後もこの傾向が継続するかは不明であることから、より一層の排出抑制を図る必要があります。

可燃ごみのごみ質分析結果を見ると、過去10年間を通して厨芥類(生ごみ)が10%前後を占めています。ここでの厨芥類には食品ロス(まだ食べられるのに廃棄された食品)と野菜の芯、魚の骨などの食べられない部分が両方含まれており、食品ロス削減の取組みと、生ごみの水切り、堆肥化等の自家処理を進めることができ、排出量の抑制につながると考えられます。

そのため、市民に対して、食品ロスの削減や生ごみの減量のための情報提供を行うと共に、排出抑制を支援する仕組みづくりについて、取り組む必要があります。

⇒食品ロスを含む「生ごみ」の発生抑制の仕組みづくりを行う必要があります。

●紙類を中心とした資源の分別排出の促進について

資源物として収集される紙類(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール)の収集量は年々減少しており、令和5年度の紙類の収集量は平成26年度の約半分となっています。この主な理由と考えられているのは、人口減少とデジタル化の進展に伴う紙の消費量の減少ですが、加えて民間の資源回収ボックスなどの、常設の資源回収拠点での回収量の増加も要因として考えられます。

しかし、可燃ごみのごみ質分析結果を見ると、紙・布類が約4割を占めていることから、可燃ごみの中には、資源化可能な紙・布類が多く含まれている可能性があると考えられます。

この要因の一つ目としては、資源物として排出可能な紙類に関する知識が未だに市民の間に普及されていない可能性が考えられます。市民に対して、紙類を中心とした分別について、効果的な情報提供を行うと共に、分別排出の利便性の向上など、資源の分別排出に関する環境整備に取り組む必要があります。

二つ目の要因としては、事業系ごみとして紙類が大量に持ち込まれている可能性が考えられ、実際に、名古屋市、大阪市、豊中市などの他自治体の事業系ごみの組成調査結果より、事業系ごみの約2割～5割程度、資源化可能な紙類が混入していることがわかっています。そのため、事業者に対して、資源の排出方法の周知、ごみの分別や排出に関する指導、資源化業者に関する情報提供等を行う必要があります。

⇒「紙類」を中心とした資源の分別排出に関する環境整備に取り組む必要があります。

⇒事業系ごみの発生抑制及び資源化の取組みを促進する必要があります。

●プラスチック使用製品廃棄物の分別、収集、処理方法の検討について

現在、本市においては、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品は、可燃ごみとして収集されていますが、国は、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、市町村には、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることを義務づけました。これを受け、いくつかの市町村では、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化等をはじめています。

本市においては、新ごみ処理施設の供用開始に合わせて、令和10年4月からプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等をはじめる予定となっており、引き続き、先行自治体の事例研究等、再商品化等に向けた準備を進める必要があります。

⇒プラスチック使用製品廃棄物の分別、収集、処理方法について検討する必要があります。

2.2 収集運搬、中間処理及び最終処分に関する課題

●市民の年齢構成・世帯構成の変化を念頭に入れたごみ処理体系について

本市の市民の年齢構成は、全国的な傾向と同様に、団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い年齢構成となっています。団塊の世代が後期高齢者となった現在、高齢者のみの世帯が増加しており、今後、日常的なごみの排出も困難な世帯がさらに増加することが考えられます。

また、クリーンキーパー等による集積場の維持管理活動については、人口減少や高齢化に伴い一部の人に複数の地域活動の担い手の役割が固定化する傾向があること、1世帯当たりの人員の減少に伴い、忙しい現役世代も担い手にならざるを得ないことなどから、今後も続く高齢化社会や世帯構成の変化などの環境の変化の中で、地域における集積場の維持管理活動の担い手が不足することが考えられます。

●広域処理を見据えた新ごみ処理施設の建設・稼働について

江南市、大口町及び扶桑町とともに、広域処理を見据え、i 最終処分量の削減 ii 徹底した環境保全 iii 高効率なエネルギー利用 iv 高い経済効率 をを目指した新ごみ処理施設の供用開始に向けて、所定の事務手続きを迅速かつ適切に進めます。

●中間処理施設の維持管理及び中間処理量の削減について

本市のごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、稼働開始から既に約40年を経過しており、設備の老朽化及び処理能力の低下が懸念されることから、新ごみ処理施設が稼働を開始する令和10年度まで、適切な維持管理に努める必要があります。また、中間処理量は可燃ごみ排出量の減少に伴い減少してきていますが、更なる中間処理量の減少を図る必要があります。

●事業系ごみの処理不適物等に対する取組みについて

事業所等から排出されるごみのうち一般廃棄物は、事業系ごみとして市の中間処理施設に搬入されます。中間処理施設で処理できる事業系ごみは家庭系ごみと範囲が異なることから、資源化の推進や処理不適物の混入防止のために、排出事業者や収集・運搬許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

●最終処分場について

本市では、不燃性破碎残渣及び焼却施設からの焼却残渣の一部は市の最終処分場で、焼却残渣の一部は民間等の処分場で処分しています。新ごみ処理施設が稼働するまで最終処分場に埋め立てができるよう、最終処分量そのものを減らすために、さらなる資源化の検討を行う必要があります。

⇒適正なごみ処理体制の確保を行う必要があります。

3. 計画の方針

3.1 計画の基本方針

本計画の基本方針は、平成27年3月策定の「犬山市一般廃棄物処理基本計画」に定めた基本方針を踏襲し、以下のように定めます。

基本方針1：継続できる循環型社会づくりを目指します。

基本方針2：より質の高い循環の「環」を、市民、事業者、市がともにつくりあげていきます。

- まず、3Rを徹底（発生抑制、再利用、リサイクルし、最後にごみに）
- 家庭内で、職場内で、地域で、ごみ減量・資源化を進めるため、一人ひとりがごみを身近な問題としてとらえ、日々の暮らし、しごとを見直します。
- 市民、事業者、市は、それぞれの立場で、ごみの発生抑制とリサイクルの推進に努めます。
- これまで構築してきた市民と市とのパートナーシップを活かして取り組みます。

3.2 計画の目標値

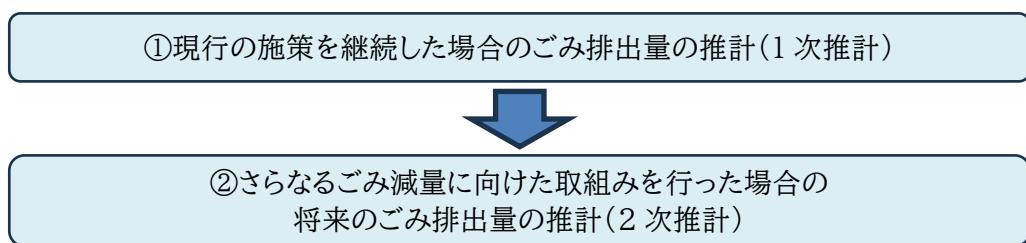
(1)目標年度

目標年度は、本計画の目標年次である令和 16 年度とします。

(2)将来推計方法

ごみ排出量の将来推計の流れは、以下のとおりとします。

図 II.3-1 ごみ排出量の将来推計の流れ



(3)現在の施策を継続した場合のごみ排出量の推計(1次推計)

目標値を設定するにあたり、今後の人団の見通しや社会情勢の変化等を踏まえて、予想されるごみの増減要因と発生量・排出量の見込みは以下のとおりです。

表 II.3-1 ごみの増減要因と発生量・排出量の見込み

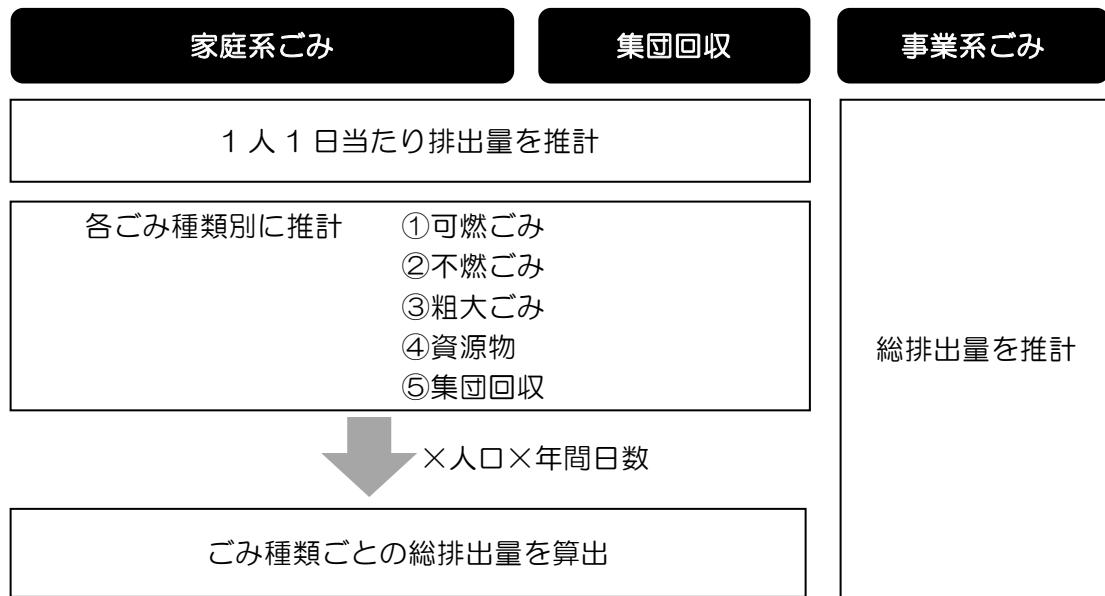
家庭系	<ul style="list-style-type: none">・人口減少により、ごみの排出量(総量)は減少・デジタル化の進展等により、新聞紙、雑誌・雑がみの発生量は減少、ダンボールの発生量は増加・新型コロナウィルス感染拡大に伴う集団回収休止の影響により、集団回収量は減少・民間の資源回収拠点の増加により、資源ごみ・集団回収として把握される紙類の排出量は減少・高齢化の進行により、紙おむつの発生量が増加し、可燃ごみの排出量が増加・高齢者のみ世帯の増加により、生ごみが減少、少量総菜パック等の中食利用が増加するため、可燃ごみの排出量が減少、プラスチック製容器包装の排出量が増加
事業系	<ul style="list-style-type: none">・デジタル化の進展等により、OA 用紙等の紙類の発生量が減少・高齢化の進行により、紙おむつの発生量が増加し、事業系可燃ごみが増加

表 II.3-1 に示す見込みを踏まえ、現行の施策を継続した場合の将来のごみ排出量について、推計を行いました。図 II.3-2 にごみ排出量の将来推計方法のイメージを示します。

家庭系ごみについては、人口の変化により単純にごみ量も変化するため、人口要因を排除した 1 人 1 日当たりの排出量について、ごみ種類別に推計を行いました。

事業系ごみについては、事業活動の状況によりごみ量が変動するため、人口や事業所数、従業員数等の指標と単純な相関関係にはありません。そのため、事業系ごみについては、排出量(総量)に對して推計を行いました。

図 II.3-2 ごみ排出量の将来推計方法のイメージ



推計の方法は、過去の実績から将来も同じように推移するという考え方であるトレンド推計を基本とし、トレンド推計の適用が難しい場合は都度設定しました。

表 II.3-2 ごみ種類別の推計方法

種類別	推計方法
①家庭系可燃ごみ 家庭系不燃ごみ 家庭系粗大ごみ	1人1日当たり排出量について、直近3年間(令和3年度～5年度)の平均値で推移するものとした。
②家庭系資源ごみ	平成26年度～令和5年度の1人1日当たり排出量の実績を基に、トレンド推計を行った(自然対数式)。
③集団回収	平成26年度～令和5年度の1人1日当たり排出量の実績を基に、トレンド推計を行った(自然対数式)。
④事業系ごみ	平成26年度～令和5年度の事業系ごみ総量の実績を基に、トレンド推計を行った(ルート式)。

図 II.3-3 に現在の施策を継続した場合のごみ排出量の推計結果を示します。図 II.3-3(1)は、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収のそれぞれの総排出量推移を、図 II.3-3(2)は、家庭系ごみの種類別排出量の推移を、図 II.3-3(3)は、家庭系ごみの種類別の1人1日当たり排出量の推移を示します。

図 II.3-3(1) ごみ排出量の将来推計(1次推計)

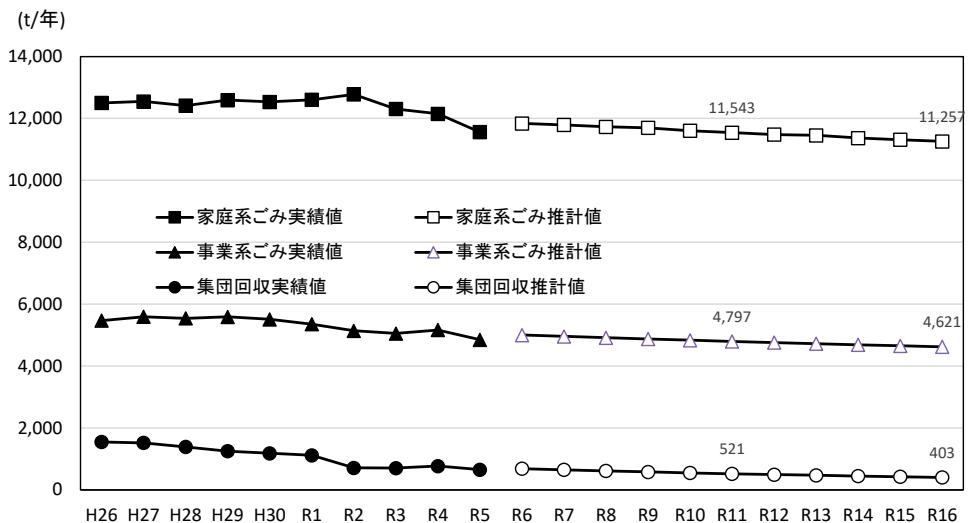


図 II.3-3 (2) 家庭系ごみ排出量の将来推計(1次推計)

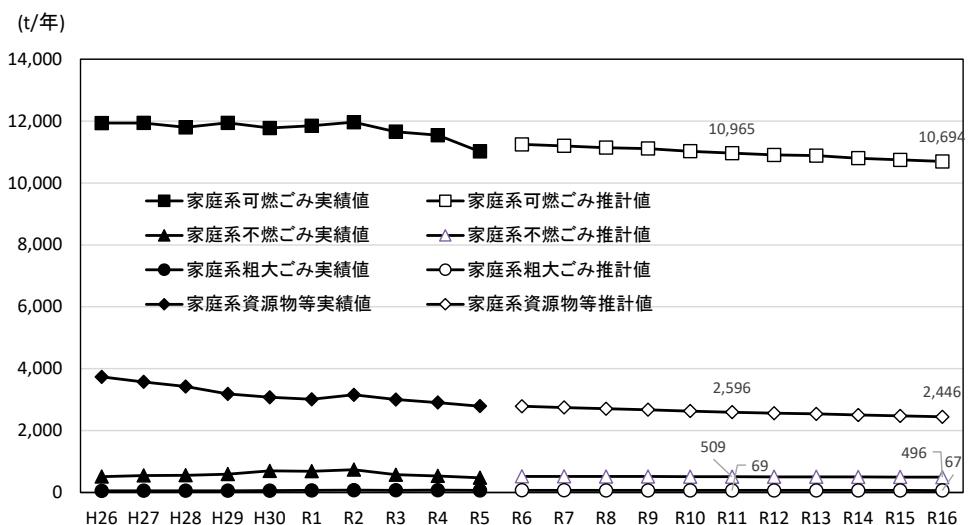
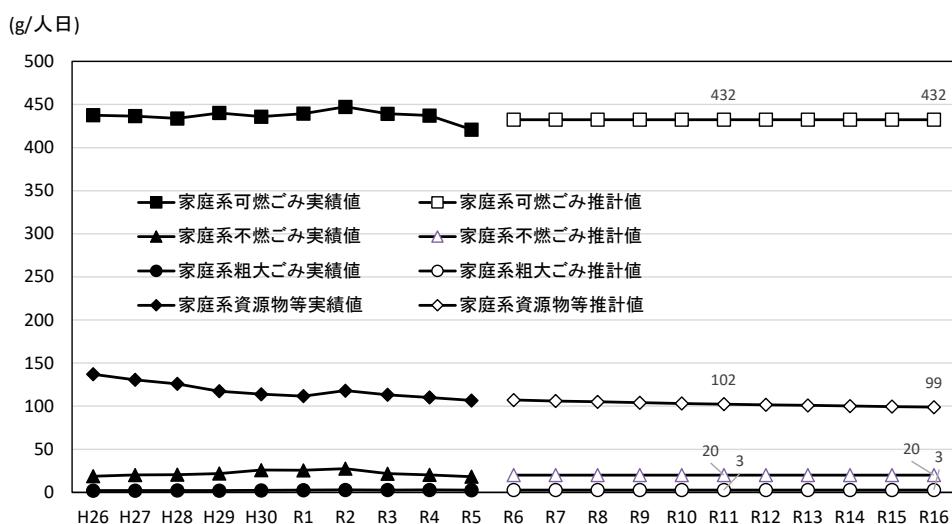


図 II.3-3 (3) 家庭系ごみ1人1日当たり排出量の将来推計(1次推計)



(4)さらなるごみ減量に向けた取組みを行った場合の将来のごみ排出量の推計(2次推計)

さらなるごみ減量に向けた取組みを行った場合のごみ排出量の目標値(2次推計値)については、Ⅲに示す食品ロス削減計画の目標値を踏まえて、表 II.3-3 のとおり設定しました。なお、家庭系ごみは、人口の増減に左右されることがないよう1人1日当たり排出量について、事業系ごみはごみの総量について、目標値を設定しました。

家庭系ごみについては、令和5年度の実績値がそれまで(平成26年度～令和4年度)と比較すると非常に低い値となったことから、令和16年度における目標値を、令和5年度の実績値である可燃ごみ421g/人・日、不燃ごみ18g/人・日、粗大ごみ2.5g/人・日とします。事業系ごみについては、(3)で示した1次推計値から290t減となる4,331tを削減目標とします。また、表II.3-4に減量目標の内訳を、図II.3-4に家庭系ごみ、事業系ごみ別の推計結果を示します。

表 II.3-3 計画の減量目標(2次推計値)

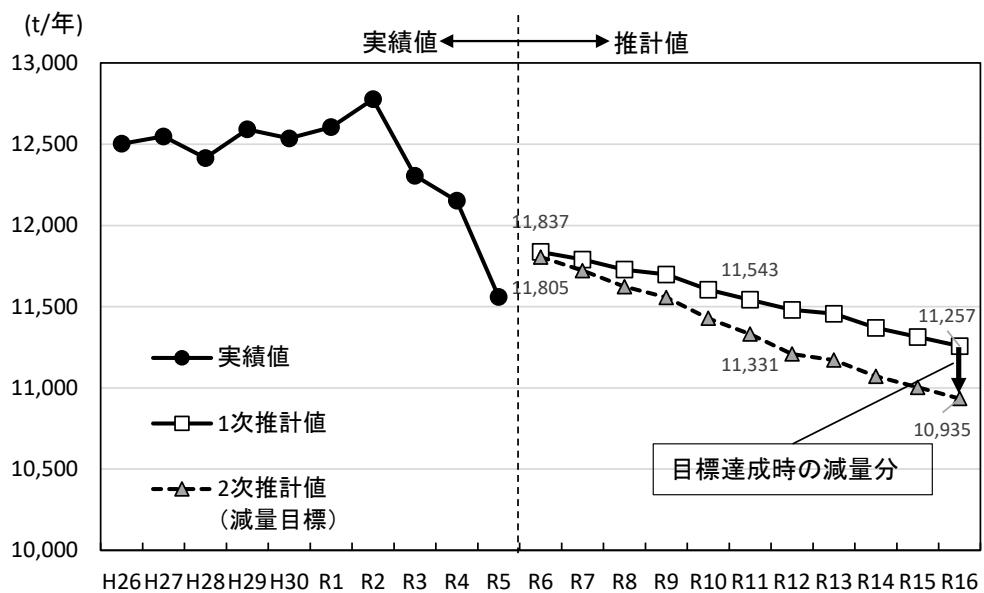
項目	実績値	中間目標年度	最終目標年度	削減目標の考え方
	令和5年度	令和11年度	令和16年度	
人口(人)	71,521	69,467	67,751	－
家庭系ごみの1人1日当たり排出量(g/人・日)				
可燃ごみ	421	423	421	令和5年度実績値
不燃ごみ	18	20	18	
粗大ごみ	2.5	2.7	2.5	
事業系ごみ 排出量(t/年)	4,850	4,562	4,331	1次推計値比290t減

表 II.3-4 減量目標値の内訳

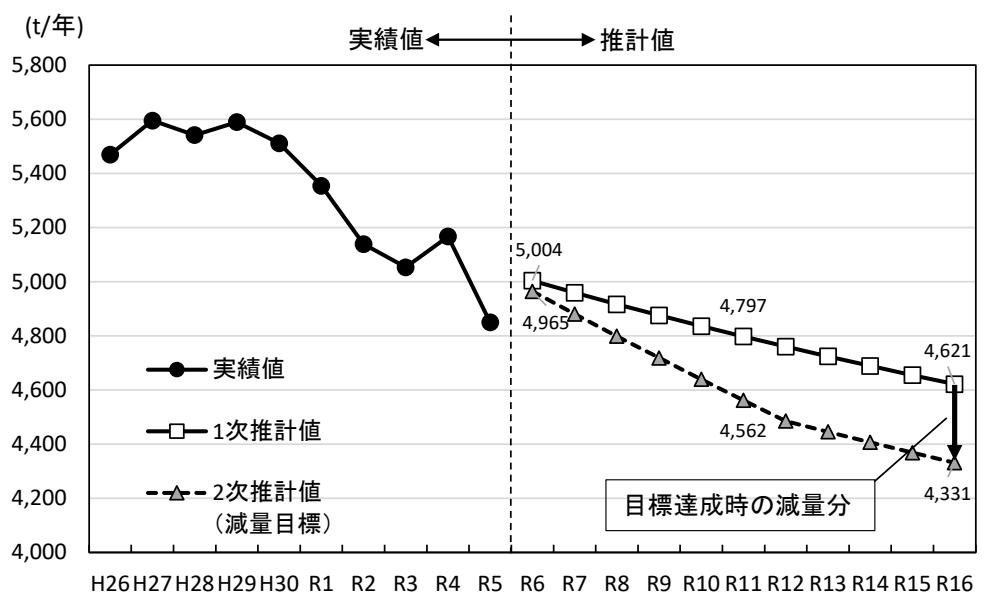
項目	減量の内訳	目標値の根拠
家庭系可燃ごみ		
発生抑制による可燃ごみの減量	-6 g/人・日	家庭系食品ロスの削減
可燃ごみに混入している資源の分別	-4 g/人・日	混入している紙類の資源化等
家庭系不燃ごみ		
発生抑制による粗大ごみの減量	-2 g/人・日	リユースの促進による減量
家庭系粗大ごみ		
発生抑制による粗大ごみの減量	-0.2 g/人・日	リユースの促進による減量
事業系可燃ごみ		
発生抑制による可燃ごみの減量	248 t	事業系食品ロスの削減
事業系ごみに混入している資源の分別	42 t	混入している紙類の資源化等

図 II.3-4 ごみ排出量の将来推計結果

■家庭系ごみ



■事業系ごみ



4. 計画の施策

4.1 施策の体系

2で示した課題に基づき、施策の体系を以下のとおりとします。

1 市民のごみの減量に向けた意識の向上と取組みへの支援
1)イベント・広報による啓発
①市の広報による啓発
②クリーンキーパーへの啓発
③ごみ分別説明会
④施設見学会
⑤市ホームページでの情報提供
2)環境学習の推進
①小中学生ごみ減量ポスター募集
②小学生向けの副読本等の作成
3)ごみ排出マナー等の指導
①市職員による出前講座
②外国人・アパート管理者に対する指導
2 家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出に向けた環境の整備
1)家庭ごみの発生抑制
①食品ロス削減の推進
②生ごみの減量化の推進
③リサイクル品情報掲示板
④粗大ごみインターネット受付の検討
⑤粗大ごみの減量化の推進
⑥家庭用剪定枝粉碎機貸出事業
2)ごみと資源の分別収集の充実
①資源物の分別回収
②有害ごみ・危険ごみ等の分別収集及び回収
③ごみ分別なんでも百科及びごみの分別と出し方の配布
④ごみ分別アプリ「さんあ～る」の周知
⑤資源物回収ステーションの適切な配置
⑥資源回収団体の育成
3 事業系ごみの発生抑制及び資源化の取組みの促進
1)事業系ごみの発生抑制及び資源化に向けた取組み
①適正排出の指導
②事業者向け資源回収業者の情報提供
③搬入物実態調査の実施
④剪定枝等チップ化事業
4 プラスチック使用製品廃棄物の分別、収集、処理方法の検討

5 適正なごみ処理体制の確保

1)適正な収集運搬 「収集運搬計画」

- ①効率の良い収集計画

2)適正な中間処理施設の運営 「中間処理計画」

- ①適正な中間処理
- ②運営管理の最適化
- ③環境関連定期検査の実施
- ④搬入物実態調査の実施(再掲)
- ⑤新ごみ処理施設の整備

3)適正な最終処分 「最終処分計画」

- ①最終処分場の安定的確保

4)不法投棄等の対策

- ①不法投棄の監視等の充実
- ②市外からの搬入者に対する指導

5)ごみ集積場の管理支援

- ①ごみ集積場環境整備助成事業

6)災害ごみへの対策

- ①災害ごみ対策
- ②災害廃棄物処理計画の見直し

4.2 施策の内容

(1)市民のごみの減量に向けた意識の向上と取組みへの支援

1)イベント・広報による啓発

①市の広報による啓発

「広報犬山」にて、ごみやりサイクルに関する啓発記事を掲載します。

②クリーンキーパーへの啓発

クリーンキーパーへのごみ減量・分別に対する意識の向上を図るため、年1回、ごみ処理施設見学を実施します。

③ごみ分別説明会

小中学校、町内会などの要望により、ごみ分別説明会を実施します。

④施設見学会

小中学校、町内会などの要望により、都市美化センターなどの施設見学や説明会を実施します。

⑤市ホームページでの情報提供

ごみ分別に関する情報、各種リサイクル情報などをわかりやすく情報発信するため、内容の充実を図ります。

2)環境学習の推進

①小中学生ごみ減量ポスター募集

毎年、小中学生に対し、3R推進ポスターを募集します。

②小学生向けの副読本等の作成

総合学習等への教材などを充実するため、ごみの種類・ごみの行方やごみ処理施設などについて解説した「ごみのはなし」を作成します。また、デジタル化を検討します。

3)ごみ排出マナー等の指導

①市職員による出前講座

町内会、学校などに市職員がうかがい、ごみについての出前講座を実施します。

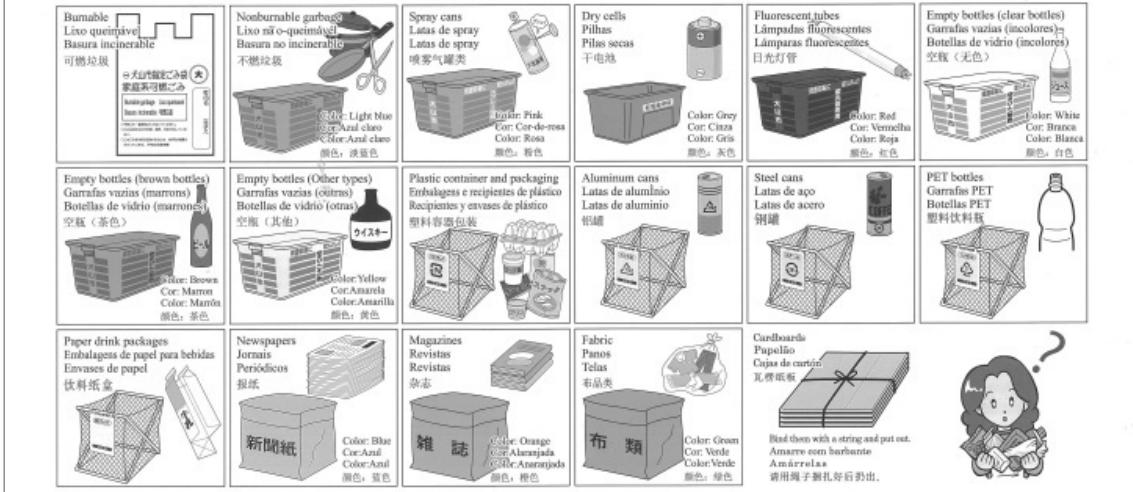
②外国人・アパート管理者に対する指導

ごみ排出マナー向上のため、外国人世帯や単身者の多いマンション・アパートへの指導の強化、日本語学校での説明会などを実施します。また、ごみ収集カレンダーの外国語版(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語)を配布します。

Trash Collection schedule Forma de clasificar Yelimirar la basura CALENDARIO DE RECOLHIMENTO DE LIXO 垃圾收集日程表

Please put burnable garbage in the specified garbage bags. Non-combustible trash and recyclables should be put in their respective containers at the collection site as shown in the illustration below.
 Coloque o lixo queimável dentro do saco determinado. Coloque o lixo não-incinerável e materiais recicláveis dentro dos recipientes ilustrados abaixo, instalados nos postos de coleta de lixo.
 Coloque la basura incinerable en la bolsa determinada. Coloque la basura no incinerable y materiales reciclables en los recipientes ilustrados abajo, instalados en la estación de basura.

请将可燃垃圾装进指定垃圾袋内。请将不可燃垃圾、资源物装进垃圾收集站的容器（下图所示）内。



●外国語版のごみ収集カレンダー

(2)家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出に向けた環境の整備

1)家庭ごみの発生抑制

① 食品ロス削減の推進

食品ロスを出さない買い物の仕方、調理の際の工夫の方法をホームページ等で紹介し、食品ロスの削減を図ります。ごみアプリを活用し、毎月 10 日、20 日、30 日のゼロの日に、冷蔵庫の中の食品の消費期限や賞味期限を確認してもらえるようお知らせします。効果的な削減方法に関する研究を進め、家庭だけでなくスーパー・飲食店での食品ロス削減の方策や、フードシェアリング及びフードドライブの導入に向けた検討を行います。

② 生ごみの減量化の推進

手軽な生ごみ減量手法である水切りのPR、堆肥化等の自家処理の手法の啓発を図ります。生ごみの減量対策として、電動生ごみ処理機などの家庭用生ごみ処理機の購入に対し、補助金を交付します。

③ リサイクル品情報掲示板

市民からの不用品の交換・譲渡の情報交換をするための掲示板を、市役所 1 階に設けます。また、市ホームページにおいてもリサイクル品情報の提供を呼び掛け、よりよい情報提供の方法を検討します。

④ 粗大ごみインターネット受付の検討

粗大ごみの排出に関する利便性を向上するための粗大ごみのインターネット受付について、引き続き検討します。

⑤ 粗大ごみの減量化の推進

民間事業者との連携により、リユースを促進し、粗大ごみの排出量の抑制を行います。

⑥ 家庭用剪定枝粉碎機貸出事業

一般家庭向けに、庭から出る剪定枝などを細かく粉碎し堆肥化等するための小型粉碎機の貸し出しを実施します。

2)ごみと資源の分別収集の充実

① 資源物の分別回収

資源物の分別回収の利便性を高めるため、通常のステーション収集に加え、わん丸エコステーションのような常時回収できる拠点の増設を検討します。また、貴金属やレアメタルのリサイクルを目的とし、市役所及び各出張所など、市内 8 か所にて専用ボックスを設置し、携帯電話及び小型家電の回収を実施します。併せて、不燃ごみからのピックアップ回収と、わん丸エコステーションでのパソコン回収を実施します。さらに、市役所及び各出張所、わん丸エコステーションにおいて、廃食用油(植物性のみ)及び羽毛ふとん(ダウン 50%以上ののみ)の回収を実施します。

② 有害ごみ・危険ごみ等の分別収集及び回収

有害ごみとして乾電池及び蛍光管、危険ごみとしてスプレー缶類を、分別収集します。また、都市美化センターの安定した運転と、有害物質の適正処理のため、水銀が使用されている体温計、温度計、血圧計を市役所及び出張所で回収します。

③ ごみ分別なんでも百科及びごみの分別と出し方の配布

各家庭に、わかりやすいイラストや分別区分早見表などで工夫したごみ分別なんでも百科及びごみの分別と出し方を配布します。

④ ごみ分別アプリ「さんあ～る」の周知

スマートフォンから閲覧でき、日本語の他、多言語(英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・フィリピン語)にも対応したごみ分別アプリ「さんあ～る」を周知し、利用者数の増加を図ります。

⑤ 資源物回収ステーションの適切な配置

利便性向上により、可燃ごみへの資源物の混入を軽減するため、必要に応じて資源物を回収するステーションの増設等を検討します。

⑥ 資源回収団体の育成

各種団体が自主的に実施する廃品回収活動に対して奨励金を交付します。

(3)事業系ごみの発生抑制及び資源化の取組みの促進

1)事業系ごみの発生抑制及び資源化に向けた取組み

①適正排出の指導

事業系ごみの受け入れ基準の周知、受け入れ時の指導等を強化します。また、事業系ごみの減量、リサイクル促進のために、事業者向け啓発パンフレットを作成します。

②事業者向け資源回収業者の情報提供

事業者に対して、資源回収業者の紹介と情報提供を行います。

③搬入物実態調査の実施

事業系ごみの搬入物について、搬入物実態調査を実施し、不適正物が混入していた場合は排出元を特定し、指導を実施します。

④剪定枝等チップ化事業

都市美化センターに持ち込まれる剪定枝及び草をチップ化し、再利用する事業を実施します。

(4)プラスチック使用製品廃棄物の分別、収集、処理方法の検討

新ごみ処理施設の供用開始に合わせて、令和10年4月からプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等をはじめる予定をしており、引き続き、先行自治体の事例研究等、再商品化等に向けた準備を進めます。

(5)適正なごみ処理体制の確保

1)適正な収集運搬 「収集運搬計画」

①効率の良い収集計画

ごみの分別区分、収集方法、収集頻度等については、当面の間、現在の状況(表 II.1-1 参照)を維持することとし、効率の良い収集を心がけます。なお、令和10年度の新ごみ処理施設の供用開始に合わせ、法令等の改正、社会情勢の変化、技術の進歩等も踏まえて収集・運搬の方法を再検討します。

2)適正な中間処理施設の運営 「中間処理計画」

①適正な中間処理

都市美化センターにおける焼却・破碎処理を、安全かつ適正に実施します。

②運営管理の最適化

都市美化センターの運転管理について、法令を遵守し、より合理的に実施します。また、安全性の向上、環境保全対策の向上、経済効率を向上させる施設の事業運営を目指します。

③環境関連定期検査の実施

定期的に法令で定められた各種項目の測定を実施します。併せて、その結果を公表し、環境

対策の状況を市民に対して情報提供します。

④ 搬入物実態調査の実施(再掲)

事業系ごみの搬入物について、搬入物実態調査を実施し、不適正物が混入していた場合は排出元を特定し、指導を実施します。

⑤ 新ごみ処理施設の整備

江南市、大口町、扶桑町とともに広域処理を見据え、最終処分量の削減、徹底した環境保全、高効率なエネルギー利用、高い経済効率を考慮した新ごみ処理施設の供用開始に向けて、所定の事務手続きを迅速かつ適切に進めます。また、広域化による分別品目の検討を進めます。

3) 適正な最終処分 「最終処分計画」

① 最終処分場の安定的確保

最終処分場をできるだけ長く使用するため、ごみ減量施策を総合的に進め、最終処分量を削減します。また、処分場の延命化対策の検討を進めます。

4) 不法投棄等の対策

① 不法投棄の監視等の充実

環境パトロール員及び監視カメラの設置により、不法投棄の監視を実施します。また、啓発看板の設置や広報等での不法投棄防止のPRを行います。

② 市外からの搬入者に対する指導

都市美化センターに直接持ち込まれるごみにおいて、市外からの持ち込みを防ぐため、搬入時のチェック・指導を実施します。

5) ごみ集積場の管理支援

① ごみ集積場環境整備助成事業

町内会のごみ集積場に対し、生ごみ散乱防止ネットや折りたたみ式ごみ収集容器、啓発用看板などの物品の支給、ごみ集積場用地の賃借料等を対象として補助金交付などを行い、ごみ集積場の美化を推進します。

6) 災害ごみへの対策

① 災害ごみ対策

災害時には地域防災計画に基づき、災害廃棄物の適正な処理に努めます。また、災害時に備え、関係機関等との廃棄物処理に係る協定の締結を検討します。

② 災害廃棄物処理計画の見直し

令和2年3月に策定した災害廃棄物処理計画について、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の推進

5.1 計画推進体制の充実

① 市民、事業者、関係団体、町内会等との協力関係の強化

市民、市内の事業者、犬山市のそれぞれの立場で役割分担しながら、お互いにチェックと協力を進め、市全体の資源循環型社会づくりを推進します。これまでの実績を生かしながら、さらに意見交換や連携した取組みが可能な体制構築を検討します。

②ごみ減量ボランティア

町内でのごみ排出抑制、マナーの徹底等を進めるため、指導的役割を担うクリーンキーパーの活動を支援します。

III. 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減推進計画の策定と目的

「食品ロス」とは、「本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品」と定義されています¹。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に発生しています。この食品ロスの問題は、平成 27 年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においても重要な課題と位置付けられています。

我が国においても、食品ロスの年間発生量は約 472 万トンと推計され、そのうち約 236 万トンが家庭から、約 236 万トンが食品製造業や外食産業などの食品関連事業者から発生しています(令和 4 年度推計 農林水産省・環境省)。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには CO₂ 排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)では、市町村は「市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画」の策定に努めることとされました。法に基づく国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和 2 年 3 月閣議決定。以下、「基本方針」という。)では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取組みを推進していくことが重要であると謳われています。

今回策定する「犬山市食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、市民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

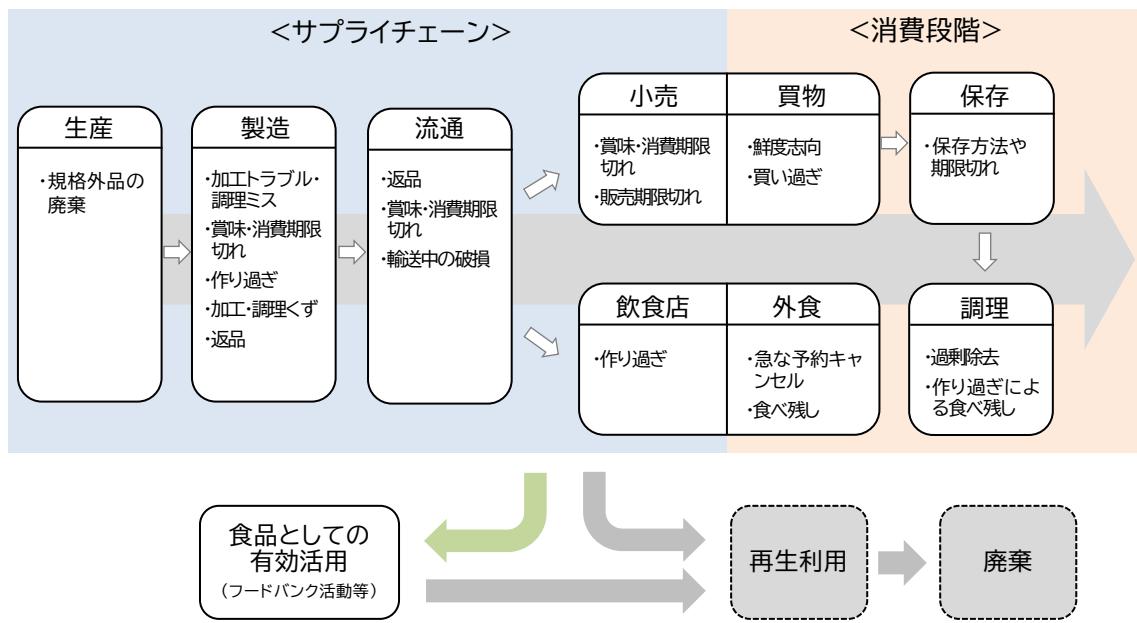
¹ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和 2 年 3 月 31 日閣議決定)

2. 食品ロス発生の現況

2.1 食品ロスの発生要因

食品ロスの主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品の廃棄や見込み生産、流通段階では、「3分の1ルール¹」を始めとする商習慣等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等です。

図 III.2-1 食品ロスの主な発生要因(フロー図)



出典)愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022年度～2026年度)

¹ 3分の1ルール

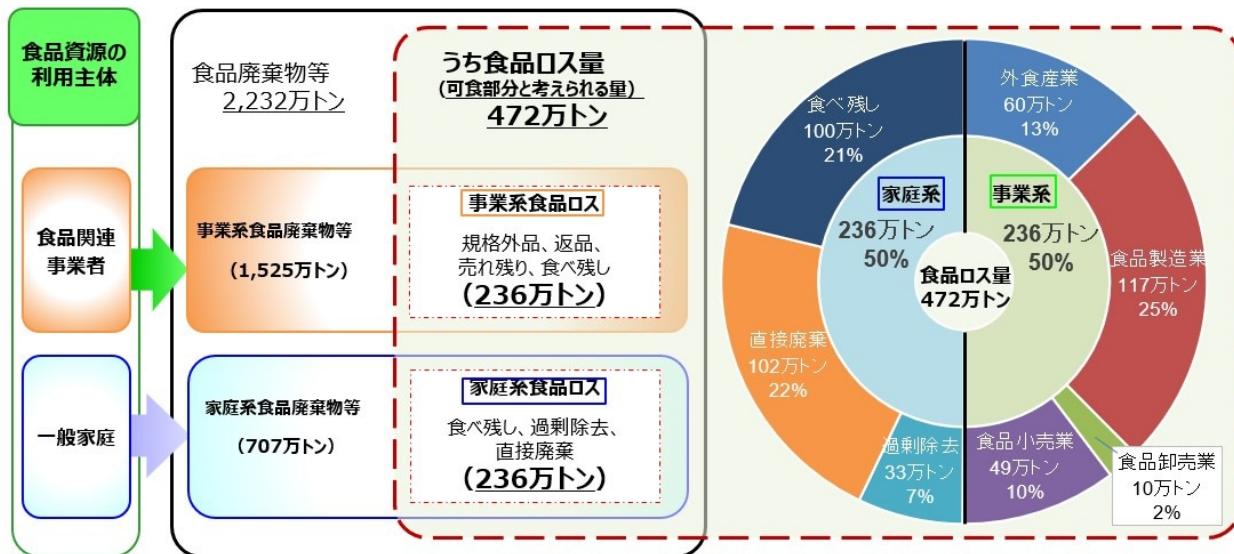
食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売事業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つ。期限内に納品できなかった商品は、ほかに販売できる先がない場合にはそのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっている。

2.2 食品ロスの発生量

(1)全国及び愛知県の発生量

令和4年度の食品ロス発生量は、我が国全体で家庭系食品ロス量が236万トン、事業系食品ロス量が236万トン、全体で472万トンと推計されています(図III.2-2)。

図III.2-2 全国の食品ロス発生状況(令和4年度)

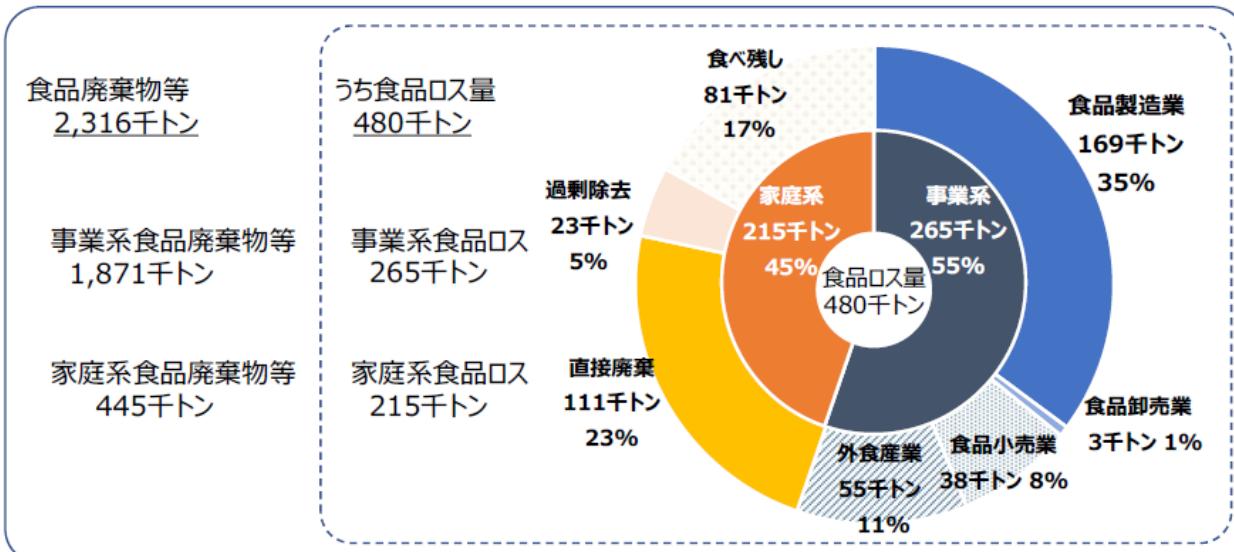


資料:農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

出典:政府広報オンライン

また、県内の食品ロス発生量について愛知県が行った令和元年度の推計では、家庭系食品ロス量が215千トン、事業系食品ロス量が265千トン、全体で480千トンと推計されています(図III.2-3)。

図III.2-3 愛知県内の食品ロス発生状況(令和元年度)



出典)愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022年度～2026年度)

(2)本市の食品ロス発生量

愛知県が推計した、令和3年度の本市の食品ロス発生量を表III.2-1に示します。なお、参考のため愛知県の食品発生量も示します。本市の食品ロス量の合計は4,525t、1人1日当たりの食品ロス量は170g/人・日と推計されています。

本市の1人1日当たりの食品ロス量は、家庭系が79g/人・日、事業系が91g/人・日となっており、事業系からの排出量が多くなっています。また、1人1日当たりの食品ロス量を愛知県全体の平均値と比較すると、合計量及び家庭系は愛知県平均を下回り、事業系は県平均を上回る結果となっています。

表 III.2-1 本市及び愛知県の食品ロス発生量(令和3年度推計)

	食品ロス量 合計(t)			1人1日当たりの食品ロス量(g/人・日)			人口(人)
		家庭系	事業系		家庭系	事業系	
犬山市	4,525	2,104	2,421	170	79	91	73,030
愛知県	455,038	193,275	261,763	165	70	95	7,528,519

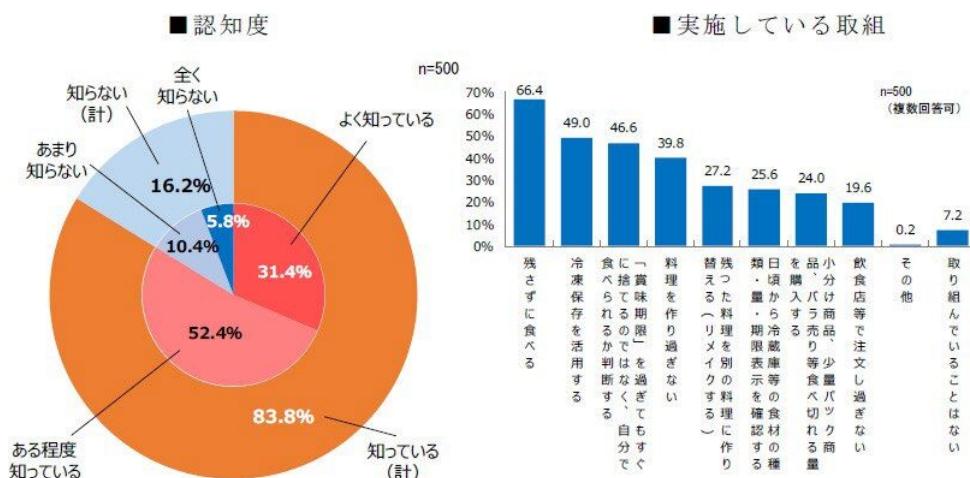
資料：愛知県資料

(3)意識調査

愛知県が令和2年度に実施した県民アンケート調査では、食品ロスについての認知度（「よく知っている」及び「ある程度知っている」の割合）は83.8%、食品ロスを減らすための何らかの取組みを行っている人の割合は92.8%となっています（図III.2-4）。

これらの結果から食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる人の割合を集計したところ82.6%となり、全国の76.6%（令和2年度、消費者庁調べ）と比べ高い状況となっています。

図III.2-4 愛知県の食品ロスに対する認知度及び削減取組み状況(令和2年度)



資料：環境に関するアンケート調査結果（愛知県）

出典)愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画)(2022年度～2026年度)

3. 達成すべき目標

3.1 食品ロス発生量の削減

国の目標では、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月閣議決定)、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和元年 7 月公表)において、共に平成 12 年度比で令和 12 年度までに食品ロス発生量を半減させるとしています。愛知県食品ロス削減計画においても、国の削減目標を踏まえ、同様の削減目標とっています。

本市では、国及び愛知県の削減目標を踏まえ、平成 12 年度比で令和 12 年度までに食品ロス発生量を半減させ、その後は目標年度である令和 16 年度まで、令和 12 年度の水準を維持することを目標として設定します。具体的には、以下の考え方及び手順で設定しました。

- ①愛知県の現況に対する令和 12 年度の食品ロス発生量(総排出量)の削減割合を算出。
- ②本市では現況(令和 3 年度)まで、愛知県と同じペースで食品ロス発生量が減少してきたとして、現況の食品ロス発生量(総排出量)を基に、令和 12 年度の削減目標値(総排出量)を算出。
- ③家庭系については、市民 1 人 1 人の食品ロス削減に向けた行動が重要であることから、①で求めた総排出量の削減割合を用いて、1 人 1 日当たり食品ロス発生量の削減目標を設定。
- ④事業系については、②で算出した令和 12 年度の削減目標値(総排出量)を削減目標とした。
- ⑤令和 12 年度以降(令和 16 年度まで)は、令和 12 年度の 1 人 1 日当たり食品ロス発生量(家庭系)もしくは食品ロス発生量(事業系)を維持するとして、食品ロス発生量の削減目標を設定。

表 III.3-1 食品ロス発生量の削減目標

		【現況】 令和 3 年度	【愛知県目標年度】 令和 12 年度	【目標年度】 令和 16 年度
家庭系 食品ロス量	総排出量	2,104 t	1,841 t	1,805 t
	1 人1日当たり	79 g/人・日	73 g/人・日 (-7.9%) ^{注)}	73 g/人・日
事業系 食品ロス量	総排出量	2,421 t	2,173 t (-10.2%)	2,173 t
	1 人1日当たり	91 g/人・日	—	—
参考 愛知県目標	家庭系	215 千 t	178 千 t (-17.2%)	—
	事業系	265 千 t	235 千 t (-11.3%)	—

注)()内は現況(令和 3 年度)からの削減割合

3.2 市民意識の醸成

国では、全国の食品ロス問題を認知し削減に取り組む人の割合を令和 12 年度までに 80% とすることとしています。また、愛知県食品ロス削減推進計画では、令和 2 年度の県民アンケート調査の結果から、国を上回る目標として、令和 8 年度には 85% を目指すこととしています。

本市は、愛知県の目標に順じて、「食品ロス問題を認知し削減に取り組む人の割合を令和 12 年度までに 85% とすること」を目標とします。

4. 食品ロス削減に向けた施策の推進

4.1 各主体に求められる役割と行動¹

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題です。この課題解決のためには、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要となります。

具体的には、消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組みを消費者に伝える、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO 等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組み事例が創出されていくことが期待されます。

こうした過程を通じ、消費者が食品ロスの削減に取り組むことは、自らの消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼすものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するという「消費者市民社会」(消費者教育の推進に関する法律(平成 24 年法律第 61 号)第2条第2項)の形成の取組みとして位置付けることができます。

(1)市民

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握します。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができる事を一人一人が考え、行動に移すとともに、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組みを支援します。

【市民の具体的な行動の例】

①買い物の際	<ul style="list-style-type: none">・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。・欠品を許容する意識を持つ。
②食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none">・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
③調理の際	<ul style="list-style-type: none">・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。・食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
④外食の際	<ul style="list-style-type: none">・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べるようにし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べ切りを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

¹ 出典)食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和 2 年 3 月 31 日、閣議決定)

(2)事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施します。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めます。

具体的には以下ののような行動が期待されます。

【事業者の具体的な行動の例】

①農林事業者	・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。
②食品製造事業者	<ul style="list-style-type: none">・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。
③食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none">・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組み(値引き・ポイント付与等)を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。・食品小売業者(フランチャイズ店)における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。
④外食事業者	<ul style="list-style-type: none">・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組みを行う。・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあっては、食品ロス削減のための可能な取組みを行う。

⑤食品関連事業者等 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用等による売り切りの工夫を行う。 ・未利用食品を提供するための活動(いわゆるフードバンク活動)とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組みの内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。
⑥食品関連事業者以外を含む全ての事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める(フードバンクへの提供を含む。)。

(3)行政

前記(1)及び(2)に記載した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、4.2に掲げる施策を推進します。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。

4.2 推進施策

(1)本市で取り組んできた施策

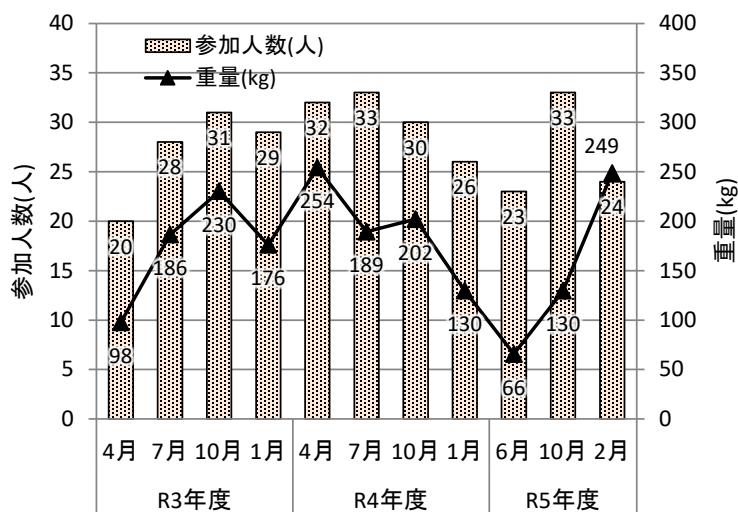
本市では、平成 27 年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生を抑制する取組みの一つとして、食品ロス削減のための施策を推進してきました。

これまでに実施した施策の主な内容は以下のとおりです。

- ・ごみを出さない買い物の仕方、調理の際の工夫の方法をホームページ等で紹介
- ・ごみアプリの活用で、毎月 10 日、20 日、30 日のゼロの日に、冷蔵庫内の食品の消費期限、賞味期限を確認してもらえるようお知らせを送付
- ・フードドライブの開催

このうち、フードドライブは令和 3 年度から実施し、現在(令和 5 年度)は年 3 回開催しており、参加人数は 20~30 人、回収量は 100~200kg 前後となっています。

図 III.4-1 フードドライブの実績



●フードドライブで提供された食品の一部



●フードドライブ開催チラシ

(2)今後の施策展開

本市でこれまでに実施してきた施策を踏まえ、「基本方針」に示される基本的施策の視点から、今後の施策を展開します。

1)教育及び学習の振興、普及啓発等

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするため、家庭や学校・地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

①先進的な事例、優良取組み事例に関する情報発信

市の広報やホームページ、公式SNS等を通じて、先進的な事例、模範となる取組み等を紹介することで、食品ロス削減に関する意識を啓発し、気運の醸成を図ります。

②若い世代をターゲットとした情報発信

将来を担う世代に的確に情報発信するため、若い世代が活発に利用するSNSを活用した普及啓発に取り組みます。

2)食品関連事業者等の取組みに対する支援

食品ロス削減のための取組み事例の共有や周知を図り、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための取組みを促進します。

①事業者に向けた啓発、支援の実施

事業者に、食品ロスの削減に向けた先進的な取組み、効果が上がっている取組み等の情報を提供するとともに、事業者が実施している取組みの共有を図ります。

②規格外や未利用の食品を活用する取組みに対する支援

様々な理由により、通常の流通経路での販売等が困難な規格外や未利用の農林水産物を活用(加工・販売等)する取組みに協力します。

また、食品製造の過程で生じる端材や規格外品等を活用する取組みが広がるよう、事業者や関係団体との連携を促進します。

3)実態把握及び情報収集・情報提供

市民・事業者へのアンケート調査等の実施を検討し、市民の食品ロスの認知度や削減への取組み状況等の把握に努めるとともに、先進自治体の食品ロスの削減に向けた取組み事例に関する情報収集や調査を行います。

また、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組みについて情報を共有・提供します。

4)フードドライブ等への支援

現在も実施しているフードドライブについて、活動の認知度を向上させるとともに、支援が広がるよう、市民及び事業者に対してフードドライブへの理解を促進します。

また、食品関連事業者及び福祉団体等とフードバンク団体とのマッチングや提供される食品の情報共有等にも協力します。

4.3 計画の推進

(1)計画の推進体制の整備

計画の推進に当たっては、市民・事業者・市・関係団体等の多様な主体がそれぞれの役割のもと、連携・協力して食品ロスの削減に向けた取組みを推進します。食品ロスの削減については、様々な側面を持つ多岐にわたる施策であるため、関係部局と連携し、関係者が一丸となった取組みを展開します。

(2)計画の進行管理

計画を着実に進めるため、施策の進捗状況について、定期的に点検・評価し、PDCA サイクルにより、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくほか、必要に応じて計画の見直しを検討します。

IV.生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

1.1 生活排水処理の概要

本市の生活排水(し尿及び生活雑排水)の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽によって行われています。これらの施設が整備されていない地域及び住宅等では、し尿のみが単独処理浄化槽または汲み取り便槽により処理されています。

本市における処理施設別の生活排水処理対象となる排水の種類は、表 IV.1-1 のとおりです。

表 IV.1-1 処理施設別の生活排水処理対象となる排水の種類

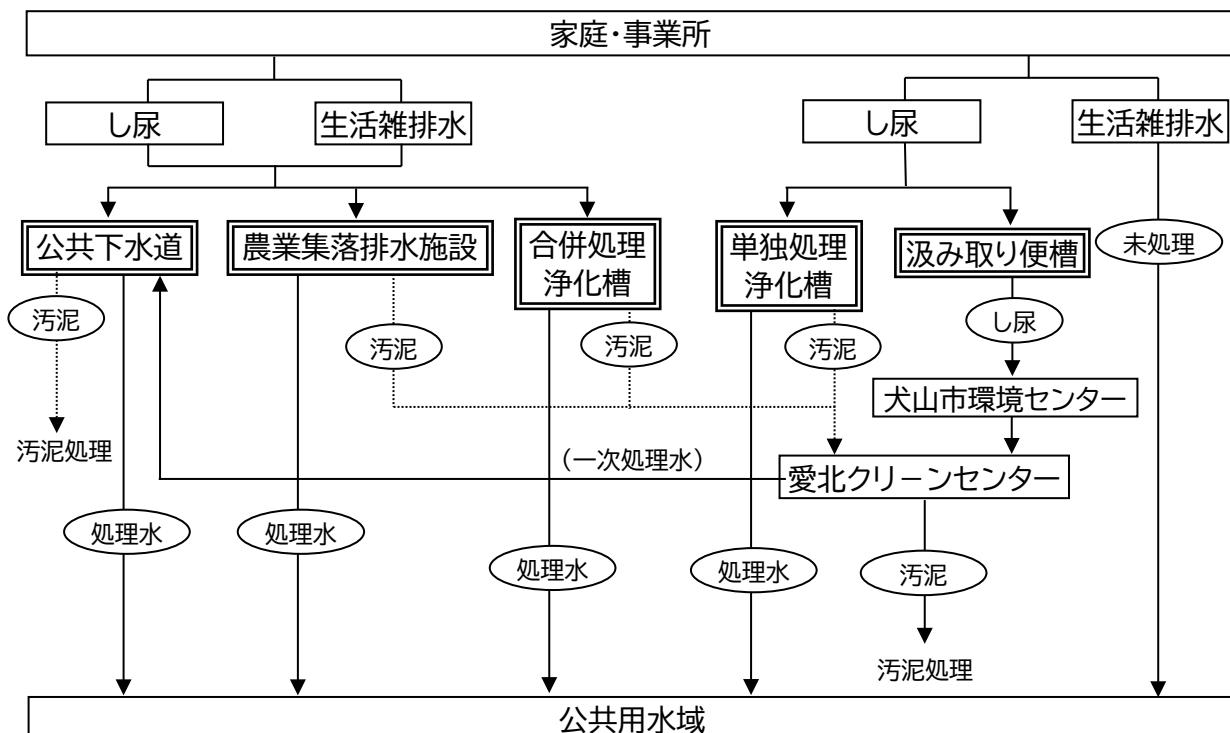
処理施設の種類		対象となる排水の種類
水洗化	公共下水道	し尿、生活雑排水*
	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水
	単独処理浄化槽	し尿
非水洗化	汲み取り便槽	し尿

*生活雑排水＝台所(炊事)、洗濯、風呂等からの排水

1.2 生活排水処理の流れ

本市における生活排水処理の流れは、図 IV.1-1 のとおりです。

図 IV.1-1 生活排水処理の流れ



1.3 生活排水処理形態別人口

本市における令和 5 年度末の生活排水の処理形態別人口は、表Ⅲ.1.3-1 のとおりです。

本市の人口のうち、約 6 割は公共下水道、残りはほぼ浄化槽を利用しています。

なお、人数については、届け出のあった設置基数や住民登録及び 1 世帯当たりの平均世帯人数等を基に算出しています。

表 IV.1-2 生活排水処理形態別人口(令和 6 年 3 月)

処理形態	人口(人)
公共下水道	43,668
農業集落排水施設	263
浄化槽	26,271
合併処理浄化槽	21,322
単独処理浄化槽	4,949
汲み取り便槽	1,319
合計	71,521

また、図 IV.1-2 に、生活排水処理形態別人口の推移を示します。

平成 26 年度以降、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加し、農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口及び汲み取り便槽人口は減少しています。

図 IV.1-2 生活排水処理形態別人口の推移

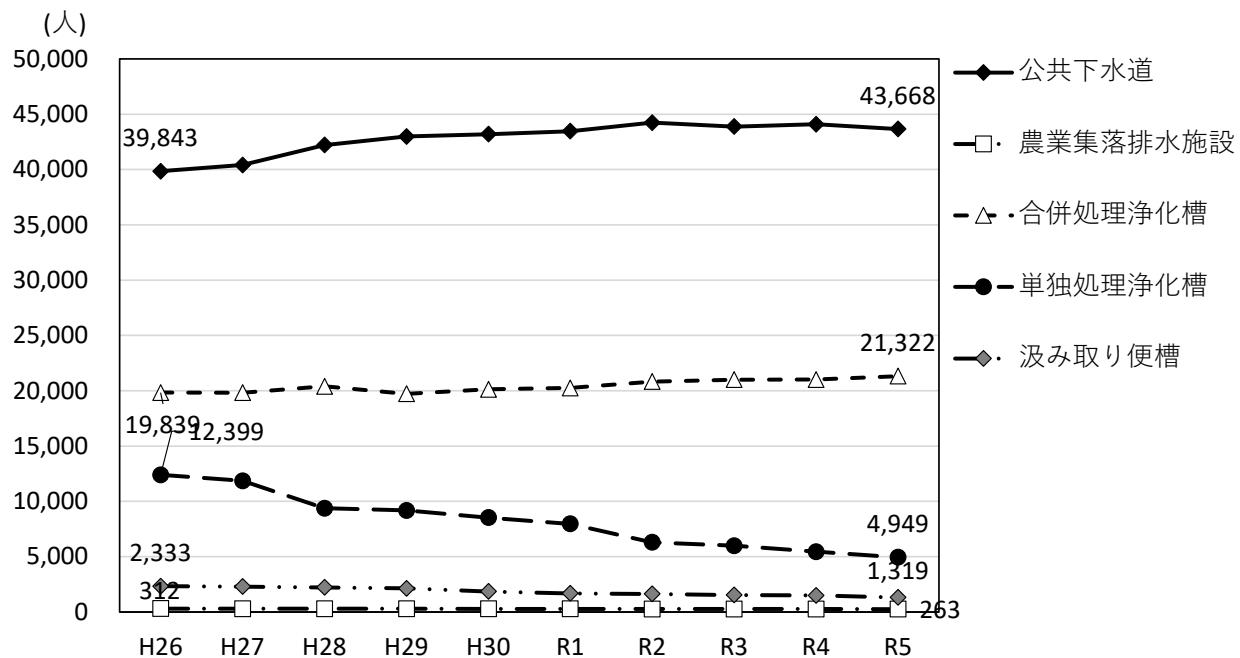
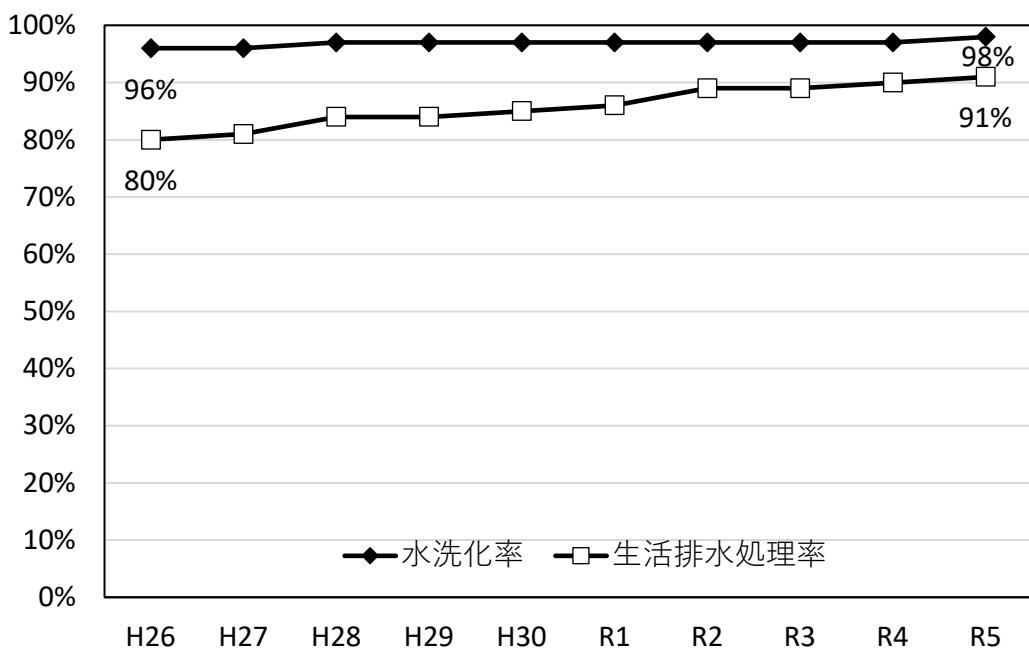


図 IV.1-3 に、水洗化率及び生活排水処理率の推移を示します。令和 5 年度末現在の水洗化率は 98%、生活排水処理率は 91% となっています。

図 IV.1-3 水洗化率、生活排水処理率の推移



注)水洗化率=(公共下水道人口+農業集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)/市内人口
生活排水処理率=(公共下水道人口+農業集落排水施設人口+合併処理浄化槽人口)/市内人口



1.4 生活排水処理施設の概況

(1)公共下水道

表 IV.1-3 に、本市の公共下水道の概要を示します。本市の下水道は、昭和 57 年に五条川左岸流域公共下水道(犬山市、小牧市、岩倉市、大口町)として下水道事業認可を受けて整備を開始し、平成元年度から供用開始しています。

また平成 17 年には、五条川右岸流域公共下水道(犬山市、一宮市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町)についても下水道事業認可を受け、平成 20 年度から供用を開始しています。

令和 5 年度末の公共下水道の状況は、市全体では整備率が 72.7% となり、下水道接続率も 86.8% に達しています。

表 IV.1-3 公共下水道の概要(令和 5 年度末)

		五条川左岸 処理区	五条川右岸 処理区	犬山市全体
処理区域内人口	A	58,558 人	12,963 人	71,521 人
都市計画法決定面積	B	1,287ha	258ha	1,545ha
処理開始区域面積	C	895.8ha	227.4ha	1,123.2ha
処理開始区域内人口	D	38,642 人	11,724 人	50,336 人
区域内下水道接続人口	E	36,311 人	7,357 人	43,668 人
整備率	C/B	69.6%	88.1%	72.7%
普及率	D/A	66.0%	90.4%	70.4%
水洗化(下水道接続)率	E/D	94.0%	62.8%	86.8%

(2)農業集落排水施設

表 IV.1-4 に、本市の農業集落排水施設の概要を示します。本市の農業集落排水事業は、平成 13 年度から入鹿・神尾地区で供用開始しており、令和 5 年度末の農業集落排水施設への接続人口は 115 戸、263 人です。事業区域内戸数は 125 戸であり、約 9 割の接続が完了しています。

表 IV.1-4 農業集落排水施設の概要

名 称	入鹿神尾地区浄化センター
所 在 地	犬山市字内屋敷 191 番地
建設期間	平成 8~12 年度
対象汚水	し尿及び生活雑排水
排除方式	分流式
処理水量	日平均 746 m³/日
処理方式	JARUS XIV 型+三次処理脱窒脱磷方式(連続流入間欠ばつ気方式)

(3)浄化槽

図 IV.1-4 に本市の浄化槽設置基数の推移を示します。令和 5 年度末の浄化槽の設置基数は、合併処理浄化槽が 2,811 基、単独処理浄化槽が 4,912 基となっています。単独処理浄化槽の設置基数は、公共下水道の普及及び合併処理浄化槽への転換に伴い減少する傾向にあり、合併処理浄化槽は徐々に増加しています。なお、表 IV.1-5 に示す団地については、集中浄化槽(5 基)が設置されています。

図 IV.1-4 浄化槽設置基数の推移

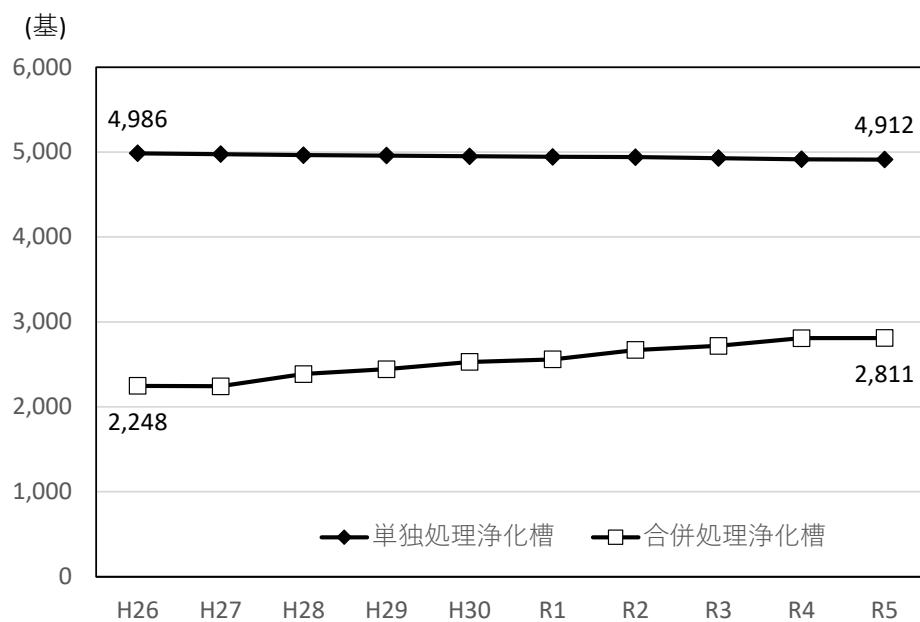


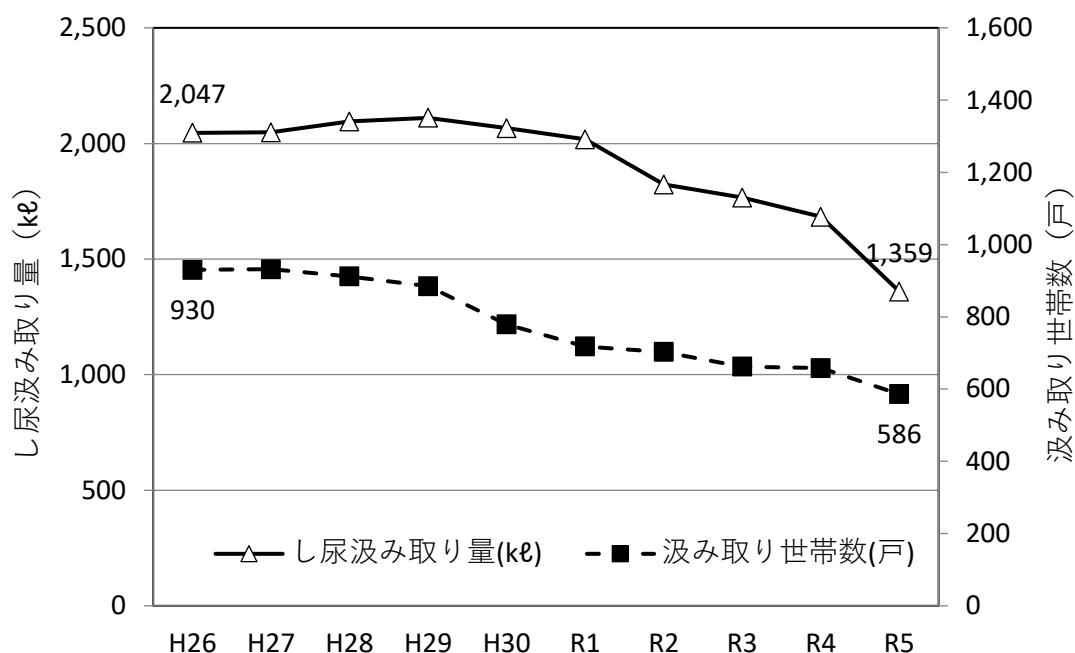
表 IV.1-5 集中浄化槽設置一覧

団地名	規模(人槽)
城東団地	450
前原台	4,000
善師野台	1,400
四季の丘	4,800
もえぎヶ丘	2,000

(4)汲み取り便槽

図 IV.1-5 に本市のし尿汲み取り量及び汲み取り世帯数の推移を示します。し尿汲み取り量、汲み取り世帯数はともに、公共下水道の普及に伴い徐々に減少しています。令和5年度末のし尿汲み取り量は1,359 kℓ、汲み取り世帯数は586世帯となっています。

図 IV.1-5 し尿汲み取り量及び汲み取り世帯数の推移



1.5 収集・運搬の現状

非水洗化世帯のし尿は、し尿中継施設である犬山市環境センターで一時貯留した後、愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターに運搬され、処理されます。表 IV.1-6 にし尿中継施設の概要を示します。

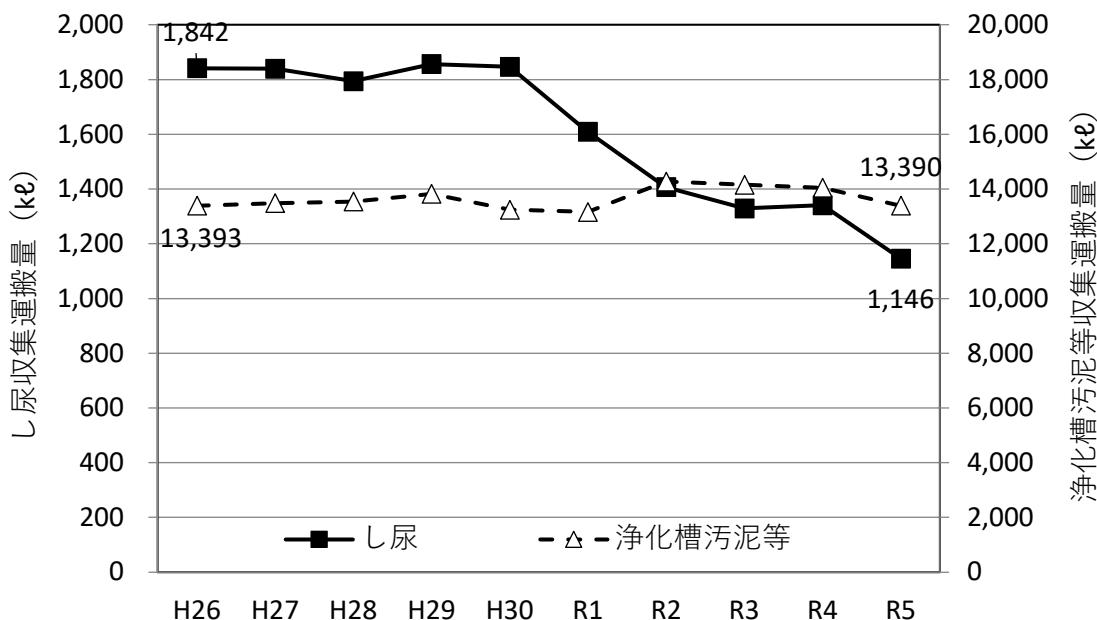
農業集落排水施設からの汚泥、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥は、許可業者により収集され、し尿と同様に愛北クリーンセンターまで運搬されています。

図 IV.1-6 にし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬量の推移を示します。令和 5 年度の年間のし尿運搬量は 1,146 kℓ、浄化槽汚泥等は 13,390 kℓ で、し尿は減少する傾向、浄化槽汚泥等はほぼ横ばいで推移しています。

表 IV.1-6 し尿中継施設の概要

名 称	犬山市環境センター
所 在 地	犬山市字藪ヶ洞 68 番地 1 外
敷 地 面 積	2,516 m ²
竣 工	昭和 61 年 3 月 25 日
し尿貯留槽	容積 250 kℓ(コンクリート槽: 50 kℓ × 5 槽)
脱 臭 設 備	活性炭吸着式

図 IV.1-6 し尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬量の推移



1.6 し尿・汚泥処理施設

非水洗化世帯のし尿及び単独処理浄化槽等から排出される浄化槽汚泥等は、愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターにおいて処理されています。

表 IV.1-7 にし尿・汚泥処理施設の概要を示します。

表 IV.1-7 し尿・汚泥処理施設の概要

処理主体名	愛北広域事務組合 3市2町の一部事務組合(犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町)
名 称	愛北クリーンセンター
所 在 地	岩倉市野寄町向山 760 番地
竣 工	平成 5 年 2 月 27 日
処理方法	高負荷脱窒素処理方式、高度処理(砂ろ過及び活性炭)
処理能力	280 kℓ／日(し尿:115 kℓ、浄化槽汚泥等:165 kℓ)

1.7 目標の達成状況及びその評価

令和 2 年 3 月に見直しを行った一般廃棄物処理基本計画では、生活排水についても中間目標年度(令和元年度)及び目標年度(令和 6 年度)における目標値として、生活排水処理率の値を定めています。

表 IV.1-8 に令和 5 年度における目標値(参考)及び実績値、その達成状況について示します。なお、令和 5 年度の目標値(参考)は平成 30 年度の実績値と令和 6 年度の目標値の間が直線的に推移するとして、比較を行うために算出しました。目標値として設定した生活排水処理率は着実に上昇しているものの、令和 5 年度は、生活排水処理率の目標値について達成していません。

表 IV.1-8 目標値の達成状況

項 目	令和元年度	令和 5 年度			最終目標 令和 6 年度
	実績値	目標値 (参考)	実績値	達成状況	目標値
生活排水処理率	86%	94%	91.0%	非達成	95%

2. 生活排水処理の将来予測

2.1 将来推計方法

本市の生活排水処理の将来推計は、ごみ排出量の将来推計と同様に、過去の実績から将来も同じように推移するという考え方であるトレンド推計を用いて行いました。

ただし、現在は人口減少局面であることから、市の人口に対する各生活排水処理形態別人口の割合で推計を行いました。なお、人口については、ごみ処理基本計画で用いた将来人口(p.3 参照)を使用しています。

表 IV.2-1 に、生活排水処理形態別人口の推計方法を示します。

表 IV.2-1 生活排水処理形態別人口の推計方法

種別	推計方法
①公共下水道人口	市の人口に対する接続人口の割合の実績を基に、トレンド推計を行った(自然対数式)。
②農業集落排水施設人口	市の人口に対する農業集落排水人口の割合の実績を基に、トレンド推計を行った(ルート式)。
③合併処理浄化槽人口	市の人口に対する合併処理浄化槽人口の割合の実績を基に、トレンド推計を行った(ルート式)。
④単独処理浄化槽人口	今後、新規に導入されることはないと考えられることから、④と⑤の合計は、本市の人口から①～③の人口予測値を差し引いた人口とし、汲み取り人口の予測値を差し引いた人口として設定した。
⑤汲み取り人口	市の人口に対する汲み取り人口の割合の実績を基に、トレンド推計を行った(ルート式)。

2.2 将来推計結果

上記の手法を基に推計した生活排水処理形態別人口の推計結果を表 IV.2-2 に示します。

表 IV.2-2 生活排水処理形態別人口の推計結果

		市内(処理区域内)人口	水洗化・生活雑排水処理人口(人)			水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	非水洗化人口(し尿汲取り)	水洗化率(%)	生活排水処理率(%)
			公共下水道(接続人口)	農業集落排水施設	合併処理浄化槽				
現況	H26	74,726	59,994	39,843	312	19,839	12,399	2,333	96% 80%
	H27	74,709	60,543	40,415	302	19,826	11,865	2,301	96% 81%
	H28	74,509	62,910	42,213	296	20,401	9,379	2,220	97% 84%
	H29	74,326	63,004	42,984	294	19,726	9,189	2,133	97% 84%
	H30	74,007	63,620	43,196	290	20,134	8,532	1,855	97% 85%
	R1	73,665	64,005	43,467	285	20,253	7,973	1,687	97% 86%
	R2	73,268	65,334	44,237	267	20,830	6,295	1,639	97% 89%
	R3	72,693	65,162	43,886	270	21,006	5,997	1,534	97% 89%
	R4	72,331	65,381	44,096	268	21,017	5,450	1,500	97% 90%
	R5	71,521	65,253	43,668	263	21,322	4,949	1,319	98% 91%
推計	R6	71,239	65,012	43,817	257	20,938	4,926	1,301	98% 91%
	R7	70,957	65,139	43,873	254	21,012	4,589	1,229	98% 91%
	R8	70,585	65,154	43,854	250	21,051	4,272	1,159	98% 92%
	R9	70,212	65,144	43,815	246	21,082	3,976	1,091	98% 92%
	R10	69,840	65,114	43,763	243	21,108	3,700	1,027	98% 93%
	R11	69,467	65,063	43,696	240	21,127	3,439	965	98% 93%
	R12	69,094	64,994	43,617	236	21,141	3,194	905	98% 94%
	R13	68,759	64,947	43,552	233	21,162	2,964	848	98% 94%
	R14	68,423	64,884	43,477	230	21,177	2,746	793	98% 94%
	R15	68,087	64,809	43,393	227	21,189	2,538	740	98% 95%
	R16	67,751	64,722	43,302	224	21,196	2,340	688	98% 95%

3. 計画の方針

3.1 計画の基本方針

本計画の基本方針は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を踏まえ、次のとおりとします。

①市内全域の水洗化の推進(生活排水処理の向上)

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を進め、将来的に全市の生活排水をこれらの生活排水処理施設で処理することとします。

②下水道等の未整備地域の対策の実施

下水道等の施設が整備されていない区域は、設置済み浄化槽の適正な維持管理を促進するとともに、合併処理浄化槽の普及を図ります。

③し尿及び汚泥の適正な収集・運搬・処分

汲み取りし尿及び浄化槽等の汚泥の衛生的かつ効率的な収集・運搬及び処分を実施します。

④生活排水の適正処理のための啓発及び情報発信

水質汚濁の防止のため、合併処理浄化槽などの維持管理の必要性や台所等での汚れの発生抑制などについて、情報発信に努めます。

3.2 計画の目標値

計画の目標値は生活排水処理率とし、以下のとおり設定します。

項目	実績値	中間目標値	最終目標値
	令和5年度	令和11年度	令和16年度
生活排水処理率	91%	93%	95%

4. 計画の施策

(1) 公共下水道への接続の促進

既に公共下水道が整備された区域において、各戸訪問し、下水道への接続を促進します。また、市広報でも公共下水道への接続の周知を図ります。

(2) 家庭における合併処理浄化槽の普及

公共下水道認可区域外、農業集落排水事業区域外などの家庭での合併処理浄化槽設置に対しては、犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を活用し、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換推進を図り、合併処理浄化槽の普及を進めます。併せて市町村設置型浄化槽の研究を進めます。

(3) し尿及び汚泥の収集・運搬及び処理・処分の合理化の推進

市民サービス向上のため、衛生的で効率的なし尿の収集、運搬に努め、収集体制の合理化と安定した業務を実施します。

汲み取ったし尿は、犬山市環境センターのし尿中継施設で貯留した後、愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターに運搬、処理します。

浄化槽等の汚泥は、許可業者による収集の後、汲み取ったし尿と同様に愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターに運搬、処理します。

愛北クリーンセンターに搬入されたし尿等は、破碎・脱水し、脱水し渣、脱水汚泥等を専門の処分業者に引き渡し、肥料化、焼却及び埋立て処分を行います。

関係市町と連携し、愛北広域事務組合の処理施設の適正な管理と充実に努めます。

(4) 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽の機能を適正に維持するための定期点検、清掃が行われるように、浄化槽使用者に対して広報等で周知するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。

(5) 市民への広報及び啓発活動の実施

地域の公共用水域の水質汚濁の状況や、汚濁の原因について広く広報するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われるように、関係機関と協力し啓発を行います。また、各家庭などでの水質浄化に対する意識の向上を図ります。

生活雑排水の処理ができる汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している家庭に対し、早期に合併処理浄化槽等の生活排水処理施設へ転換するよう啓発します。



資料編

1 人口・ごみ排出量推計値(1次推計)

2 ごみ排出量削減目標値(2次推計)

1 人口・ごみ排出量推計値(1次推計)

項目	単位	実績値										一次推計値				
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
人口	人	74,726	74,709	74,509	74,326	74,007	73,665	73,268	72,693	72,331	71,521	71,239	70,957	70,585	70,212	69,840
ごみ排出量(資源物、危険、有害含む)	t/年	21,756.42	21,767.27	21,431.64	21,415.37	21,176.47	21,020.14	21,122.11	20,419.32	20,275.51	19,251.94	19,679	19,548	19,403	19,300	19,122
(原単位)	g/人・日	797.7	796.1	788.0	789.4	783.9	779.6	789.8	769.6	768.0	735.5	757	755	753	751	750
ごみ排出量(資源物、危険、有害除く)	t/年	17,972.52	18,142.75	17,956.52	18,180.88	18,046.81	17,959.00	17,916.00	17,359.00	17,319.00	16,409.13	16,841	16,749	16,645	16,574	16,440
(原単位)	g/人・日	658.9	663.5	660.3	670.2	668.1	666.1	669.9	654.2	656.0	626.9	648	647	646	645	645
家庭系ごみ(資源物等含む)	t/年	16,286.86	16,172.15	15,890.07	15,826.02	15,665.40	15,666.14	15,983.11	15,366.32	15,108.51	14,402.37	14,676	14,589	14,486	14,425	14,287
(原単位)	g/人・日	597.1	591.4	584.3	583.4	579.9	581.1	597.7	579.1	572.3	550.2	564	563	562	561	560
家庭系ごみ(資源物等除く)	t/年	12,502.96	12,547.63	12,414.95	12,591.53	12,535.74	12,605	12,777	12,306	12,152	11,560	11,837	11,790	11,728	11,698	11,605
(原単位)	g/人・日	458.4	458.9	456.5	464.1	464.1	467.5	477.8	463.8	460.3	441.6	455	455	455	455	455
可燃ごみ	t/年	11,935.49	11,939.31	11,798.45	11,942.19	11,775.20	11,847.00	11,964.00	11,656.00	11,542.00	11,017.04	11,245	11,200	11,142	11,113	11,024
(原単位)	g/人・日	437.60	436.64	433.83	440.20	435.92	439.41	447.37	439.30	437.18	420.87	432.45	432.45	432.45	432.45	432.45
不燃ごみ	t/年	512.81	551.53	558.00	592.56	698.23	689.00	738.00	577.00	535.00	476.21	522	520	517	516	512
(原単位)	g/人・日	18.80	20.17	20.52	21.84	25.85	25.56	27.60	21.75	20.26	18.19	20.07	20.07	20.07	20.07	20.07
粗大ごみ	t/年	54.66	56.79	58.50	56.78	62.31	69.00	75.00	73.00	75.00	66.31	70	70	70	70	69
(原単位)	g/人・日	2.00	2.08	2.15	2.09	2.31	2.56	2.80	2.75	2.84	2.53	2.71	2.71	2.71	2.71	2.71
危険ごみ(スプレー缶)	t/年	19.18	20.18	20.13	20.66	20.97	22.70	24.80	23.80	23.85	22.28	23	23	23	23	23
(原単位)	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
有害ごみ	t/年	27.69	32.21	29.43	29.08	30.70	26.92	23.98	33.38	26.50	30.27	30	30	29	29	29
(原単位)	g/人・日	1.0	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	1.3	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
家庭系資源物	t/年	3,737.03	3,572.13	3,425.56	3,184.75	3,077.99	3,011.52	3,157.33	3,003.14	2,906.16	2,790.26	2,786	2,746	2,706	2,675	2,631
(原単位)	g/人・日	137.0	130.6	126.0	117.4	113.9	111.7	118.1	113.2	110.1	106.6	107.2	106.0	105.0	104.1	103.2
新聞	t/年	610.43	568.18	511.48	465.87	407.36	370.05	351.45	355.56	313.81	279.47	297	288	278	271	262
雑誌・雑がみ	t/年	803.35	702.55	614.92	566.72	529.70	490.70	489.63	450.88	414.96	383.28	395	383	371	362	351
段ボール	t/年	277.49	250.06	221.67	205.16	175.36	149.22	198.84	188.58	176.63	162.50	170	169	167	166	164
飲料用紙パック	t/年	40.59	37.91	39.19	38.95	37.71	37.31	39.64	38.69	36.57	34.81	35	35	35	35	34
布類	t/年	221.33	206.55	165.77	163.29	160.83	149.51	192.22	171.24	149.13	136.35	147	146	144	143	142
アルミ缶	t/年	62.51	62.55	63.28	61.72	57.78	58.18	64.87	64.54	59.01	59.13	59	58	58	57	57
スチール缶	t/年	73.92	70.28	64.57	63.34	60.80	57.16	58.30	52.03	48.93	44.27	47	46	46	46	45
空きびん類	t/年	471.07	444.82	500.25	440.32	419.34	394.62	407.04	394.17	358.78	369.03	361	358	355	352	348
ペットボトル	t/年	170.99	172.32	174.40	179.38	186.80	187.22	196.18	198.29	200.83	198.07	192	191	189	188	185
プラスチック製容器包装	t/年	561.52	569.69	565.61	564.17	561.06	571.55	590.16	589.16	585.51	561.54	559	554	549	545	539
トレイ類	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剪定樹木チップ	t/年	79.60	97.19	79.18	60.22	78.37	74.00	92.00	78.00	85.00	96.60	84	83	82	82	81
草チップ	t/年	364.24	390.03	425.23	375.62	402.88	472.00	477.00	422.00	477.00	465.21	439	436	431	428	423
事業系ごみ	t/年	5,469.56	5,595.12	5,541.57	5,589.35	5,511.07	5,354.00	5,139.00	5,053.00	5,167.00	4,849.57	5,004	4,959	4,916	4,875	4,836
(原単位)	g/人・日	200.5	204.6	203.8	206.0	204.0	198.6	192.2	190.4	195.7	185.3	192	191	191	190	190
可燃ごみ	t/年	4,838.42	4,980.47	4,940.06	4,979.24	4,896.03	4,804.00	4,368.00	4,365.00	4,515.00	4,208.57	4,346	4,307	4,270	4,234	4,200
不燃ごみ	t/年	631.1	614.7	601.5	610.1	615.0	550.00	771.00	688.00	652.00	641.00	658	652	646	641	636
集団回収量	t/年	1,550.10	1,518.28	1,390.51	1,252.73	1,181.12	1,117.77	712.63	705.70	769.54	654.78	686	648	612	581	549
(原単位)	g/人・日	56.8	55.5	51.1	46.2	43.7	41.5	26.6	26.6	29.1	25.0	26.4	25.0	23.8	22.6	21.5
総排出量(集団回収量含む)	t/年	23,306.53	23,285.55	22,822.15	22,668.10	22,357.59	22,137.91	21,834.74	21,125.02	21,045.05	19,906.72	20,365	20,196	20,015	19,881	19,672
(原単位)	g/人・日	854.5	851.6	839.2	835.6	827.7	821.1	816.5	796.2	797.1	760.5	783.2	779.8	776.9	773.7	771.7

一次推計値															備考	
R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	
2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	
69,467	69,094	68,759	68,423	68,087	67,751	67,415	67,088	66,760	66,432	66,104	65,776	65,499	65,222	64,944	64,667	
18,987	18,854	18,770	18,611	18,492	18,375	18,297	18,147	18,037	17,927	17,855	17,712	17,616	17,521	17,463	17,334	
749	748	746	745	744	743	742	741	740	739	738	738	737	736	735	734	
16,340	16,241	16,180	16,058	15,968	15,879	15,821	15,704	15,619	15,534	15,479	15,365	15,290	15,216	15,172	15,069	
644	644	643	643	643	642	641	641	641	641	640	640	640	639	638	638	
14,190	14,094	14,046	13,922	13,837	13,753	13,708	13,590	13,511	13,432	13,390	13,276	13,209	13,142	13,112	13,010	
560	559	558	557	557	556	556	555	554	554	553	553	552	552	552	551	
11,543	11,481	11,456	11,369	11,313	11,257	11,232	11,147	11,093	11,038	11,014	10,929	10,883	10,837	10,821	10,745	
455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	
10,965	10,906	10,883	10,800	10,747	10,694	10,670	10,590	10,538	10,486	10,463	10,382	10,339	10,295	10,279	10,207	
432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	432,45	直近3年の平均値
509	506	505	501	499	496	495	491	489	487	486	482	480	478	477	474	
20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	20,07	直近3年の平均値
69	68	68	68	67	67	67	66	66	66	66	65	65	64	64	64	
2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	2,71	直近3年の平均値
22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	
0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	直近3年の平均値
29	29	29	28	28	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	直近3年の平均値
2,596	2,562	2,539	2,502	2,474	2,446	2,426	2,394	2,369	2,345	2,327	2,298	2,277	2,257	2,243	2,218	
102,4	101,6	100,9	100,2	99,5	98,9	98,3	97,8	97,2	96,7	96,2	95,7	95,2	94,8	94,4	93,9	自然対数近似
255	249	243	237	232	227	223	218	213	209	206	202	198	195	192	189	資源ごみに占める割合を指数近似
343	334	328	320	313	307	301	295	290	284	280	275	270	266	263	258	資源ごみに占める割合を指数近似
162	161	160	158	157	155	154	153	151	150	149	148	147	146	145	144	新聞、雑誌・雑がみ以外の割合を直近3年の平均値
34	34	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	
140	139	138	137	135	134	134	132	131	130	129	128	127	126	126	124	
56	56	55	55	54	54	53	53	52	52	52	51	51	50	50	50	
45	44	44	43	43	43	42	42	42	41	41	41	40	40	40	40	
345	342	340	336	333	330	328	325	322	319	318	314	312	310	308	305	
184	182	181	179	177	176	175	173	171	170	169	167	166	165	164	163	
534	529	525	519	515	511	508	502	498	494	492	486	483	479	477	473	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
80	79	79	78	77	76	76	75	74	74	73	72	72	71	71	71	
419	415	413	408	405	401	399	395	391	388	386	382	379	377	375	371	
4,797	4,760	4,724	4,689	4,655	4,621	4,589	4,557	4,526	4,495	4,465	4,436	4,407	4,379	4,351	4,324	ルート近似
189	189	188	188	187	187	186	186	186	185	185	185	184	184	183	183	
4,167	4,134	4,103	4,073	4,043	4,014	3,986	3,958	3,931	3,904	3,878	3,853	3,828	3,803	3,779	3,755	
631	626	621	616	612	608	603	599	595	591	587	583	579	576	572	568	
521	494	470	446	424	403	384	364	346	329	314	297	282	268	255	241	
20.5	19.6	18.7	17.9	17.1	16.3	15.6	14.9	14.2	13.6	13.0	12.4	11.8	11.3	10.7	10.2	自然対数近似
19,508	19,348	19,240	19,056	18,916	18,778	18,681	18,512	18,383	18,256	18,169	18,009	17,898	17,789	17,718	17,575	
769.4	767.2	764.5	763.0	761.1	759.3	757.1	756.0	754.4	752.9	751.0	750.1	748.6	747.2	745.4	744.6	

2 ごみ排出量削減目標値(2次推計)

項目	単位	実績値										二次推計値				
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
人口	人	74,726	74,709	74,509	74,326	74,007	73,665	73,268	72,693	72,331	71,521	71,239	70,957	70,585	70,212	69,840
ごみ排出量(資源物、危険、有害含む)	t/年	21,756.42	21,767.27	21,431.64	21,415.37	21,176.47	21,020.14	21,122.11	20,419.32	20,275.51	19,251.94	19,618	19,420	19,208	19,039	18,796
(原単位)	g/人・日	797.7	796.1	788.0	789.4	783.9	779.6	789.8	769.6	768.0	735.5	754	750	746	741	737
ごみ排出量(資源物、危険、有害除く)	t/年	17,972.52	18,142.75	17,956.52	18,180.88	18,046.81	17,959.00	17,916.00	17,359.00	17,319.00	16,409.13	16,770	16,602	16,422	16,275	16,067
(原単位)	g/人・日	658.9	663.5	660.3	670.2	668.1	666.1	669.9	654.2	656.0	626.9	645	641	637	633	630
家庭系ごみ(資源物等含む)	t/年	16,286.86	16,172.15	15,890.07	15,826.02	15,665.40	15,666.14	15,983.11	15,366.32	15,108.51	14,402.37	14,653	14,539	14,409	14,321	14,157
(原単位)	g/人・日	597.1	591.4	584.3	583.4	579.9	581.1	597.7	579.1	572.3	550.2	564	561	559	557	555
家庭系ごみ(資源物等除く)	t/年	12,502.96	12,547.63	12,414.95	12,591.53	12,535.74	12,605	12,777	12,306	12,152	11,560	11,805	11,722	11,623	11,557	11,428
(原単位)	g/人・日	458.4	458.9	456.5	464.1	464.1	467.5	477.8	463.8	460.3	441.6	454	453	451	450	448
可燃ごみ	t/年	11,935.49	11,939.31	11,798.45	11,942.19	11,775.20	11,847.00	11,964.00	11,656.00	11,542.00	11,017.04	11,213	11,137	11,047	10,988	10,868
(原単位)	g/人・日	437.60	436.64	433.83	440.20	435.92	439.41	447.37	439.30	437.18	420.87	431.23	430.01	428.79	427.57	426.35
不燃ごみ	t/年	512.81	551.53	558.00	592.56	698.23	689.00	738.00	577.00	535.00	476.21	522	515	507	501	492
(原単位)	g/人・日	18.80	20.17	20.52	21.84	25.85	25.56	27.60	21.75	20.26	18.19	20.07	19.88	19.69	19.51	19.32
粗大ごみ	t/年	54.66	56.79	58.50	56.78	62.31	69.00	75.00	73.00	75.00	66.31	70	70	69	68	67
(原単位)	g/人・日	2.00	2.08	2.15	2.09	2.31	2.56	2.80	2.75	2.84	2.53	2.71	2.69	2.67	2.66	2.64
危険ごみ(スプレー缶)	t/年	19.18	20.18	20.13	20.66	20.97	22.70	24.80	23.80	23.85	22.28	23	23	23	23	23
(原単位)	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
有害ごみ	t/年	27.69	32.21	29.43	29.08	30.70	26.92	23.98	33.38	26.50	30.27	30	30	29	29	29
(原単位)	g/人・日	1.0	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	1.3	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
家庭系資源物	t/年	3,737.03	3,572.13	3,425.56	3,184.75	3,077.99	3,011.52	3,157.33	3,003.14	2,906.16	2,790.26	2,796	2,765	2,734	2,712	2,677
(原単位)	g/人・日	137.0	130.6	126.0	117.4	113.9	111.7	118.1	113.2	110.1	106.6	107.5	106.8	106.1	105.5	105.0
新聞	t/年	610.43	568.18	511.48	465.87	407.36	370.05	351.45	355.56	313.81	279.47	297	288	278	271	262
雑誌・雑がみ	t/年	803.35	702.55	614.92	566.72	529.70	490.70	489.63	450.88	414.96	383.28	404	401	399	399	398
段ボール	t/年	277.49	250.06	221.67	205.16	175.36	149.22	198.84	188.58	176.63	162.50	170	169	167	166	164
飲料用紙パック	t/年	40.59	37.91	39.19	38.95	37.71	37.31	39.64	38.69	36.57	34.81	35	35	35	35	34
布類	t/年	221.33	206.55	165.77	163.29	160.83	149.51	192.22	171.24	149.13	136.35	147	146	144	143	142
アルミ缶	t/年	62.51	62.55	63.28	61.72	57.78	58.18	64.87	64.54	59.01	59.13	59	58	58	57	57
スチール缶	t/年	73.92	70.28	64.57	63.34	60.80	57.16	58.30	52.03	48.93	44.27	47	46	46	46	45
空きびん類	t/年	471.07	444.82	500.25	440.32	419.34	394.62	407.04	394.17	358.78	369.03	361	358	355	352	348
ペットボトル	t/年	170.99	172.32	174.40	179.38	186.80	187.22	196.18	198.29	200.83	198.07	192	191	189	188	185
プラスチック製容器包装	t/年	561.52	569.69	565.61	564.17	561.06	571.55	590.16	589.16	585.51	561.54	559	554	549	545	539
トレイ類	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剪定樹木チップ	t/年	79.60	97.19	79.18	60.22	78.37	74.00	92.00	78.00	85.00	96.60	84	83	82	82	81
草チップ	t/年	364.24	390.03	425.23	375.62	402.88	472.00	477.00	422.00	477.00	465.21	439	436	431	428	423
事業系ごみ	t/年	5,469.56	5,595.12	5,541.57	5,589.35	5,511.07	5,354.00	5,139.00	5,053.00	5,167.00	4,849.57	4,965	4,881	4,789	4,718	4,639
(原単位)	g/人・日	200.5	204.6	203.8	206.0	204.0	198.6	192.2	190.4	195.7	185.3	191	188	186	184	182
可燃ごみ	t/年	4,838.42	4,980.47	4,940.06	4,979.24	4,896.03	4,804.00	4,368.00	4,365.00	4,515.00	4,208.57	4,312	4,239	4,168	4,098	4,030
不燃ごみ	t/年	631.1	614.7	601.5	610.1	615.0	550.00	771.00	688.00	652.00	641.00	653	642	631	620	610
集団回収量	t/年	1,550.10	1,518.28	1,390.51	1,252.73	1,181.12	1,117.77	712.63	705.70	769.54	654.78	686	648	612	581	549
(原単位)	g/人・日	56.8	55.5	51.1	46.2	43.7	41.5	26.6	26.6	29.1	25.0	26.4	25.0	23.8	22.6	21.5
総排出量(集団回収量含む)	t/年	23,306.53	23,285.55	22,822.15	22,668.10	22,357.59	22,137.91	21,834.74	21,125.02	21,045.05	19,906.72	20,304	20,068	19,821	19,621	19,345
(原単位)	g/人・日	854.5	851.6	839.2	835.6	827.7	821.1	816.5	796.2	797.1	760.5	780.9	774.8	769.3	763.5	758.9

二次推計値															備考	
R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	
2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	
69,467	69,094	68,759	68,423	68,087	67,751	67,415	67,088	66,760	66,432	66,104	65,776	65,499	65,222	64,944	64,667	
18,595	18,372	18,279	18,112	17,986	17,861	17,763	17,615	17,505	17,397	17,325	17,183	17,089	16,995	16,937	16,809	
733	728	726	725	724	722	720	719	718	717	716	716	715	714	713	712	
15,893	15,694	15,616	15,478	15,372	15,266	15,188	15,074	14,990	14,906	14,852	14,741	14,667	14,594	14,550	14,450	
627	622	621	620	619	617	616	616	615	615	614	614	614	613	612	612	
14,033	13,886	13,833	13,706	13,617	13,530	13,485	13,369	13,290	13,212	13,171	13,058	12,992	12,927	12,897	12,797	
553	551	550	549	548	547	547	546	545	545	544	544	543	543	543	542	
11,331	11,209	11,171	11,072	11,003	10,935	10,910	10,828	10,775	10,722	10,698	10,616	10,571	10,527	10,510	10,437	
447	444	444	443	443	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	
10,779	10,665	10,634	10,544	10,483	10,422	10,399	10,320	10,270	10,219	10,197	10,118	10,076	10,033	10,018	9,948	
425,13	422,91	422,54	422,18	421,82	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	421,45	R12で単純推計-6g(食品ロス)、R16で-4g(紙類別)
485	478	472	464	457	450	449	445	443	441	440	437	435	433	432	429	
19,13	18,94	18,75	18,57	18,38	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	18,19	R16で単純推計-2g(リユース促進)
66	66	65	64	63	63	63	62	62	61	61	61	61	60	60	60	
2,62	2,60	2,59	2,57	2,55	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	2,53	R16で単純推計-0.2g(リユース促進)
22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	
0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	単純推計と同じ
29	29	29	28	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27	
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	単純推計と同じ
2,651	2,627	2,612	2,584	2,564	2,545	2,525	2,492	2,466	2,442	2,424	2,394	2,373	2,352	2,338	2,312	
104,6	104,1	103,8	103,5	103,2	102,9	102,3	101,8	101,2	100,7	100,2	99,7	99,2	98,8	98,4	97,9	紙類の増加分を反映
255	249	243	237	232	227	223	218	213	209	206	202	198	195	192	189	単純推計と同じ
398	398	401	401	403	406	400	393	387	381	377	371	366	361	358	353	R16で単純推計+4g/人日、以降はそれを維持
162	161	160	158	157	155	154	153	151	150	149	148	147	146	145	144	
34	34	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31	30	30	30	
140	139	138	137	135	134	134	132	131	130	129	128	127	126	126	124	
56	56	55	55	54	54	53	53	52	52	52	51	51	50	50	50	
45	44	44	43	43	43	42	42	42	41	41	41	40	40	40	40	単純推計と同じ
345	342	340	336	333	330	328	325	322	319	318	314	312	310	308	305	
184	182	181	179	177	176	175	173	171	170	169	167	166	165	164	163	
534	529	525	519	515	511	508	502	498	494	492	486	483	479	477	473	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
80	79	79	78	77	76	76	75	74	74	73	72	72	71	71	71	
419	415	413	408	405	401	399	395	391	388	386	382	379	377	375	371	
4,562	4,485	4,446	4,407	4,369	4,331	4,278	4,246	4,215	4,184	4,154	4,125	4,096	4,068	4,040	4,013	R12で単純推計-24g(食品ロス)、R16で-42g(紙類別)
180	178	177	176	176	175	173	173	173	172	172	171	171	170	170	170	
3,962	3,896	3,861	3,827	3,794	3,762	3,715	3,688	3,661	3,634	3,608	3,583	3,558	3,533	3,509	3,485	
600	590	584	579	574	569	562	558	554	550	546	542	538	535	531	528	
521	494	470	446	424	403	384	364	346	329	314	297	282	268	255	241	
20.5	19.6	18.7	17.9	17.1	16.3	15.6	14.9	14.2	13.6	13.0	12.4	11.8	11.3	10.7	10.2	単純推計と同じ
19,116	18,866	18,749	18,558	18,410	18,264	18,147	17,979	17,851	17,726	17,639	17,480	17,371	17,263	17,192	17,051	
753.9	748.1	745.0	743.1	740.8	738.6	735.5	734.2	732.6	731.0	729.1	728.1	726.6	725.1	723.3	722.4	